

2020年度における
地球温暖化対策計画の進捗状況
(環境省取りまとめの対策・施策)
(詳細版)

※ 本資料は、実績把握時期の都合等で、一部調整中の内容が含まれており、今後、変更となる可能性があります。

各対策・施策の進捗状況

目 次

温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減対策・施策

<エネルギー起源二酸化炭素>

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

- ・燃料転換の推進 1

B. 業務その他部門の取組

- ・廃棄物処理における取組 4

C. 家庭部門の取組

- ・高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門） 16

<非エネルギー起源二酸化炭素>

- ・バイオマスプラスチック類の普及 21
- ・廃棄物焼却量の削減 25

<メタン>

- ・廃棄物最終処分量の削減 30
- ・廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用 33

<代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）>

- ・代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF₆、NF₃） 37

分野横断的な施策

- ・J-クレジット制度の活性化 51
- ・二国間クレジット制度（JCM）の推進 55
- ・国立公園における脱炭素化の取組 58
- ・温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組 60
- ・温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 62
- ・事業活動における環境への配慮の促進 64
- ・成長に資するカーボンプライシング 67
- ・税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用 69
- ・サステナブルファイナンスの推進 71

基盤的施策

- ・ 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備 81

公的機関における取組

- ・ 国の率先的取組 85
- ・ 地方公共団体の率先的取組と国による促進 87

地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

- ・ 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進 91

脱炭素型ライフスタイルへの転換

- ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換 96
- ・ 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 110

地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

- ・ 脱炭素先行地域づくり 117
- ・ 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開） 118
- ・ 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築 119
- ・ グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション 121
- ・ 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション 123

海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

- ・ 相手国の政策・制度構築 128
- ・ 国際ルール作りの主導 130
- ・ 都市の取組の推進 135
- ・ グリーン冷媒技術・製品等の国際展開 137

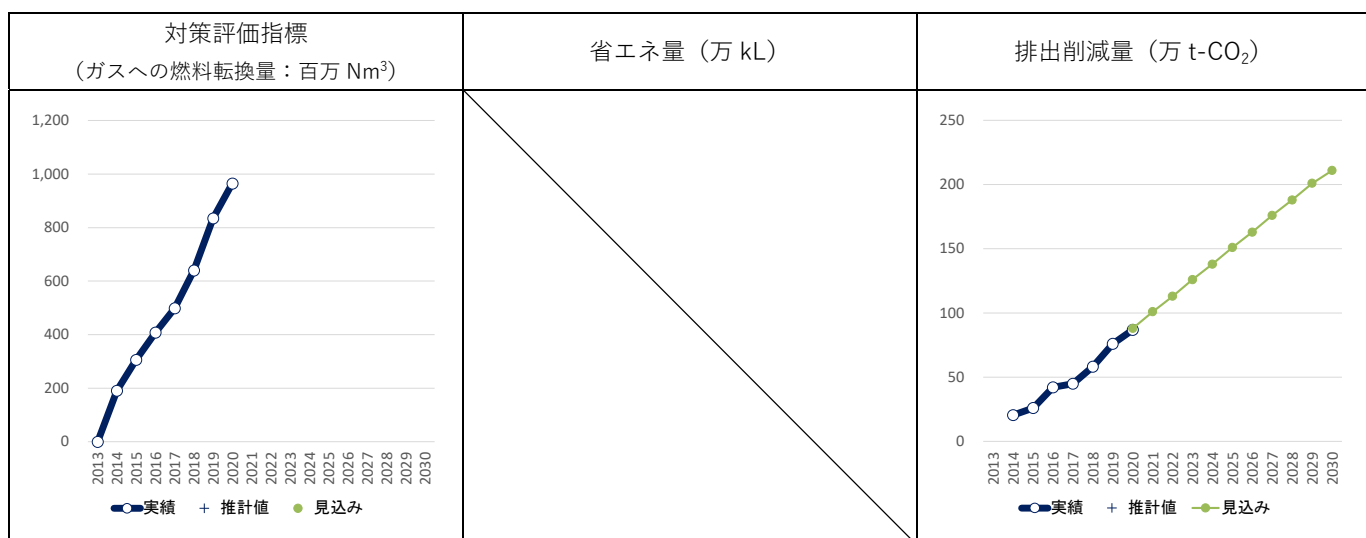
対策名：	10. 燃料転換の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	省 CO ₂ 効果が高く、直近から着実に実施可能な対策である石炭・重油等からガス等への燃料転換により、工場・事業場における CO ₂ 削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 燃料転換の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ガスへの燃料 転換量	百万 Nm ³	実績	—	191	306	408	499	640	835	965										
		見込み													—					—
省エネ量	万 kL	実績	—	—	—	—	—	—	—	—										
		見込み													—					—
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	20	26	42	45	58	76	87										
		見込み								88	101	113	126	138	151	163	176	188	201	211



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 燃料転換量 【2020 年度】 965 百万 Nm ³ ・ 燃料転換量は調査により把握。
	< 省エネ量 > —

	<排出削減量> 【2020 年度】 87 万 t-CO₂ ・ 下記算出方法により算出 $(\text{排出削減量}) = \Sigma \{ (\text{燃料転換前 CO}_2\text{排出量}) - (\text{燃料転換後 CO}_2\text{排出量}) \}$ $= \Sigma (\text{燃料転換前燃料種の CO}_2\text{排出係数}) \times (\text{燃料転換前の燃料量})$ $- \Sigma (\text{燃料転換後燃料種の CO}_2\text{排出係数}) \times (\text{燃料転換後の燃料量})$ ・ CO₂排出係数は燃料種ごとに異なる。
出典	・ 燃料転換量および排出削減量の実績はガス協会提供 ・ 電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会公表資料（2019 年度（確報値）、2020 年度 CO₂排出実績（速報値））及び協議会提供情報から作成 ・ 燃料の排出係数は、エネルギー源別総発熱量・炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき作成
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 — 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標と排出削減量は、算出方法上連動して推移する。2021 年度以降の推計値は、2016 年度から 2019 年度までの実績値をもとに毎年 132 百万 Nm³の開発量、12.5 万 t-CO₂/年の削減効果が累積すると仮定しており、2030 年度に向けて直線的に推移する見通し。 今後補助事業により燃料転換の推進を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助		（環境省） ① 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（事業終了予定年度: 2025 年度） ・ 工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援。 ・ 優良事例を公表し、横展開を図る。

		40.0 億円 (2021 年度予算) 37.0 億円 (2022 年度予算案)
--	--	---

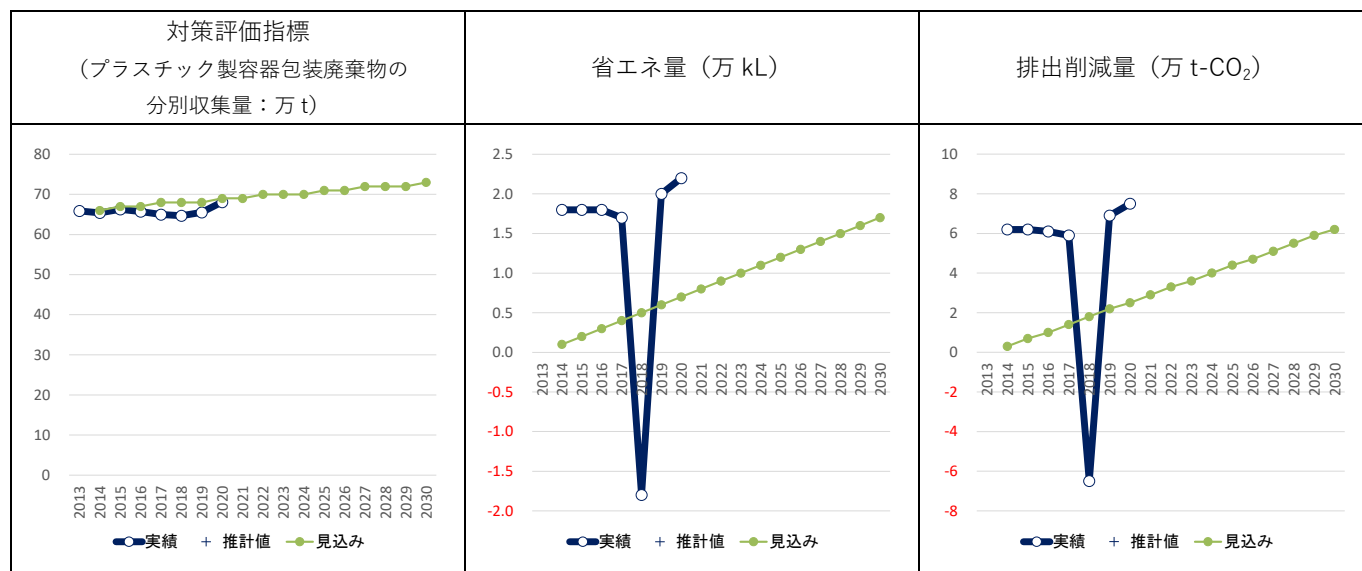
対策名：	20. 廃棄物処理における取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物（対策効果は「エネルギー」で発現）
具体的内容：	・ 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル（材料リサイクル、ケミカルリサイクル）の推進。 ・ 廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 廃プラスチック類及び紙くず等の廃棄物を原料として燃料を製造し、製造業等で使用される化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 走行から積込までを全て電動化したEV ごみ収集車により、現行の内燃機関ごみ収集車の代替を図り、ごみ収集車から排出されるCO₂量の削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	万 t	実績	66	65.4	66.3	65.7	65.0	64.7	65.5	68.1										
		見込み		66	67	67	68	68	68	69	69	70	70	70	71	71	72	72	72	73
省エネ量	万 kL	実績	－	1.8	1.8	1.8	1.7	-1.8	2.0	2.2										
		見込み		0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	－	6.2	6.2	6.1	5.9	-6.5	6.9	7.5										
		見込み		0.3	0.7	1.0	1.4	1.8	2.2	2.5	2.9	3.3	3.6	4.0	4.4	4.7	5.1	5.5	5.9	6.2



定義・算出方法	<対策評価指標>
	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における市町村からの引き取り実績データ
	<省エネ量> 対策評価指標のうちケミカルリサイクル（高炉分、コークス炉分）量相当分にプラスチック発熱量 29.3MJ/kg-wet を乗じ、さらに原油換算原単位 0.0258kL/GJ を乗じて算出したものから、2013 年度の省エネ量との差
	<排出削減量> コークスの CO ₂ FE (29.38gC/MJ) 及び原料炭（コークス用）の CO ₂ FE (24.51gC/MJ) にそれぞれの発熱量を乗じて算出したものから、2013 年度の削減量との差
出典	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 HP
備考	

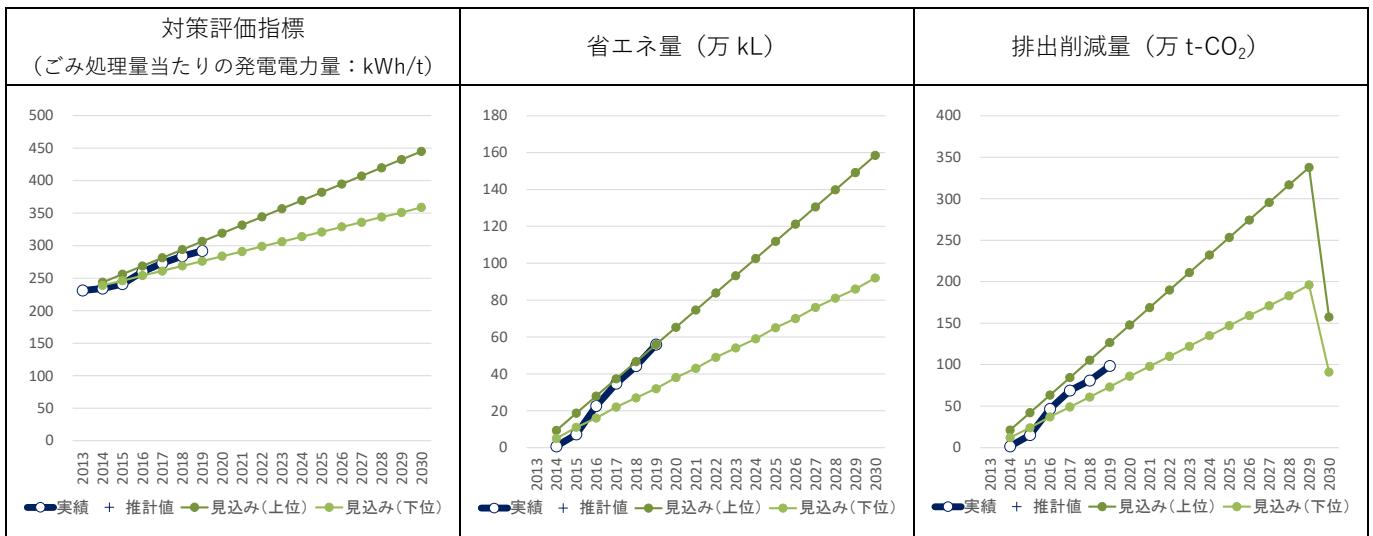
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
	省エネ量 A. 2030 年度目標水準を上回ると考えられ、2020 年度実績値が既に 2030 年度目標水準を上回る
	排出削減量 A. 2030 年度目標水準を上回ると考えられ、2020 年度実績値が既に 2030 年度目標水準を上回る
評価の補足および理由	対策評価指標であるプラスチック製容器包装の分別収集実績について、微増しており、市町村による分別収集の促進により目標水準と同等程度になると考えられる。また、分別収集実績が増加するため、省エネ量及び排出削減量についても、目標水準を上回ると考えられる。

(2) 一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ごみ処理量当たりの 発電電力量	kWh/t	実績	231	234	241	260	273	284	292											
		見込み (上位)		244	256	269	281	294	307	319	332	344	357	369	382	395	407	420	432	445
		見込み (下位)		239	246	254	261	269	276	284	291	299	306	314	321	329	336	344	351	359
省エネ量	万 kL	実績	—	0.7	7.2	23	35	44	56											
		見込み (上位)		9	19	28	37	47	56	65	75	84	93	103	112	121	131	140	149	158
		見込み (下位)		5	11	16	22	27	32	38	43	49	54	59	65	70	76	81	86	92
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	1.6	15.1	46.7	68.8	80.8	98.5											
		見込み (上位)		21	42	63	84	106	127	148	169	190	211	232	253	274	295	317	338	157
		見込み (下位)		12	24	37	49	61	73	86	98	110	122	135	147	159	171	183	196	91



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/t) は「日本の廃棄物処理」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)より把握(民間施設に係るものを除く。)
	< 省エネ量 > 当該年度の発電電力量の実績値(千 kWh)、電力発熱量(9.76GJ/千 kWh)、原油換算単位(0.0258kL/GJ)を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	< 排出削減量 > 電力排出係数(2018 年度は 0.46kg-CO ₂ /kWh)を用いて算出。
出典	日本の廃棄物処理(2019 年度実績)

備考	2030 年度の排出削減量の値が前年までの値と比べて著しく低くなっているのは、2030 年度の電力排出係数に 0.37kg-CO₂/kWh を用いていることによる。 「日本の廃棄物処理」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）は毎年度末に前年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2019 年度実績が最新の値となる。
----	---

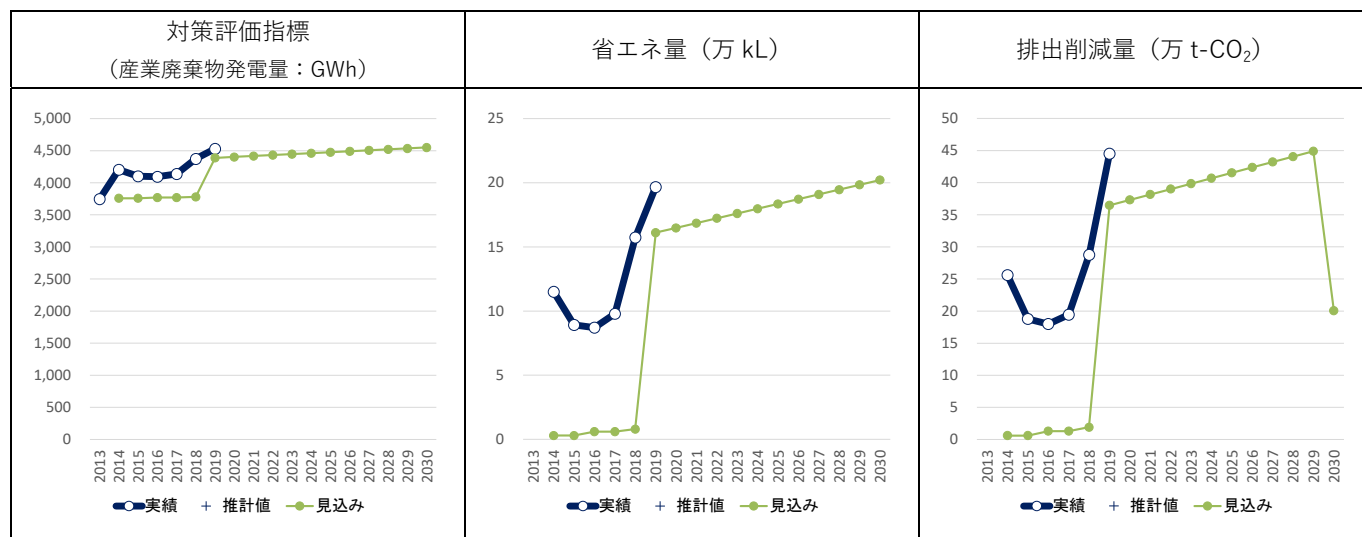
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	循環型社会形成推進交付金等の活用による高効率エネルギー回収が可能となる施設の更新や CO₂ 排出削減に資する施設の改良の促進といった一般廃棄物処理施設における廃棄物発電の導入に関する取組の進展により、対策評価指標であるごみ処理量当たりの発電電力量は 231kWh/t（2013 年度）から 292 kWh/t（2019 年度）に増加しており、省エネ量及び排出削減量はそれぞれ 56 万 kL（2019 年度）、102 万トン-CO₂（2019 年度）となっている。2018 年度から 2019 年度にかけての発電電力量の増加量で今後推移すれば、2030 年度目標水準を達成できる見込みである。今後も、循環型社会形成推進交付金等の活用による高効率エネルギー回収が可能となる施設の更新や CO₂ 排出削減に資する施設の改良の促進に加えて、これまで廃棄物エネルギーが十分活用されてこなかった中小規模の廃棄物処理施設における廃棄物エネルギー利活用に係る技術評価・検証事業等を行うことにより、目標の確実な達成を目指す。

（３）産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 産業廃棄物発電量	GWh	実績	3748	4205	4102	4094	4137	4373	4529											
		見込み		3759	3759	3770	3770	3781	4388	4403	4417	4432	4447	4462	4477	4491	4506	4521	4536	4551
省エネ量	万 kL	実績	－	11.5	8.9	8.7	9.8	15.7	19.7											
		見込み		0.3	0.3	0.6	0.6	0.8	16.1	16.5	16.9	17.2	17.6	18.0	18.3	18.7	19.1	19.5	19.8	20
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	－	25.6	18.8	18.0	19.5	28.8	44.5											
		見込み		0.6	0.6	1.3	1.3	1.9	36.5	37.3	38.2	39.0	39.8	40.7	42	42.4	43.2	44.1	44.9	20



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 産業廃棄物処理業者による発電電力量（GWh）は「産業廃棄物処理施設状況調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より把握。
	< 省エネ量 > 当該年度の産業廃棄物処理業者による発電電力量（GWh）、電力発熱量（9.76GJ/千kWh）、原油換算原単位（0.0258kL/GJ）を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	< 排出削減量 > 電力排出係数（0.57kg-CO₂/kWh）を用いて算出。
出典	産業廃棄物処理施設状況調査
備考	2030 年度の排出削減量の値が前年までの値と比べて著しく低くなっているのは、2030 年度の電力排出係数に 0.25kg-CO₂/kWh を用いていることによる。 対策評価指標は「産業廃棄物処理施設状況調査」から把握しており、2020 年度確報値は 2022 年 4 月に公表予定。 2020 年度点検時に、電力排出係数を修正した。

対策・施策の進捗状況に関する評価

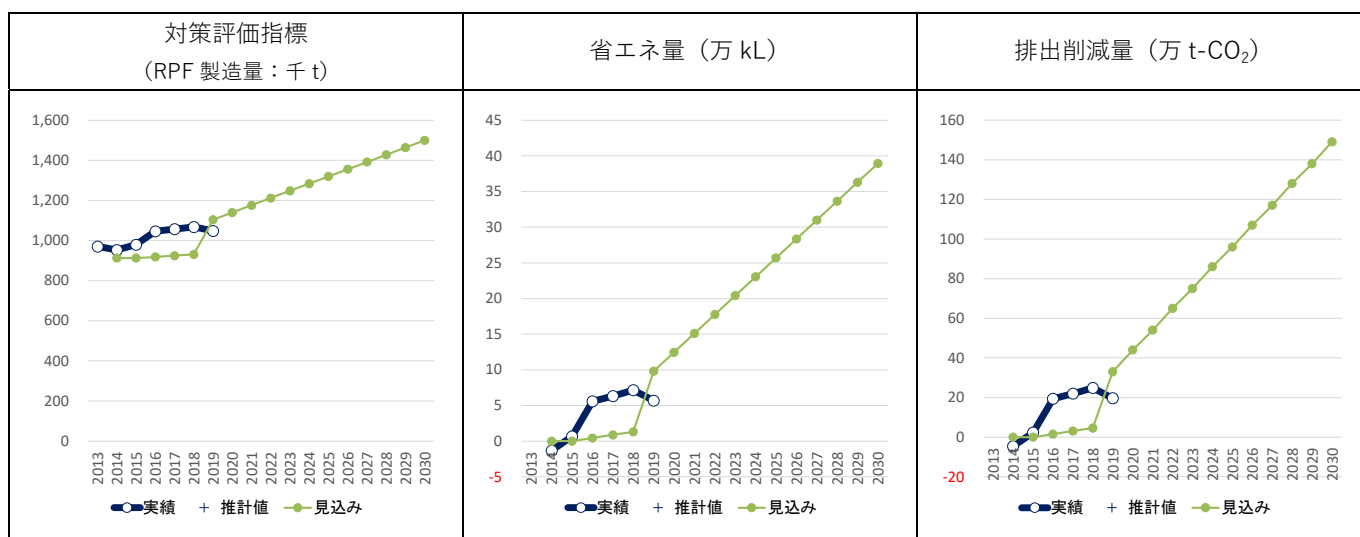
対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 A. 2030 年度目標水準を上回ると考えられ、2019 年度実績値が既に 2030 年度目標水準を上回る
評価の補 足および 理由	2019 年度には新たに 4 施設で廃棄物発電が導入され、発電電力量が着実に増加している。 今後も廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業等の活用

	による産業廃棄物処理設備における廃棄物発電の導入を推進する。
--	--------------------------------

(4) 廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進

対策評価指標、省エネルギー、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 RPF 製造量	千 t	実績	971	953	980	1047	1057	1068	1048											
		見込み		913	913	919	925	931	1104	1140	1176	1212	1248	11284	1320	1356	1392	1428	1464	1500
省エネルギー	万 kL	実績	-	-1.3	-0.7	5.6	6.3	7.2	5.7											
		見込み		-	-	0.44	0.88	1.3	9.8	12.5	15.1	17.8	20.4	23.1	26	28.4	31.0	33.7	36.3	39
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-4.6	2.3	19.4	22.0	24.8	19.6											
		見込み		-	-	1.5	3.1	4.6	33	44	54	65	75	86	96	107	117	128	138	149



定義・ 算出方法	<対策評価指標> RPF 使用量は、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）で集計される石油製品製造業・化学工業・パルプ・紙・紙加工品製造業・窯業・土石製品製造業の RPF 使用量より把握。
	<省エネルギー> 当該年度の RPF 使用量、RPF の固形分割合（97.4%）、RPF の発熱量（29.3MJ/kg）、原油換算原単位（0.0258kL/GJ）を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	<排出削減量> RPF が代替する燃料（石炭を想定）の二酸化炭素排出係数（2014 年度から 2018 年度までは 89.5kg-CO₂/GJ、2019 年度は 89.1kg-CO₂/GJ）を用いて算出。
出典	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）

備考	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）において、各種統計データの算定方法の見直し等が行われたことから、2019 年度確定値（2021 年 4 月公表）を基に、2013 年度から 2019 年度までの RPF 製造量の実績値を修正した。
----	---

対策・施策の進捗状況に関する評価

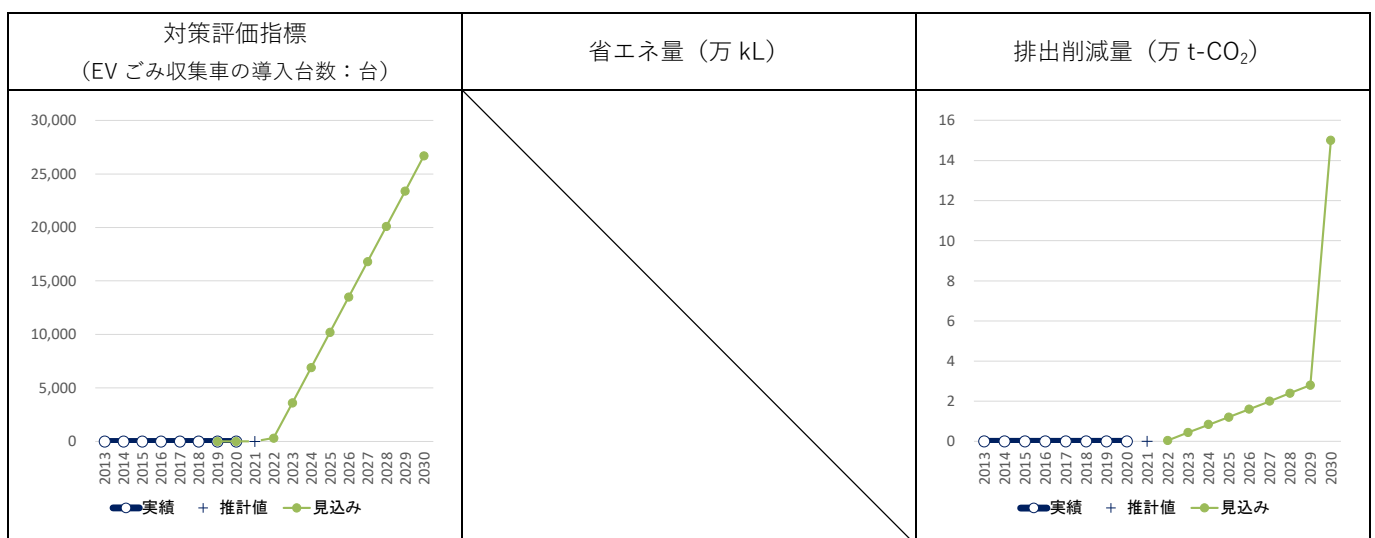
対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	2016 年度以降、低炭素型廃棄物処理支援事業（2020 年度からは「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」）の活用による RPF 製造設備の設置を推進することにより、化石燃料の代替による省エネ及び排出削減を推進する。

（５）EV ごみ収集車の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 EV ごみ収集車の導入台数	台	実績	0	0	0	0	0	2	2	2	(2)									
		見込み							2	2	2	302	3602	6902	10200	13500	16800	20100	23400	26700
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	0	0	0	0	0.0002	0.0002	0.0002	(0.0002)									
		見込み									-	0.04	0.44	0.84	1.2	1.6	2.0	2.4	2.8	15

※括弧つき数値は、実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた推計値



定義・算出方法	<対策評価指標> メーカー、地方自治体等へのヒアリングにより、毎年度の EV ごみ収集車の導入台数を
---------	--

	把握・集計して算出。
	<省エネ量> —
	<排出削減量> 軽油ごみ収集車と EV ごみ収集車の燃費・電費、両者の最大積載量の差、平均的な走行距離・走行日数等より計算されるごみ収集車 1 台あたりの CO₂ 削減効果に、EV ごみ収集車累積導入台数を乗じて排出削減量を算出。 電力の排出係数：0.57 kg-CO₂/kWh
出典	電力の排出係数は、電気事業における環境行動計画（電気事業連合会）より作成
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標である EV ごみ収集車の導入台数について、増加はないものの、国による EV 収集車の導入促進やメーカーの販促により目標水準と同等程度になると考えられる。それに伴い、排出削減量についても、目標水準と同程度になると考えられる。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。 2016 年 1 月に変更し、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合」を新たな目標として掲げる等、廃棄物エネルギーの有効活用に関する事項について記載。	
	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1	

	項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。 2016 年 9 月に改定し、ごみ処理基本計画と地球温暖化対策計画の整合性や廃棄物発電等のエネルギー回収の更なる推進等について記載。	
	③廃棄物処理施設整備計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 の規定に基づき策定。 2018 年度～2022 度の 5 カ年の新たな廃棄物処理施設整備計画を 2018 年 6 月に閣議決定し、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」等を目標値として設定。	
補助	①循環型社会形成推進交付金等（2014 年度） エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業において地球温暖化対策に資する施設整備を支援。 82,615 百万円の内数（2014 年度） 93,812 百万円の内数（2015 年度） 96,230 百万円の内数（2016 年度） 96,530 百万円の内数（2017 年度） 102,255 百万円の内数（2018 年度） 82,870 百万円の内数（2019 年度） 82,102 百万円の内数（2020 年度）	
	②廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業（2016 年度） 廃棄物焼却施設の余熱等の利用を促進するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性調査に対する補助を行う。 また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための熱導管等の付帯設備への補助を行う。 3 件、 67 百万円（2016 年度） 7 件、113 百万円（2017 年度） 10 件、147 百万円（2018 年度）	

	3件 43 百万円 (2019 年度)	
	③低炭素型廃棄物処理支援事業 (2016 年度) CO₂ 排出削減及び廃棄物の適正な循環利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定から設備導入までを包括的に支援 1,700 百万円 (2016 年度) 2,000 百万円 (2017 年度) 2,000 百万円 (2018 年度) 2,000 百万円 (2019 年度)	
	④廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業 (2018 年度) 地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等に供給し、EV パッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図るため、廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用する EV パッカー車の一体的な取組みに対して支援する。 2 件、 58 百万円 (2018 年度)	
	⑤廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 廃棄物処理施設へ高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーの有効活用を推進することにより、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、先進的な取組を全国に周知して水平展開を図り、エネルギー利活用施設への民間資金の活用を推進し、地域循環共生圏の構築を促進する。 26,950 百万円 (2019 年度) 25,950 百万円 (2020 年度)	引き続き、事業を継続する。

	⑥廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業（2020 年度） 廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する事業を支援する。 1,950 百万円（2020 年度）	廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業の今後の予算措置（事業終了予定年度：2024 年度） 1,950 万円（2021 年度予算） 1,950 万円（2022 年度予算案）
その他	①廃棄物発電の高度化支援事業（2013 年度） 発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速化を支援する。 77 百万円（2013 年度） 90 百万円（2014 年度） 209 百万円（2015 年度） 239 百万円（2016 年度） 200 百万円（2017 年度）	
	②中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業（2017 年度） 中小廃棄物処理施設における先導的な廃棄物処理システム化技術について、CO₂排出量の削減や導入コストの低減等に係る評価・検証を行う。 409 百万円（2017 年度） 464 百万円（2018 年度） 396 百万円（2019 年度） 650 百万円（2020 年度）	
	③廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業（2018 年度） 地域特性に応じて最適な一連の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）の在り方について、各地域を対象として各処理方策等に関する実現可能性調査を行うとともに、得られた知見をガイドラインとして取りまとめること等に	

	より、全国的に模範となるモデルを確立し、その成果を広く市町村等に周知・普及し、水平展開を図る。 154 百万円（2018 年度） 168 百万円（2019 年度）	
	④先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業（2019 年度） 市区町村が実施する一般廃棄物収集運搬業務について、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬の低炭素化モデル事業を行い、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市町村等への周知し水平展開を図る。 49 百万円（2019 年度）	
	⑤廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業（2020 年度） 地域特性に応じて最適な一連の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）の在り方について、各地域を対象として各処理方策等に関する実現可能性調査を行うとともに、得られた知見をガイドラインとして取りまとめる。また市区町村が実施する一般廃棄物収集運搬業務について、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬の低炭素化モデル事業を行い、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市町村等へ周知し水平展開を図る。 300 百万円（2020 年度）	

対策名：	23. 高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	浄化槽を新設もしくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を 26%削減した先進的省エネ型浄化槽の導入及びエネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等を行うことにより、ブローア等の消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する。

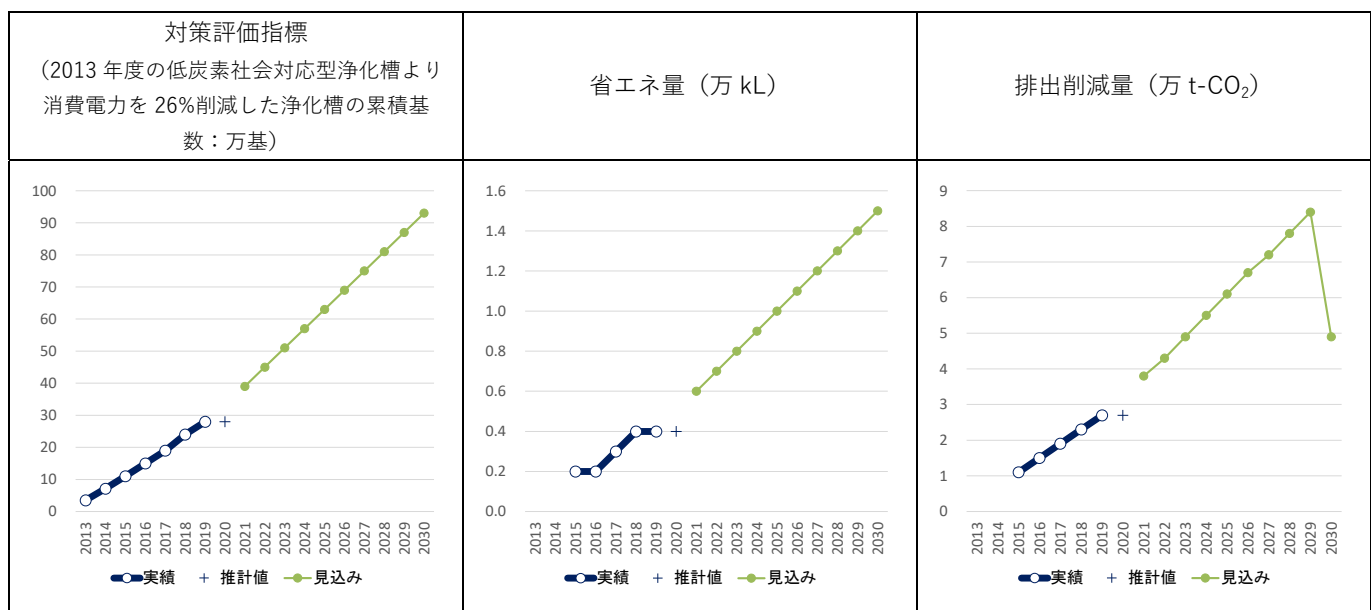
1. 対策・施策の進捗状況と評価

（１）省エネルギー浄化槽整備の推進（先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入）

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 2013年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した浄化槽の累積基数	万基	実績	3.5	7.1	11	15	19	24	28	(28)										
		見込み									39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
省エネ量	万 kL	実績	—	—	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	(0.4)										
		見込み									0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	—	1.1	1.5	1.9	2.3	2.7	(2.7)										
		見込み									3.8	4.3	4.9	5.5	6.1	6.7	7.2	7.8	8.4	4.9

※括弧つき数値は、実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた推計値



定義・ 算出方法	<対策評価指標> (一社) 浄化槽システム協会の出荷統計より把握。
	<省エネ量> ・先進的省エネ型家庭用浄化槽の導入 現況年度(2014年度)以降のBAUの低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した先進的省エネ型浄化槽(50人槽以下の小型浄化槽)の出荷基数累積値を推計し、評価年度の当該浄化槽の出荷基数との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力発熱量(GJ/千kWh)・原油換算kL原単位(kL/GJ)を乗じて算出。
	<排出削減量> ・先進的省エネ型家庭用浄化槽の導入 現況年度(2014年度)以降のBAUの低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した先進的省エネ型浄化槽(50人槽以下の小型浄化槽)の出荷基数累計値を推計し、評価年度の当該浄化槽の出荷基数との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力排出係数を乗じて算出。当該浄化槽の電力消費削減率は、実績値に基づき、2013年度の低炭素社会対応型浄化槽の基準値の26%とする。
出典	・2013年度の低炭素社会対応型浄化槽の人槽区分別の消費電力基準値(1基あたり): 5人槽:0.052kW、7人槽:0.074kW、10人槽:0.101kW (出典:浄化槽設置整備事業実施要綱の取り扱いについて(2006 環境省)) ・全電源平均の電力排出係数(2013年度):0.57kg-CO₂/kWh (出典:電気事業における環境行動計画(電気事業連合会)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度):0.37kg-CO₂/kWh (出典:長期エネルギー需給見通し(2015.7 資源エネルギー庁)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度):0.25kg-CO₂/kWh (出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し)
備考	毎年度下半期末に、前年度3月末時点の先進的省エネ型浄化槽の出荷基数を(一社)浄化槽システム協会の出荷統計により集計・把握しており、2020年度実績についても今年度下半期末に集計・把握が可能。

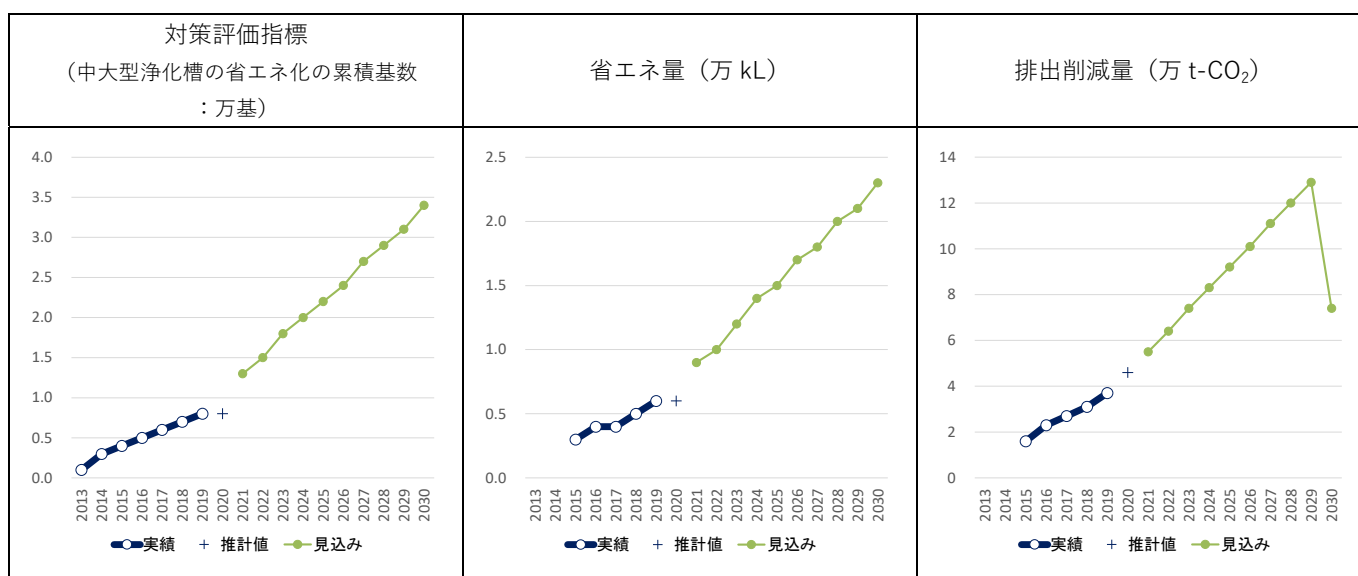
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価	対策評価指標	C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
指標等の	省エネ量	C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
進捗状況	排出削減量	C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる

評価の補足および理由	対策評価指標、省エネ量、排出削減量（吸収量）は算出方法上、連動して推移する。現在それぞれほぼ見込み通りの値で推移しており、国庫補助事業による財政支援等の取り組みにより一定の効果が出ている。今後については、2017～2019 年度の推移を踏まえ今後の推計を行っており、このまま取組を続ければ対策評価指標等が 2030 年度に目標水準と同等程度になると考えられる。引き続き、循環型社会形成推進交付金（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）等を活用して省エネ型浄化槽の導入普及を推進する。
------------	---

（２）省エネルギー浄化槽整備の推進（エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等）
対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 中大型浄化槽の省エネ化の累積基数	万基	実績	0.1	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	(0.8)										
		見込み									1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1	3.4
省エネ量	万 kL	実績	—	—	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	(0.6)										
		見込み									0.9	1.0	1.2	1.4	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	—	1.6	2.3	2.7	3.1	3.7	(4.6)										
		見込み									5.5	6.4	7.4	8.3	9.2	10.1	11.1	12.0	12.9	7.4



定義・算出方法	<対策評価指標> （一社）浄化槽システム協会の出荷統計より把握。
	<省エネ量> ・エネルギー効率の低い既存・中大型浄化槽の交換等 現況年度（2014 年度）以降の BAU の 2017 年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものを推計し、1990 年度時点の市場製品の 1 基あたり消

	費電力量の単純平均値との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力発熱量(GJ/千kWh)・原油換算kL原単位(kL/GJ)を乗じて算出。 <排出削減量> ・エネルギー効率の低い既存・中大型浄化槽の交換等 現況年度(2014年度)以降のBAUの2017年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものを推計し、1990年度時点の市場製品の1基あたり消費電力量の単純平均値との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力排出係数を乗じて算出。
出典	・中・大型浄化槽の消費電力については、1990年時点の市場製品の1基あたり消費電力量の単純平均値を使用 51-100人槽：1.125kW、101-300人槽：2.293kW、300人槽以上：6.779kW ・全電源平均の電力排出係数(2013年度)：0.57kg-CO₂/kWh (出典：電気事業における環境行動計画(電気事業連合会)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度)：0.37kg-CO₂/kWh (出典：長期エネルギー需給見通し(2015.7 資源エネルギー庁)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度)：0.25kg-CO₂/kWh (出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し)
備考	毎年度下半期末に、前年度3月末時点の先進的省エネ型浄化槽の出荷基数を(一社)浄化槽システム協会の出荷統計により集計・把握しており、2020年度実績についても今年度下半期末に集計・把握が可能。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標、省エネ量、排出削減量(吸収量)は算出方法上、連動して推移する。現在それぞれほぼ見込み通りの値で推移しており、国庫補助事業による財政支援等の取り組みにより一定の効果が出ている。今後については、2017～2019年度の推移を踏まえ今後の推計を行っており、このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、循環型社会形成推進交付金(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業)及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)等を活用して省エネ型浄化槽の導入普及を推進する。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	
	2014 年度（当初） 9,059（百万円）（内数）	2021 年度（当初） 9,107 百万円（内数）
	2015 年度（当初） 9,024（百万円）（内数）	
	2016 年度（当初） 8,924（百万円）（内数）	2021 年度（補正） 500 百万円（内数）
	2016 年度（補正） 1,000（百万円）（内数）	
	2017 年度（当初） 9,039（百万円）（内数）	2022 年度（当初） 9,010 百万円（内数）
	2017 年度（補正） 1,000（百万円）（内数）	
	2018 年度（当初） 8,916（百万円）（内数）	
	2018 年度（補正） 1,000（百万円）（内数）	
	2019 年度（当初） 9,976（百万円）（内数）	
	2019 年度（補正） 1,000（百万円）（内数）	
	2020 年度（当初） 10,196（百万円）（内数）	
	2020 年度（補正） 1,000（百万円）（内数）	
	地方創生污水处理施設整備推進交付金 （2015 年度まで污水处理施設整備推進交付金）	
	2014 年度（当初） 45,118（百万円）（内数）	2021 年度（当初） 100,000 百万円（内数）
	2015 年度（当初） 43,068（百万円）（内数）	
	2016 年度（当初） 100,000（百万円）（内数）	2022 年度（当初） 100,000 百万円（内数）
	2017 年度（当初） 100,000（百万円）（内数）	
	2018 年度（当初） 100,000（百万円）（内数）	
	2019 年度（当初） 100,000（百万円）（内数）	
	2020 年度（当初） 100,000（百万円）（内数）	
	省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業	
	2017 年度（当初） 1,000（百万円）	2021 年度（当初） 1,800（百万円）
	2018 年度（当初） 1,600（百万円）	
	2019 年度（当初） 2,000（百万円）	
	2020 年度（当初） 1,800（百万円）	
		浄化槽システムの脱炭素化推進事業
		2022 年度（当初） 1,800 百万円

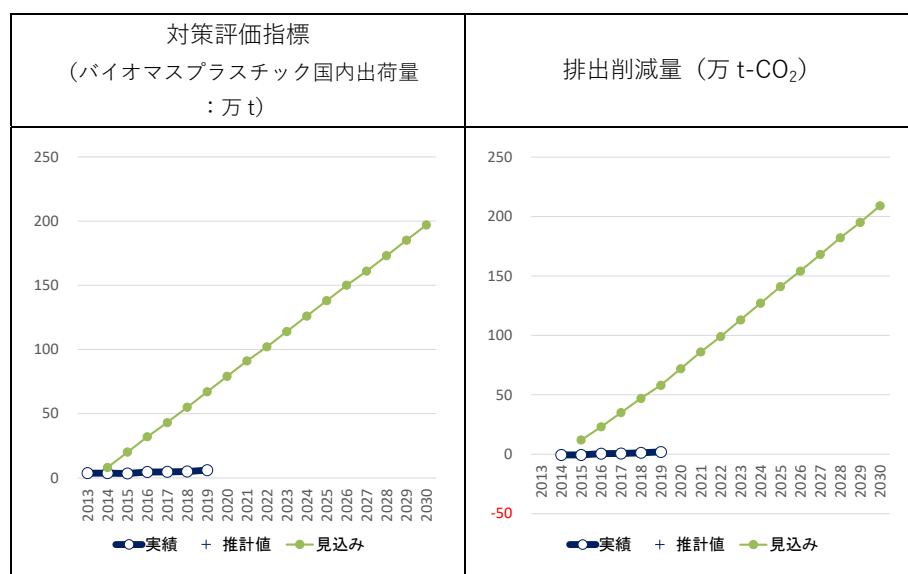
対策名：	51. バイオマスプラスチック類の普及
削減する温室効果ガスの種類：	非エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物
具体的内容：	・カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの普及を促進し、製品に使用される石油由来のプラスチックを代替することにより、一般廃棄物及び産業廃棄物であるプラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・「バイオマスプラスチックロードマップ」（令和3年1月策定）にて導入拡大に向けた方針と施策を提示。 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にて環境配慮設計指針を策定し、指針に則した設計を国が認定することで導入拡大に結び付ける。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) バイオマスプラスチック類の普及

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 バイオマスプラスチック国内出荷量	万 t	実績	4	4	3	5	5	5	6											
		見込み		8	20	32	43	55	67	79	91	102	114	126	138	150	161	173	185	197
排出削減量	万 t-CO ₂	実績		-0.5	-0.6	0.5	0.7	1.3	2.0											
		見込み			12	23	35	47	58	72	86	99	113	127	141	154	168	182	195	209



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 2021 年 4 月に提出された我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）で採
---------	--

	用された二酸化炭素排出量算定方法に基づき、対策評価指標であるバイオマスプラスチック国内出荷量を把握。 <排出削減量> 現況年度（2014 年度）以降の BAU のバイオマスプラスチック国内出荷量（生産量に国内出荷割合を乗じて算定）・バイオマス由来成分重量割合・国内廃棄率を用いて算定される一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチックの焼却及び原燃料利用に伴う二酸化炭素排出量^{注)} から、対策後のバイオマスプラスチックの国内出荷量を用いて算定される二酸化炭素排出量を減じて、バイオマスプラスチックの普及に伴う二酸化炭素削減量を算出。 注) 2021 年 4 月に提出されたインベントリで採用された二酸化炭素排出量算定方法に基づく。
出典	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	対策評価指標、排出削減量ともに各年度における実績値を記入している。 現在、インベントリにおいて、算定方法の精緻化を進めており、2020 年度インベントリ算定の検討結果を用いて、地球温暖化対策計画策定時点（2021 年 10 月）で用いた対策評価指標データ（2013 年度実績）及び過年度の実績値を更新した。また、今後もインベントリにおける算定方法論の改訂等に基づき、対策評価指標データや二酸化炭素排出量算定方法等を更新する可能性がある。 なお、2020 年度実績は現在集計が進められており、同年 4 月に公表されるインベントリに反映予定のため、2020 年度の実績値は示せない。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	バイオマスプラスチックは石油由来プラスチックと比較して高価格であり、また、供給量が潜在的な需要量に追いついていないことから、現時点では、国内出荷量・排出削減量共に見込みを下回っているが、2020 年 7 月に開始したプラスチック製買物袋の有料化制度におけるバイオマスプラスチック製買物袋の対象除外化に伴い、導入が加速しつつある。今後は、2021 年 1 月に策定したバイオプラスチック導入ロードマップや、2022 年 4 月に施行のプラスチック資源循環法に基づき、バイオマスプラスチック類の一層の普及促進を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準		「プラスチック資源循環法」 2022 年 4 月にプラスチック資源循環法が施行される。同法の基本方針等へバイオマスプラスチックの活用について記載。
補助		脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業 バイオマスプラスチック等の再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援 11,900 百万円（2021 年度）の内数 10,000 百万円（2022 年度見込み）の内数
技術開発	① 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業 バイオマスプラスチックの社会実装を支援 3,500 百万円（2019 年度）の内数 3,600 百万円（2020 年度）の内数	脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業 バイオマスプラスチックの社会実装を支援 3,600 百万円（2021 年度）の内数 3,600 百万円（2022 年度見込み）の内数
	② セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（2016 年度開始） 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃料化以前等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できる CNF やバイオプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの低炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装を推進する。 3,900 百万円（2016 年度）の内数 3,900 百万円（2017 年度）の内数 3,900 百万円（2018 年度）の内数	バイオマスプラスチックの案件は 2018 年度に終了した。

	③ CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（2017 年度開始） 将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を行う。 高耐熱性・難燃性・寸法安定性等に優れる高機能バイオマスプラスチックの開発を支援 6,500 百万円（2017 年度）の内数 6,500 百万円（2018 年度）の内数 6,500 百万円（2019 年度）の内数 6,500 百万円（2020 年度）のうち、2020 年度の採択案件はなし	CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（2017 年度開始） 将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を行う。 高耐熱性・難燃性・寸法安定性等に優れる高機能バイオマスプラスチックの開発を支援 6,600 百万円（2021 年度）のうち、2021 年度の採択案件はなし
その他	リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業のうちリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業 バイオマスプラスチックを含むバイオマス素材の流通状況、リサイクル状況等を調査し、資源の有効利用のための方策を検討 20 百万円（2018 年度）の内数	「バイオプラスチック導入ロードマップ」 2020 年度に「バイオプラスチック導入ロードマップ検討会」を設置し、2021 年 1 月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定した。
	「バイオプラスチック導入ロードマップ」 2020 年度に「バイオプラスチック導入ロードマップ検討会」を設置し、2021 年 1 月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定した。	「バイオプラスチック導入ロードマップ」 2021 年 1 月に策定した「バイオプラスチック導入ロードマップ」に基づきバイオプラスチックの導入促進を図る。

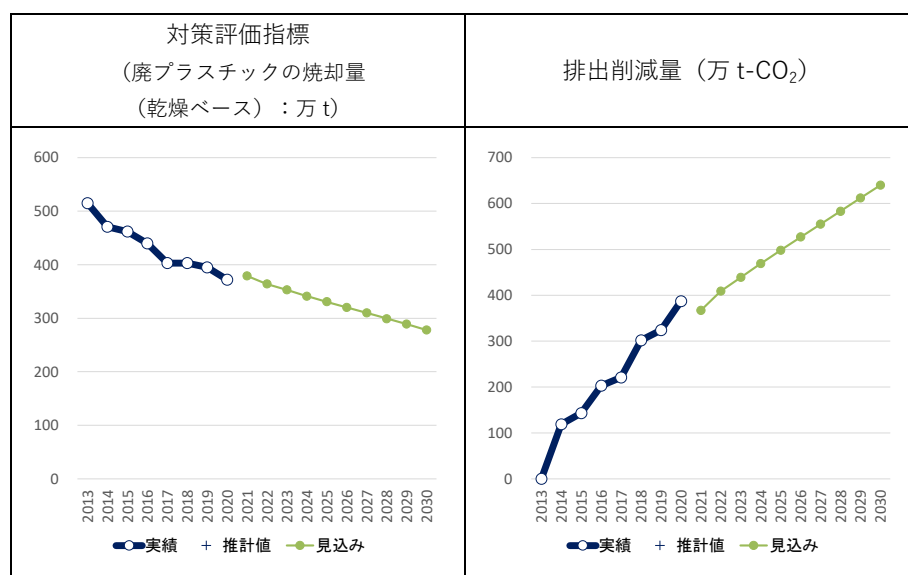
対策名：	52. 廃棄物焼却量の削減
削減する温室効果ガスの種類：	非エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物
具体的内容：	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、プラスチック資源の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。また、産業廃棄物であるプラスチック類及び廃油については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 廃プラスチックのリサイクルの促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃プラスチックの 焼却量（乾燥ベ- ース）	万 t	実績	515	471	462	440	403	403	395	372										
		見込み									379	364	353	341	331	320	310	299	289	278
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	119	143	203	221	302	324	387										
		見込み									367	409	439	469	498	527	555	583	612	640



定義・ 算出方法	<対策評価指標> 廃プラスチックの再生利用量は一般社団法人プラスチック循環利用協会による調査・推計をもとに把握。
-------------	--

	<排出削減量> プラスチックの焼却量の BAU ケースからの削減分（千 t（乾燥ベース）/年）に、プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素排出係数（2.71 kg-CO₂/t）を乗じて算出。
出典	「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」（一般社団法人プラスチック循環利用協会）
備考	

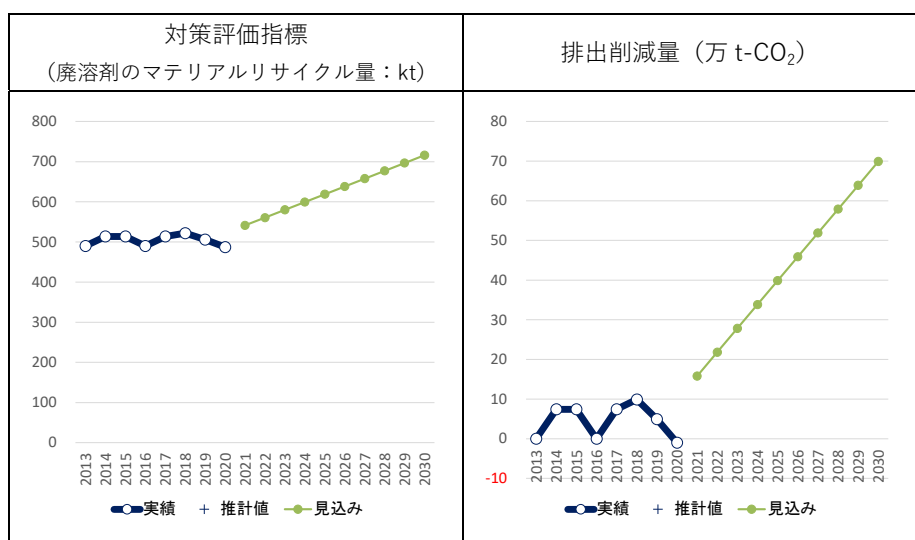
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同程度になると考えられる
評価の補足および理由	廃棄物焼却量の削減に関する取組の進展により、対策評価指標であるプラスチックの焼却量は 515 万トン（2013 年度確報値）から 372 万トン（2020 年度確報値）に減少しており、排出削減量は 387 万トン-CO₂（2020 年度）となっている。対策評価指標及び排出削減量ともに概ね順調に推移することが期待され、引き続きごみ有料化の推進等によるごみ減量化やプラスチック製容器包装の分別収集等の推進や 2022 年 4 月施行のプラスチック資源循環法により拡大する製品プラスチックの回収によりプラスチックの焼却量の削減を図っていく。

（２） 廃油のリサイクルの促進

対策評価指標、省エネルギー、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃溶剤のマテリアルリサイクル量	kt	実績	490	514	514	490	514	522	506	487										
		見込み									541	560	580	599	619	638	658	677	696	716
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	7	7	0	7	10	5	-1										
		見込み									16	22	28	34	40	46	52	58	64	70



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 廃溶剤のマテリアルリサイクル量（kt）は日本溶剤リサイクル工業会調査等をもとに把握。
	< 排出削減量 > 平均的な有機溶剤に対する焼却時の排出 CO ₂ の重量比（3.1）を乗じて算出。
出典	日本溶剤リサイクル工業会調査
備考	下記の数値について、地球温暖化対策計画に記載の数値から変更されている理由は以下のとおりである。 ・廃溶剤のマテリアルリサイクル量（2019 年度、2020 年度）：地球温暖化対策計画策定時点では推計値としていたところ、進捗点検時には実績値を反映したため。 ・排出削減量（2018 年度～2020 年度）：平均的な有機溶剤に対する焼却時の排出 CO₂ の重量比を 2.8 から 3.1 に見直したため。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	廃溶剤のマテリアルリサイクル量について 2019 年度及び 2020 年度実績が減少しているが、同年の鉱工業生産指数の減少幅と比較すると減少幅が少ないことから、製造業における溶剤需要全体の落ち込みに比してリサイクル率の向上がみられると推測される。 2030 年度目標水準の達成に向けては更なる取組の強化が必要であり、2022 年度以降、「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」の対象事業に「廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO₂ 化実証事業」を追加することにより、溶剤のマテリアルリサイクルを推進する。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	①容器包装に係る分別収集量及び再商品化の促進等に関する法律（1995 年度） 2000 年 4 月に完全施行され、プラスチック製容器包装の分別収集を開始。 市町村のプラスチック製容器包装分別収集参加率： 76.7%（2018 年度） 市町村の指定法人への引渡し量： 655 千トン（2019 年度）	①容器包装に係る分別収集量及び再商品化の促進等に関する法律（1995 年度） 2000 年 4 月に完全施行され、プラスチック製容器包装の分別収集を開始。2020 年 7 月よりプラスチック製買い物袋有料化制度を全国一律に開始。
	②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。	②プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022 年 4 月施行） プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度等を措置。
	③ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。 2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目標量を設定するとともに、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策等について記載。 2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目標値や一般廃棄物の排出抑制に係る事項等について記載。	
技術開発	①自主行動計画フォローアップの実施（2006 年度） 2006 年から業界団体による 5 カ年の自主行動計画を作成し、主務省庁によるフォローアップを実施。	①自主行動計画フォローアップの実施（2006 年度） 2006 年から業界団体による 5 カ年の自主行動計画を作成し、主務省庁によるフォローアップを実施。

	・第一次自主行動計画（2006～2010 年度）結果 リデュース：9.8%削減（2004 年度比で 3 %削減目標に対して達成） リサイクル：収集率 60.1%（2010 年度目標 75%に対して未達） ・第二次自主行動計画（2011～2015 年度）結果 リデュース：15.1%削減（2004 年度比で 13%削減目標に対して達成） リサイクル：再資源化率 45.3%（2015 年度目標 44%以上に対して達成） ・第三次自主行動計画（2019 年度時点）結果 リデュース：17.6%削減（2004 年度比で 16%削減目標に対して達成） リサイクル：再資源化率 46.4%（2020 年度目標 46%以上に対して達成）	・第三次自主行動計画（2016～2020 年度）結果 リデュース：19.2%削減（目標：2004 年度比 16%以上） リサイクル：再資源化率 46.5%（目標：2004 年度比 46%以上） ・第四次自主行動計画（2021～2025 年度）目標 リデュース：22%以上削減（2004 年度比） リサイクル：再資源化率 46%以上（2004 年度比）
普及啓発	①一般廃棄物処理有料化の手引き 2005 年 5 月の廃棄物処理法基本方針の変更により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことを踏まえ、2007 年 6 月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成（2013 年 4 月改定）し、市町村等における有料化の推進を図った。	

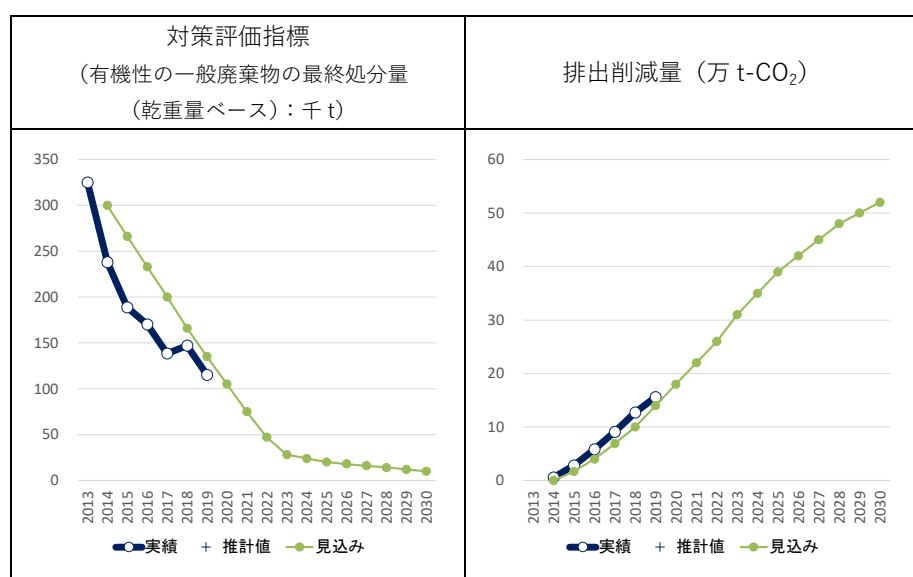
対策名：	54. 廃棄物最終処分量の削減
削減する温室効果ガスの種類：	メタン
発生源：	廃棄物
具体的内容：	有機性の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 廃棄物最終処分量の削減

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 有機性の一般廃棄物の最終処分量 (乾重量ベース)	千 t	実績	325	238	189	170	138	147	115											
		見込み		300	266	233	200	166	135	105	75	47	28	24	20	18	16	14	12	10
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	0.6	2.8	5.8	9.1	12.7	15.6											
		見込み		0.0	1.7	4.0	6.9	10	14	18	22	26	31	35	39	42	45	48	50	52



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 有機性の一般廃棄物の最終処分量：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」（環境省環境再生・資源循環局）より、有機性の一般廃棄物（厨芥類、紙布類、木竹草類、し尿処理汚泥）の直接最終処分量及び焼却以外の中間処理後最終処分量を把握し、インベントリで設定される組成別の固形分割合を乗じて算出。
---------	---

	<排出削減量> 有機性の一般廃棄物の最終処分量をもとに算定した廃棄物分解量の BAU との差分に、廃棄物種類別のメタン排出係数及びインベントリで設定される各種パラメータを乗じて算出。
出典	廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)
備考	「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省環境再生・資源循環局)は毎年度末に前々年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2018 年度実績が最新の値となる。なお、2018 年度実績については、これまで速報値を記載していたため、確報値に修正を行った。また、2019 年度実績は速報値を使用している。また、見込み値については、計画策定時に 2013 年度速報値をもとに算出したものを使用している。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	ごみ排出量の削減等による最終処分量の削減に関する取組の進展により、対策評価指標である有機性廃棄物の最終処分量は 325 千トン(2013 年度確報値)から 115 千トン(2019 年度速報値)に減少しており、排出削減量は 12.7 万トン-CO₂となっている。 対策評価指標及び排出削減量ともに概ね順調に推移しており、引き続き廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に示された最終処分量の削減目標達成に向け、ごみ有料化の推進等によるごみ排出量の削減等による最終処分量の削減を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績(2020 年度まで)	今後の予定(2021 年度以降)
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目標量を設定するとともに、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこと等について記載。	

	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目標値や一般廃棄物の排出抑制に係る事項等について記載。	
普及啓発	①一般廃棄物処理有料化の手引き 市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際の参考となるよう、2007 年 6 月に作成（2013 年 4 月改定）。	

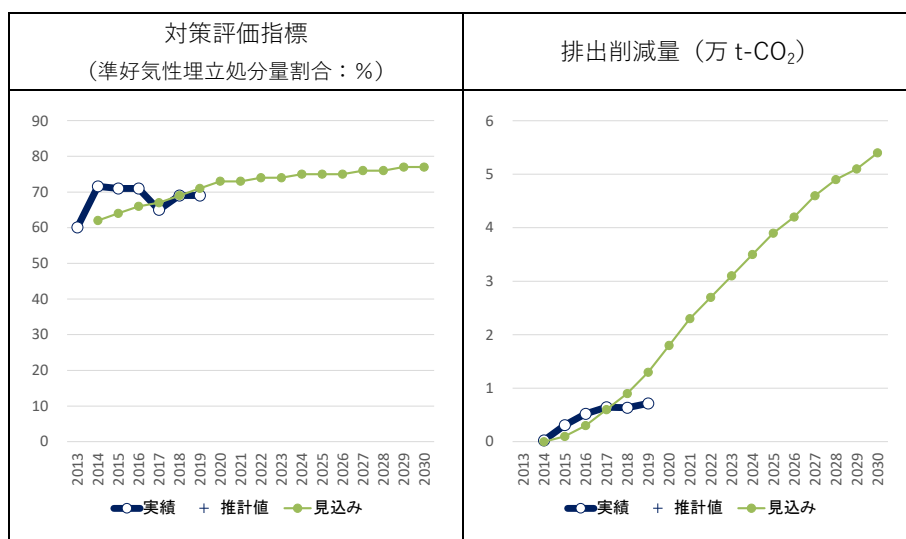
対策名：	55. 廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
削減する温室効果ガスの種類：	メタン
発生源：	廃棄物
具体的内容：	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水 管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機 性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 準好気性埋立処分量割合	%	実績	60	72	71	71	65	69	69											
		見込み		62	64	66	67	69	71	73	73	74	74	75	75	75	76	76	77	77
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	0.0	0.3	0.5	0.6	0.6	0.7											
		見込み		0.0	0.1	0.3	0.6	0.9	1.3	1.8	2.3	2.7	3.1	3.5	3.9	4.2	4.6	4.9	5.1	5.4



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は準好気性埋立構造の一般廃棄物最終処分場における一般廃棄物の最終処分量を一般廃棄物最終処分量の全量で除して計算。それぞれの最終処分量は「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)より把握。
	< 排出削減量 > 有機性の一般廃棄物の最終処分量をもとに算定した最終処分構造別の廃棄物分解量に、

	廃棄物種類別のメタン排出係数及びインベントリで設定される各種パラメータを乗じて算出。
出典	一般廃棄物処理事業実態調査、日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	対策評価指標は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書より引用しており、毎年度末に前年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2019 年度実績が最新の値となる。なお、2018 年度実績については、これまで速報値を記載していたため、確報値に修正を行った。また、2019 年度実績は速報値を使用している。また、見込み値については、計画策定時に 2013 年度速報値をもとに算出したものを使用している。

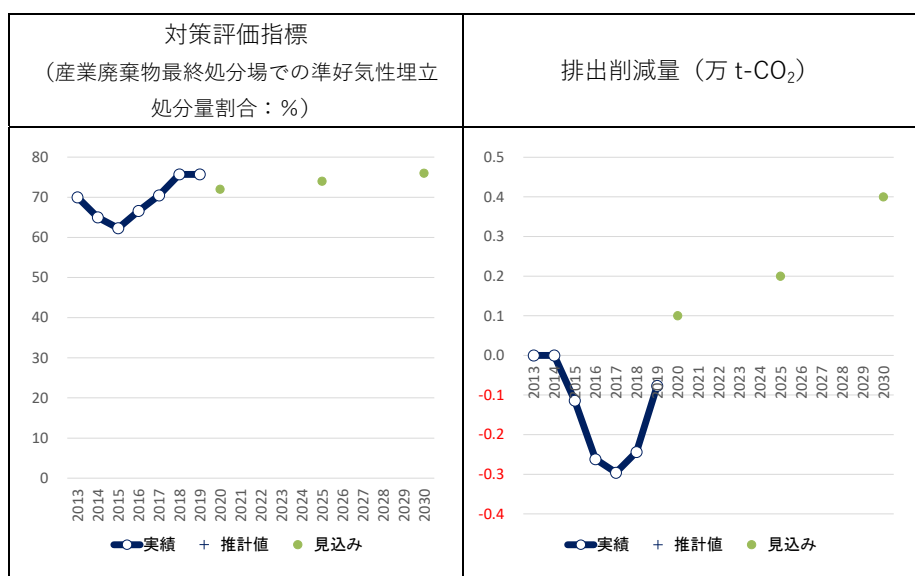
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	一般廃棄物処理における地球温暖化対策について推進しているところである。対策評価指標等は、一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は 60% (2013 年度) から 70% (2016 年度) に増加した後、準好気性最終処分場における最終処分量の削減が進み、その後は 63% 程度で推移している。排出削減量は 0.7 万トン-CO ₂ (2019 年度) となり、概ね順調に推移している。今後とも一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合の増加に努めていく。

(2) 産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

対策評価指標、省エネルギー、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合	%	実績	70	65	62	67	71	76	76											
		見込み								72					74					76
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	0	-0.1	-0.3	-0.3	-0.2	-0.1											
		見込み								0.1					0.2					0.4



定義・算出方法	<対策評価指標> 産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合（％）の2013～2019年度の数値は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2021.4）における報告値より把握。インベントリ報告書の数値は最新の数値を採用。なお、2020年度の実績値については、2022年度に公表される日本国温室効果ガスインベントリ報告書により把握する予定。
	<排出削減量> 評価年度の産業廃棄物最終処分場全体における有機性の産業廃棄物の最終処分量を乗じて算定した活動量からBAUメタン排出量を推計し、評価年度のメタン排出量との差分をメタン排出削減量として算出。
出典	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）2019年度確報値は2021年4月に公表しており、産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合実績は2013年度70％、2014年度65％、2015年度62％、2016年度67％、2017年度71％、2018年度76％、2019年度76％となっている。計画策定時の産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合実績は2013年度63％であったが、インベントリの各種統計データの算定方法の見直し等により、2015年度確報値では70％と公表されている。これに伴い、見込みについて、2020年度72％（計画策定時65％）、2025年度74％（計画策定時67％）、2030年度76％（計画策定時69％）としている。なお、排出削減見込み量については、計画策定時に2013年度速報値をもとに算出したものを使用している。 また2021年度に算出方法の見直しを行い、以下2点を是正した。 ・埋立された廃棄物のうち、汚泥が算定対象から除外されていたため、これを是正。 ・当該年度に埋立てられた廃棄物からの当該年度の排出量のみが計上されており、一般廃棄物最終処分場における排出削減見込み量の算出方法と同様に、過去から当該年度に埋立てられた廃棄物からの当該年度排出量を指標値として是正。

	その結果、排出削減量を 2014 年度-2.3 万トン-CO ₂ を 0 万トン-CO ₂ に、2015 年度-2 万トン-CO ₂ を-0.1 万トン-CO ₂ に、2016 年度-2.1 万トン-CO ₂ を-0.3 万トン-CO ₂ に、2017 年度-1.5 万トン-CO ₂ を-0.3 万トン-CO ₂ に、2018 年度-1.9 万トン-CO ₂ を-0.2 万トン-CO ₂ に修正した。
--	--

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補 足および 理由	対策評価指標である産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は、70%（2013 年度）から 75.7%（2019 年度）に増加しており、排出削減量は-0.1 万 t-CO ₂ となっている。今後も引き続き、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づく施設の設置・維持管理の徹底を図ることとともに準好気性埋立について周知をしていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基 本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。 2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目 標量を設定するとともに、残余容量の予測を行い つつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後と も継続的に確保するよう整備すること等を記載。	
	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基 本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する 際の指針として策定。 2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目 標値やごみ処理施設の整備に関する事項につい て記載。	

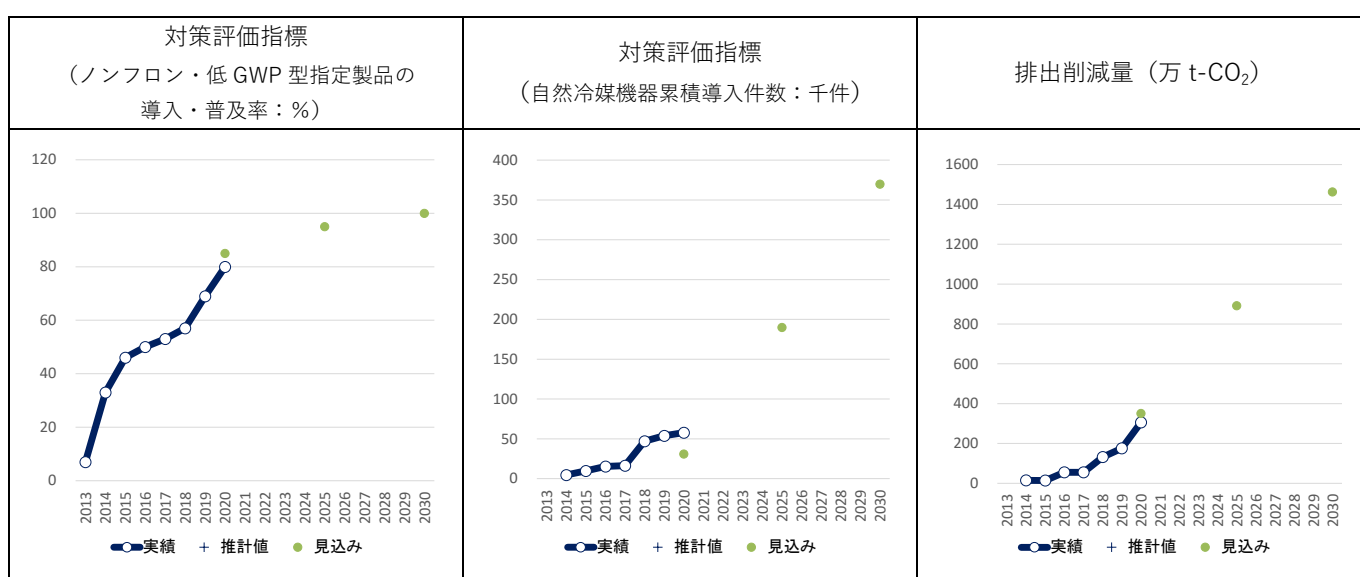
対策名：	58. 代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）
削減する温室効果ガスの種類：	代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）
発生源：	その他
具体的内容：	フロン排出抑制法に基づき、ガスメーカー、機器メーカーに対してノンフロン化・低GWP化を推進するとともに、機器ユーザーに対しては点検等を通じた使用時漏えい対策を求める。さらに、令和元年法改正により対策が強化されたフロンの回収を進め、フロンのライフサイクル全体に渡る対策を推進する。加えて、廃家庭用エアコンについて、家電リサイクル法に基づきその回収を推進し、冷媒として含まれるHFCの回収量を増加させる。また、産業界の自主行動計画に基づく排出抑制により、包括的な対策を求める。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率	%	実績	7	33	46	50	53	57	69	80										
		見込み								85					95					100
対策評価指標 自然冷媒機器累積導入件数	千件	実績	—	4.5	9.8	15.2	16.4	47.1	53.9	57.8										
		見込み								31					190					370
排出削減量	万t-CO ₂	実績	—	14.8	14.1	54.7	55.1	131.7	175.5	305.9										
		見込み								350					891					1463



定義・算出方法	<対策評価指標> ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率：産業界からの自主行動計画のヒアリング結果 自然冷媒機器累積導入数：省エネ型自然冷媒機器の国内導入の実績
	<排出削減量> 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ資料 自然冷媒機器累積導入数：省エネ型自然冷媒機器のメーカーへのヒアリングにより推計
備考	指定製品のうち中央方式冷凍冷蔵機器（5 万 m³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る）については、ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率の把握が困難なため、対策評価指標の算出から除外している。 2017 年度までの対策評価指標は、省エネ型自然冷媒機器の補助事業による導入実績数（規模によらず 1 件としてカウント）を自然冷媒機器累積導入数としていたが、2018 年度以降は波及効果を考慮した国内での導入数を指標としている。

対策・施策の進捗状況に関する評価

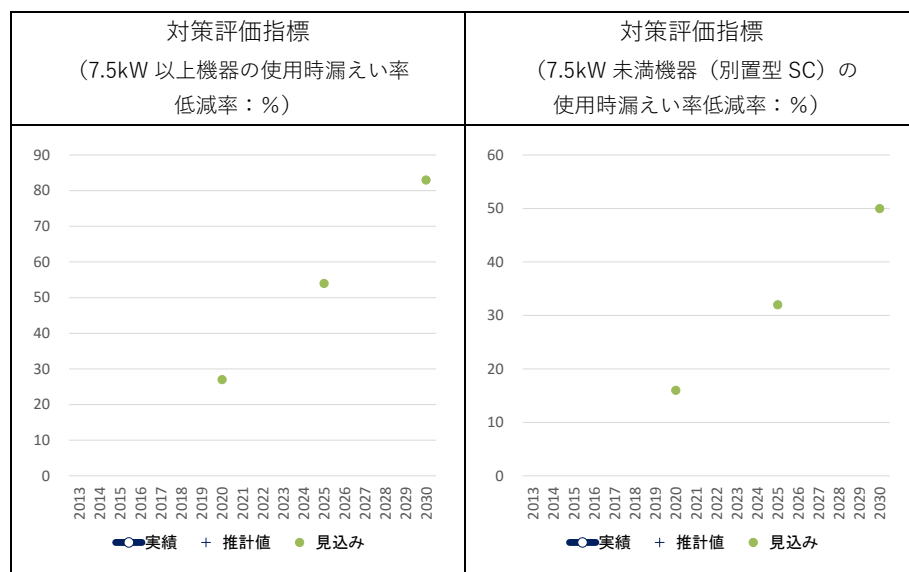
対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標（ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率） C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 対策評価指標（自然冷媒機器累積導入数） B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標（ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率）については、景気変動などの外部要因の影響を受ける可能性はあるものの、フロン排出抑制法において指定製品の製造等に係る判断基準として製品毎に目標とする平均 GWP 値とその目標達成年度を定めるとともに、製造業者等に対しこの判断基準を踏まえて使用フロン類の環境影響度を低減させる努力義務を課していることから、順調に推移する見通し。 経済産業省では、産業構造審議会において、その取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて指導等を行いつつ、目標達成を図っていく。 対策評価指標（自然冷媒機器累積導入数）については、導入支援事業による直接効果及び波及効果により、2020 年度目標を前倒して達成した。 排出削減量については、景気変動などの外部要因の影響を受ける可能性はあるものの、フロン排出抑制法において指定製品の製造等に係る判断基準として製品毎に目標とす

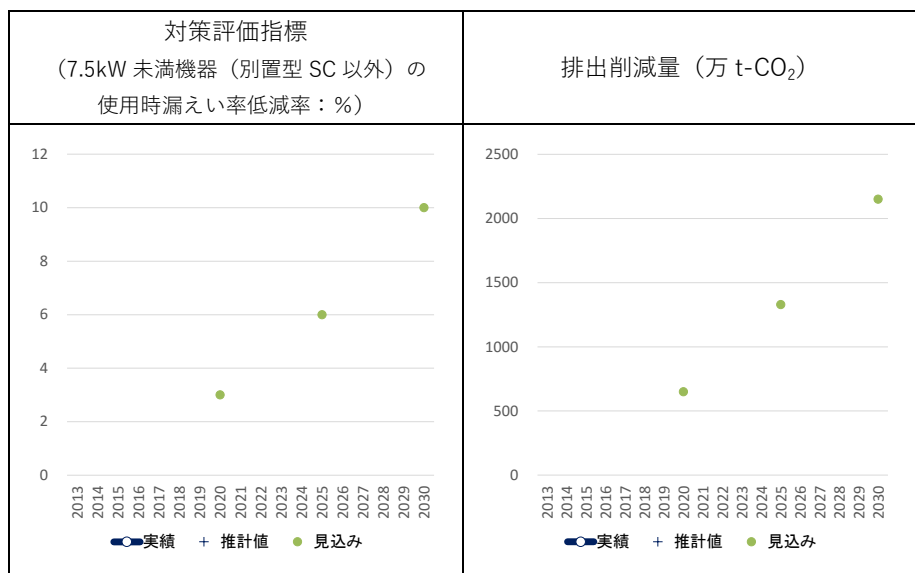
	る平均 GWP 値とその目標達成年度を定めるとともに、製造業者等に対しこの判断基準を踏まえて使用フロン類の環境影響度を低減させる努力義務を課しており、今後順次目標年度が到来し、ノンフロン・低 GWP 型指定製品が導入・普及されることから、2030 年度目標に向かって順調に進捗する見通し。
--	---

（２）業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 7.5kW 以上機器の 使用時漏えい率低 減率	%	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								27					54					83
対策評価指標 7.5kW 未満機器 (別置型 SC) の 使用時漏えい率低 減率	%	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								16					32					50
対策評価指標 7.5kW 未満機器 (別置型 SC 以 外) の使用時漏え い率低減率	%	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								3					6					10
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								650					1330					2150





定義・算出方法	<対策評価指標> 使用時漏えい量の実態調査
	<排出削減量> (使用時漏えい量) = (市中ストック台数) × (最大冷媒量) × (排出係数) - (整備時回収量) 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	使用時漏えい量の実態調査
備考	定期的に使用時漏えい率を調査することによりフォローアップを実施する。 2020 年度に引き続き 2021 年度もデータ収集等を行い、管理機器データに基づく実態を反映した形での使用時漏えい率の推計を行った。この結果について、有識者からなる検討会において審議したところ、一定の評価を得たものの、従来の使用時漏えい率よりも相当程度低くなったことから、試算された漏えい率が過小評価となっていないか等について更なる検証を加え、その結果に応じて適用のあり方を検討することとされた。そのため、2022 年度も引き続き有識者の意見も踏まえ更なる検討を進めていく。

対策・施策の進捗状況に関する評価

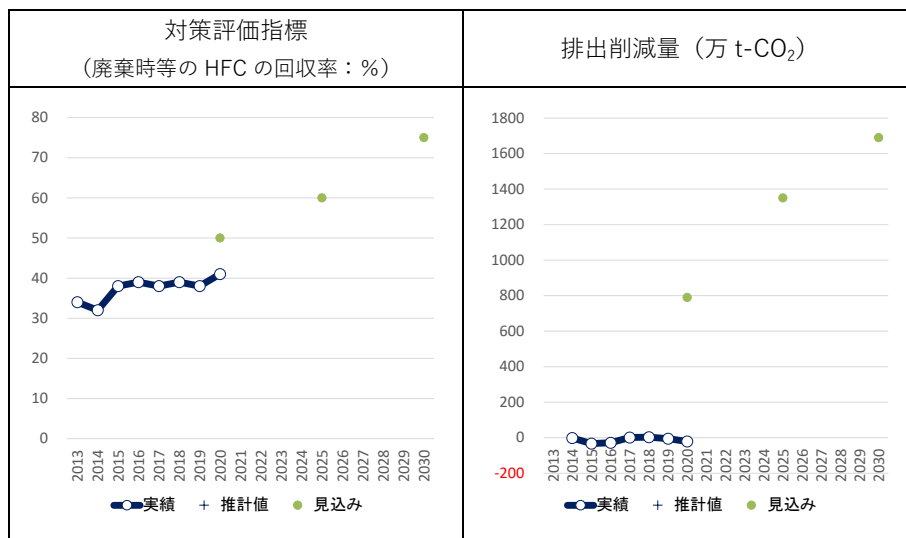
対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 (7.5kW 以上機器の使用時漏洩率低減率)
	E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)
	対策評価指標 (7.5kW 未満機器 (別置型 SC) の使用時漏洩率低減率)
	E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)
	対策評価指標 (7.5kW 未満機器 (別置型 SC 以外) の使用時漏洩率低減率)
	E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)
	排出削減量 E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

評価の補足および理由	使用時漏えい率調査について、調査が継続中であり、その完了をもって実態の把握をする予定。 また、2015 年度からフロン類算定漏えい量報告・公表制度が始まり、一定以上のフロン類の漏えいが生じた事業者から報告を受け、集計結果を公表した。2015 年度漏えい分は 236 万 t-CO₂、2016 年度漏えい分は 220 万 t-CO₂、2017 年度漏えい分は 229 万 t-CO₂ 程度、2018 年度漏えい分は 236 万 t-CO₂、2019 年度漏えい分は 229 万 t-CO₂、2020 年度漏えい分は 220 万 t-CO₂ 程度。

(3) 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進

対策評価指標、省エネルギー、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃棄時等の HFC の回収率	%	実績	34	32	38	39	38	39	38	41										
		見込み								50					60					75
排出削減量	万 t-CO ₂	実績		-1.9	-32.7	-28.8	1.2	3.2	-5.4	-20.8										
		見込み								790					1350					1690



定義・算出方法	<対策評価指標> フロン排出抑制法に基づく回収量等の集計結果より抽出
	<排出削減量> (廃棄時排出量) = (廃棄台数) × (1 台あたり冷媒残存量) - (廃棄時等回収量) 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	フロン排出抑制法に基づく回収量等の集計結果
備考	

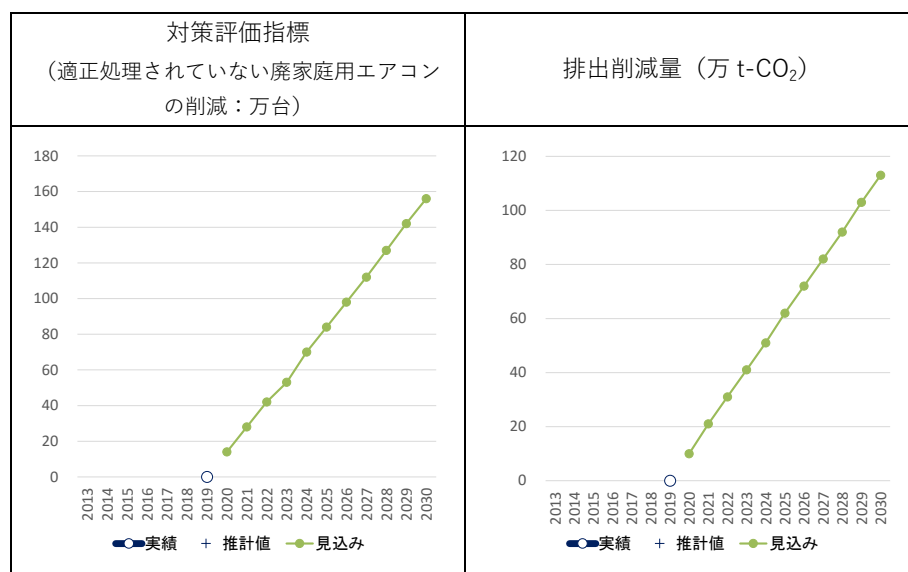
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため 2019 年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020 年 4 月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図る。 2020 年度の廃棄時回収率は前年度比から 3 % 増加し、41% となった。 また、新型コロナウイルス感染症流行の影響により活動が制約された 2020 年度は、改正法の説明ビデオ等インターネット掲載、業界団体及び保健所を通じた周知等を行った。今後も、改正法の周知を進めるとともに、都道府県への必要な支援を行うなど、廃棄時回収率の向上を図っていく。

(4) 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減	万台	実績	-	-	-	-	-	-	0											
		見込み								14	28	42	56	70	84	98	112	127	142	156
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	0											
		見込み								10	21	31	41	51	62	72	82	92	103	113



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 廃家庭用エアコンの回収台数の集計結果から、適正処理されていない廃家庭用エアコン
---------	--

	の削減台数を算出 <排出削減量> 2019 年度の廃家庭用エアコンの回収台数を基準とし、当該年度の廃家庭用エアコンの回収台数の差分から、適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数を算出。 適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数は HCFC を含んだ台数のため、回収された冷媒の種類ごとの重量割合を元に、HFC（R410A と R32）の台数（①）を算出。 回収された冷媒の種類ごとの重量割合と、1 台あたりの冷媒回収量から、1 台あたりの HFC の量（CO₂換算）（②）を算出。 排出削減量は、HFC（R410A と R32）の台数（①）と、1 台あたりの HFC の量（②）から算出。
出典	廃家庭用エアコンの回収台数等は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合で公表を行っている。 冷媒の種類ごとの重量割合や 1 台あたりの冷媒回収量の算出根拠は、年度ごとの特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、製造業者等の家電リサイクル実績報告による。
備考	なお、対策、施策、対策評価指標、排出削減見込量については、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合での議論を踏まえて、更なる深掘り等の見直しを行っていく可能性がある。 2020 年度の排出削減量等の実績は、2022 年度内に開催予定の合同会合後に、提示可能。

対策・施策の進捗状況に関する評価

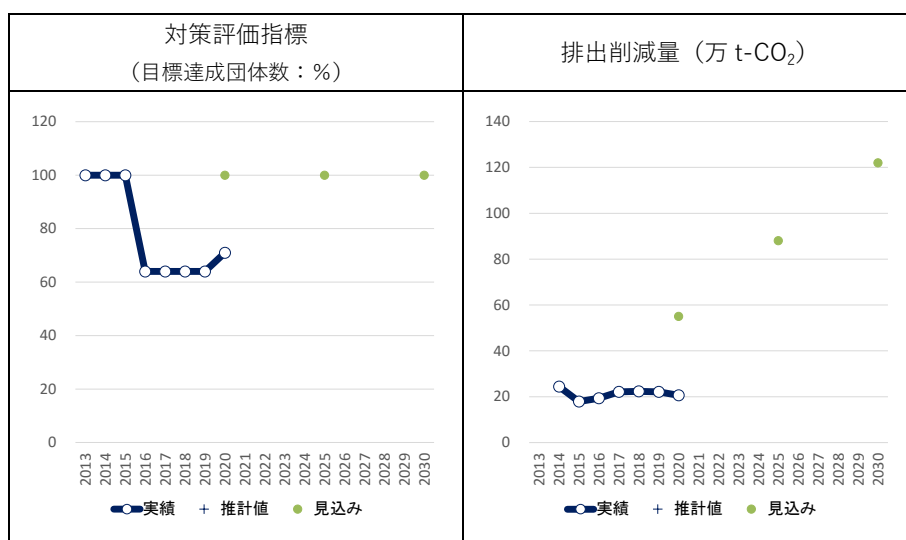
対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 E. その他（定量的なデータが得られないもの等） 排出削減量 E. その他（定量的なデータが得られないもの等）
評価の補足および理由	現状は、2020 年度の排出削減量の実績が出ていない。適正な処理が行われていないと想定されるスクラップ業者及びヤード業者による廃家庭用エアコンの引取り量を、2030 年度に、2019 年度比から 156 万台削減する目標に向けて、具体的な対策を検討している状況である。 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理の具体的な対策については、2021 年度中に開催された「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」において、廃家庭用エアコンの回収率を向上させるための対策の検討と実施に取り組むべきである旨が指摘されており、今後、検討会を

	立ち上げて検討していく。 また、2015 年基本方針において回収率目標を設定し、アクションプランに基づき関係主体が連携して取り組んだことにより回収率が向上したことを踏まえて、新たな回収率目標を設定する予定。
--	---

（５）産業界の自主的な取組の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 目標達成団体数	%	実績	100	100	100	64	64	64	64	71										
		見込み								100					100					100
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	24.4	17.9	19.3	22.1	22.3	22.1	20.6										
		見込み								55					88					122



定義・算出方法	<対策評価指標> 目標達成団体数：産業界からの自主行動計画のヒアリング結果
	<排出削減量> 各産業界が作成した自主行動計画に基づく 2016 年度の実績を踏まえ、排出削減量を算出。
出典	産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ資料
備考	2015 年度までは各団体が自主行動計画に基づく目標を達成したと仮定して算出。2016 年度からは各団体から提出された実績をもとに算出。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	各団体が作成する自主行動計画に基づき 2030 年度の目標達成に向けて削減の努力を行っているところ。今後も削減目標を達成できるよう、経済産業省は、各団体が目標を達成できるよう産業構造審議会フロン類等対策ワーキンググループにおいて毎年度フォローアップを行っていく。 対策評価指標（目標達成団体数）については、各団体が作成する自主行動計画に基づき 2030 年度の目標達成に向けて削減の努力を行っているところであり、2020 年度の実績値は前年度より上昇している。今後、2030 年度まで漸進的に推移する見通し。なお、2015 年度までは各団体が自主行動計画に基づく目標を達成したと仮定して算出を行っていたが、2016 年度以降は各団体から提出された実績をもとに算出を行っているため、実績が下回っている。 排出削減量については、景気変動に伴う HFC 等 4 ガスの需要の変化や設備の稼働状況などの外的要因を受ける可能性はあるものの、2030 年度目標に向かって漸進的に進捗する見通し。 引き続き、各団体が今後も削減目標を達成できるよう、経済産業省は産業構造審議会フロン類等対策ワーキンググループにおいて毎年度フォローアップを行っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（2001 年度制定、2013 年改正、2019 年改正） フロン類ライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じる。 フロン回収・破壊法が改正され、フロン類ライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じる「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が成立。 2013 年 6 月 12 日 公布 2015 年 4 月 1 日 施行 2019 年 6 月 5 日 改正法公布 2020 年 4 月 1 日 施行	
	【上流】 使用見通しの公表 国は日本国内における将来のフロン類の「使用見	【上流】 使用見通しの公表 国は「使用見通し」に基づき、フロ

	通し」を公表している。フロン類を製造・輸入する事業者は、当該「使用見通し」に合わせてフロン類の総量削減を前提とした計画を策定し、国に報告しており、国は当該計画の公表とその後の取組状況についてフォローアップを実施。国は使用見通しを 2020 年 7 月に改訂し、2025 年度の見直し及び 2030 年度の新規設定を行い、現在、使用見通しは 2020 年度、2025 年度及び 2030 年度について策定されている。 指定製品制度の運用（現在 13 区分を指定。） フロン排出抑制法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ（2014 年 8 月 29 日）において、技術開発の進展状況や国内外の規制動向その他フロン排出抑制法第 12 条第 1 項に定める指定製品の製造業者等の判断の基準に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断基準の見直しを検討し、必要に応じて見直すこととしている。 経済産業省では、産業構造審議会において、製造事業者等の取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて見直しを行っている。	ン類を製造・輸入する事業者が作成する使用合理化計画の策定状況やその後の取組状況をフォローアップしていく。 指定製品制度の運用（現在 14 区分を指定。） 現在、製品の開発及び安全性評価等の状況を踏まえ、14 区分が指定製品制度として指定されている。 経済産業省では、産業構造審議会において、製造事業者等の取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて見直しを行っている。
	【中流】 フロン類算定漏えい量報告・公表制度 管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を相当程度多く漏えいする者に、フロン類の漏えい量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表している。 また、有識者等で構成されるワーキンググループ等において、報告内容の分析や報告者等へのヒアリングから得られた知見を活かし、有用な使用時漏えい対策を講じられるよう検討を行ってきた。 報告実績 450 事業者（2015 年度漏えい分） 447 事業者（2016 年度漏えい分） 459 事業者（2017 年度漏えい分） 451 事業者（2018 年度漏えい分）	フロン類算定漏えい量報告・公表制度 2015 年度フロン排出抑制法の改正により導入された当該報告・公表制度について、附則に基づく法施行 5 年経過後の点検を実施しているところ。 引き続き、当該報告・公表制度の分析結果等を活用し、フロン類使用時漏えいの実態を明らかにするとともに、都道府県に共有し管理者への効果的な指導・監督を図る。

	407 事業者（2019 年度漏えい分） 401 事業者（2020 年度漏えい分）																																		
	【下流】 ・充填の適正化、回収の義務 充填回収業者については都道府県への登録を必要としている。また、充填回収業者に対し、毎年度、前年度のフロン類の充填量及び回収量等について都道府県への報告を義務づけている。国では、都道府県からの報告を受け、毎年集計結果を公表している。 集計結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>充填量（トン）</th><th>回収量（トン）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>約 5,165</td><td>約 4,841</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>約 5,150</td><td>約 5,097</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>約 5,227</td><td>約 5,094</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>約 5,461</td><td>約 5,216</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>約 5,250</td><td>約 5,239</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>約 4,944</td><td>約 5,235</td></tr> </tbody> </table> また、フロン類の廃棄時回収率が 10 年以上 3 割程度で低迷していることを受け、2019 年 6 月 5 日に廃棄時回収率の向上を目指す法改正を行い、2020 年 4 月 1 日に施行した。 ・再生・破壊処理の適正化 再生、破壊業者については国の許可を必要としている。また、毎年度、主務大臣に対し、再生業者はフロン類の再生量等の報告を、破壊業者はフロン類の破壊量等の報告を行うこととしている。国では、その報告を受け、毎年集計結果を公表している。 集計結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>再生量（トン）</th><th>破壊量（トン）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>約 965</td><td>約 4,819</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>約 1,248</td><td>約 4,784</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>約 1,295</td><td>約 4,543</td></tr> </tbody> </table>		充填量（トン）	回収量（トン）	H27	約 5,165	約 4,841	H28	約 5,150	約 5,097	H29	約 5,227	約 5,094	H30	約 5,461	約 5,216	R1	約 5,250	約 5,239	R2	約 4,944	約 5,235		再生量（トン）	破壊量（トン）	H27	約 965	約 4,819	H28	約 1,248	約 4,784	H29	約 1,295	約 4,543	フロン類の廃棄時回収率向上に向けて、引き続き改正フロン排出抑制法の周知や指導・監督を実施する都道府県への情報提供や能力向上を図る。
	充填量（トン）	回収量（トン）																																	
H27	約 5,165	約 4,841																																	
H28	約 5,150	約 5,097																																	
H29	約 5,227	約 5,094																																	
H30	約 5,461	約 5,216																																	
R1	約 5,250	約 5,239																																	
R2	約 4,944	約 5,235																																	
	再生量（トン）	破壊量（トン）																																	
H27	約 965	約 4,819																																	
H28	約 1,248	約 4,784																																	
H29	約 1,295	約 4,543																																	

	<table><tr><td>H30</td><td>約 1,351</td><td>約 4,364</td></tr><tr><td>R1</td><td>約 1,510</td><td>約 4,118</td></tr><tr><td>R2</td><td>約 1,465</td><td>約 3,961</td></tr></table>	H30	約 1,351	約 4,364	R1	約 1,510	約 4,118	R2	約 1,465	約 3,961						
H30	約 1,351	約 4,364														
R1	約 1,510	約 4,118														
R2	約 1,465	約 3,961														
②特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（1998 年度制定） 特定家庭用機器廃棄物について、製造業者や小売業者等に再商品化や引取の義務を課すなどにより、再商品化の仕組みを構築している。 2015 年 基本方針の改正（2018 年度の回収率目標を 56%以上とする）		今後、新たな回収率目標を設定予定														
・家電リサイクル法では、製造業者等の再商品化等実施義務として、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機に用いられる冷媒フロンと、冷蔵庫・冷凍庫に用いられる断熱材フロンの回収と処理が義務づけられている。 家庭用エアコン冷媒フロン回収実績 <table><tr><td></td><td>回収量（トン）</td></tr><tr><td>H27</td><td>約 1,505</td></tr><tr><td>H28</td><td>約 1,622</td></tr><tr><td>H29</td><td>約 1,835</td></tr><tr><td>H30</td><td>約 2,226</td></tr><tr><td>R1</td><td>約 2,346</td></tr></table> ・基本方針で定めた家電リサイクル法対象品目の回収率（＝分母に「出荷台数」、分子に「適正に回収・リサイクルされた台数（製造業者等による再商品化台数、廃棄物処分許可業者等による再商品化台数、地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数）」として算定。）は、2019 年度には 64.1%と、2018 年度までに 56%以上を目指すとした回収率目標を達成している。一方で、家庭用エアコンの回収率は、他の対象製品よりも低い。 家電 4 品目と家庭用エアコンの回収率 <table><tr><td></td><td>家電 4 品目</td><td>家庭用エアコン</td></tr></table>		回収量（トン）	H27	約 1,505	H28	約 1,622	H29	約 1,835	H30	約 2,226	R1	約 2,346		家電 4 品目	家庭用エアコン	2021 年 4 月から開催されている「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」において、廃家庭用エアコンの回収率を向上させるための対策の検討と実施に取り組むべきである旨が指摘されており、今後検討していく。
	回収量（トン）															
H27	約 1,505															
H28	約 1,622															
H29	約 1,835															
H30	約 2,226															
R1	約 2,346															
	家電 4 品目	家庭用エアコン														

	<table> <tr> <td></td><td>(%)</td><td>ン (%)</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>52.2</td><td>28.6</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>50.7</td><td>29.3</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>53.4</td><td>31.6</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>59.7</td><td>35.4</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>64.1</td><td>37.6</td></tr> </table>		(%)	ン (%)	H27	52.2	28.6	H28	50.7	29.3	H29	53.4	31.6	H30	59.7	35.4	R1	64.1	37.6	
	(%)	ン (%)																		
H27	52.2	28.6																		
H28	50.7	29.3																		
H29	53.4	31.6																		
H30	59.7	35.4																		
R1	64.1	37.6																		
補助	①先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（2014 年度） 省エネ型自然冷媒機器導入の一部を補助する。冷凍冷蔵倉庫等に対し補助。（2016 年度終了） 75 億円の内数（2016 年度） 10 億円（2016 年度補正）																			
	②脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化推進事業 省エネ型自然冷媒機器導入の一部を補助する。冷凍冷蔵倉庫等に対し補助。 63 億円の内数（2017 年度） 10 億円（2017 年度補正） 65 億円の内数（2018 年度） 75 億円の内数（2019 年度） 3 億円（2019 年度補正） 73 億円（2020 年度）	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化推進事業 当該事業による省エネ型自然冷媒機器の導入を加速、推進することで、自然冷媒機器の低価格化及びフロン排出の大幅削減を図る。 73 億円（2021 年度） 73 億円（2022 年度予算案）																		
	③省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業（補助事業分） 省エネ・低温室効果を両立する画期的な新冷媒の開発、及び次世代冷媒について、冷媒特性（圧力の高さ、臨界点の低さ等）により効率・適用環境が限定される分野で冷凍空調機器の効率を向上させる技術開発に対し、開発費用の一部を補助する。 冷媒メーカー・機器メーカーに対し補助。 6.5 億円の内数（2019 年度） 7.0 億円の内数（2020 年度）	③省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業（補助事業分） 冷媒メーカー・機器メーカーが行う技術開発に対し、開発費用の一部を補助していく。 6.5 億円の内数（2021 年度） 5.5 億円の内数（2022 年度予算案）																		

技術開発	①省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業（委託事業分） 次世代の冷媒候補物質についてのリスク評価手法を確立し、合わせてエアコン等での実用環境下における評価を行うことにより、新たな冷媒に対応した省エネルギー型冷凍空調機器等の開発基盤を整備する。 2.5 億円 （2018 年度） 6.5 億円の内数（2019 年度） 7.0 億円の内数（2020 年度）	①省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業（委託事業分） 左記テーマの研究開発を大学・研究機関等に委託していく。 6.5 億円の内数（2021 年度） 5.5 億円の内数（2022 年度予算案）
普及啓発	①先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（2014 年度） 省エネ型自然冷媒機器導入に係る普及啓発を行う PR プログラム等を実施。（2016 年度終了） 75 億円の内数（2016 年度）	
	②フロン等対策推進 事業者や都道府県など関係者への周知等を実施。 2.3 億円の内数（2017 年度） 2.5 億円の内数（2018 年度） 2.5 億円の内数（2019 年度） 3.1 億円の内数（2020 年度）	②フロン等対策推進 事業者等、フロン排出抑制法の対象となる関係者への改正法やフロン排出抑制対策等の周知等を実施する。 3.1 億円の内数（2021 年度） 3.0 億円の内数（2022 年度予算案）
その他		IoT を活用したフロン類漏えい検知技術等による省 CO2 効果等評価・検証事業（2022 年度） 既設機器における漏えい検知システム設置による電力使用量削減効果及びフロン漏えい削減効果を検証・評価し、漏えい検知システム普及施策の検討を実施。 1.0 億円（2022 年度予算案）

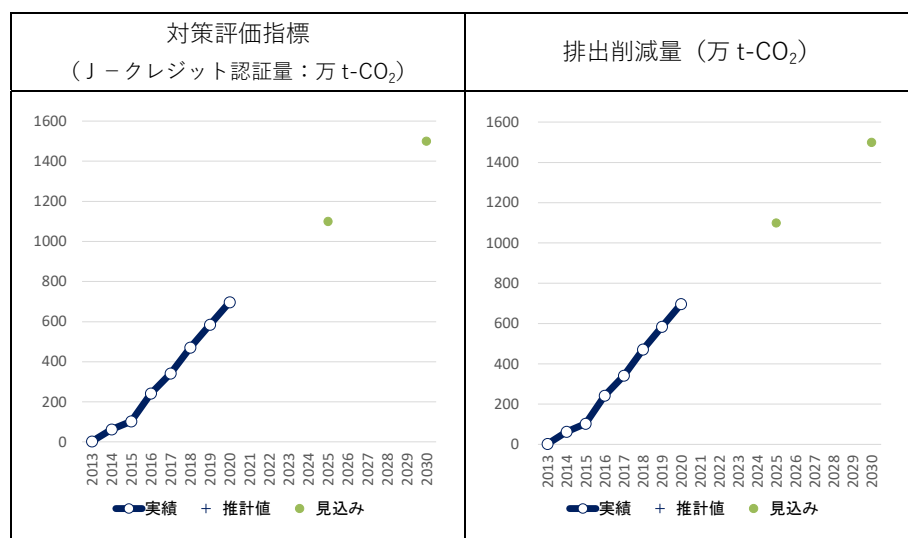
対策名：	62. J-クレジット制度の活性化
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策によって実現される温室効果ガスの排出削減・吸収量を、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットとして認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) J-クレジット制度の活性化

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 J-クレジット 認証量	万 t-CO ₂	実績	3	63	103	242	342	471	586	697										
		見込み													1100					1500
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	3	63	103	242	342	471	586	697										
		見込み													1100					1500



定義・算出方法	< 対策評価指標、排出削減量 > 対策評価指標及び排出削減量の実績については、第44回J-クレジット制度認証委員会（2021年3月16日開催）までに認証された累積のクレジット認証量を記載。
出典	J-クレジット制度ホームページ

備考	・対策評価指標及び排出削減量である累積の J-クレジット認証量について、2020 年度の認証量は目標（645 万 t-CO₂）を上回ったため、2030 年度の目標については更なる引き上げの検討を行い、2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2030 年度の目標を 1500 万 t-CO₂とした。 ・2013～2020 年度の実績および 2025 年度、2030 年度の見込み値について、当該年度時点の累積のクレジット認証量を記入している。 <制度利用者の対策> ・民間事業者等（クレジット創出者）：温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施とクレジット販売による資金還元 ・民間事業者等（クレジット活用者）：クレジット活用による温対法報告の排出量・排出係数調整やカーボン・オフセット等の実施 <国の施策> ・ J-クレジット制度の運営・管理 <地方公共団体が実施することが期待される施策例> ・クレジット創出者として温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施 ・クレジット活用による、クレジット創出者の排出削減・吸収源対策の加速化 ・地域版 J-クレジット制度の運営・管理
----	--

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	・対策評価指標及び排出削減量である累積の J-クレジット認証量は 697 万 t-CO₂であり、その量は大幅に上昇（112 万 t-CO₂増加）している。引き続き、クレジットの需要喚起を促すための関連施策を実施することで、現在までに登録されたプロジェクト及び今後見込まれるプロジェクトにより、2025 年度目標（1,100 万 t-CO₂）、2030 年度目標（1,500 万 t-CO₂）水準と同等程度が見込まれるため、2020 年度の評価を C とした。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	特別会計に関する法律第 85 条第 3 項第 1 号ホ 施行令第 50 条第 7 項第 10 号 地球温暖化対策の推進に関する法律第 3 条第 2 項	

普及啓発	・J-クレジット制度について、民間との連携を図り、制度の普及・啓発を図る。 2020 年度実績 (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施した。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行った。2020 年度は 27 件のプロジェクトを新たに登録するとともに、112 万 t-CO₂ のクレジットを発行した。 ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、クレジットの入札販売を行った。 ・J-クレジット需要拡大に向けたカーボン・オフセットの普及のため、J-クレジットを活用した実用的なモデルの構築や、活用事例についての課題抽出とその解決方法の検討を行った。	2021 年度見込み (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施する。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行った。2021 年度は 44 件のプロジェクトを新たに登録するとともに、20 万 t-CO₂ のクレジットを発行している。(2022 年 3 月 2 日現在) ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、クレジットの入札販売を行う。 ・J-クレジット需要拡大に向けたカーボン・オフセットの普及のため、J-クレジットを活用した実用的なモデルの構築や、カーボン・オフセット関連文書等の見直しを行う予定。 2022 年度予定 (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施する。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行う。森林由来クレジットの創出拡大に向け、森林管理プロジェクトに係る具体的な制度見直しについて森林小委員会を設置し検討する。 ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、クレジットの入札販売を行う。 ・J-クレジット需要拡大に向けたカーボン・オフセットの普及のため、J-クレジットを活用した実用的なモデルの構築や、カーボン・オフセット関連文書等の見直しを行う。
その他	・J-クレジット制度運営 (2013 年度～) 2020 年度実績：270 百万円	2021 年度見込み：270 百万円

	・J-クレジット活用促進支援 2020 年度実績：24 百万円	2021 年度見込み：24 百万円
--	------------------------------------	-------------------

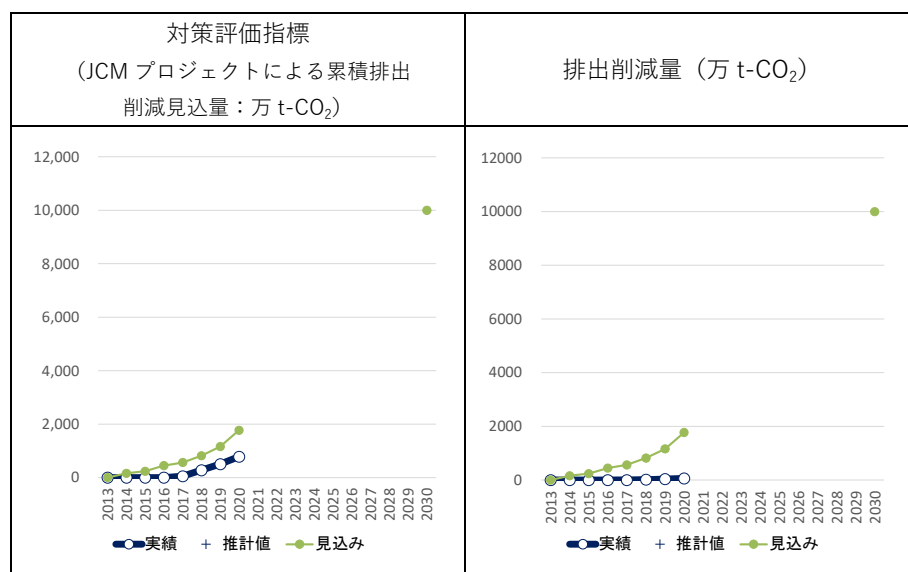
対策名：	63. 二国間クレジット制度（JCM）の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	相手国への温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCM を推進する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）二国間クレジット制度（JCM）の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 JCM プロジェクト による累積排出削減見込量	万 t-CO ₂	実績	0	0.2	1.5	5.2	55.2	278.8	507.7	783.6										
		見込み	1.5	161.5	239.3	448.3	567.1	821.6	1160.7	1773					-					10000
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	0	0.1	0.3	3.9	21.1	40.2	65.3										
		見込み	1.5	161.5	239.3	448.3	567.1	821.6	1160.7	1773					-					10000



定義・算出方法	<対策評価指標> （実績）2013 年度～2020 年度における JCM 資金支援事業採択事業のうち、運転開始済みの事業の件数に基づき、2030 年度までの累積排出削減見込量を算出。 （見込み）2013 年度～2020 年度における JCM 資金支援事業の採択件数に基づき、2030 年度までの累積排出削減見込量を算出。
	<排出削減量> （実績）2013 年度～2020 年度における JCM 資金支援事業採択事業のうち、運転開始

	済みの事業の 2020 年度までの累積排出削減量を算出。 (見込み)2013 年度～2020 年度における JCM 資金支援事業の採択件数に基づき、2030 年度までの累積排出削減見込量を算出。
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等 の 進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補 足および 理由	2020 年度の対策評価指標の実績値は前年度より上昇している。 JCM は、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減量・吸収量の確保を目標とする」と位置づけられている。また、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）でパリ協定 6 条のルールが合意されたことで、JCM を含む市場メカニズムの活用に対する国際的な機運が高まっている。 JCM プロジェクト拡大にあたり中核となる JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）については令和 4 年度予算案の増額が認められたほか、関係主体との連携として、アジア開発銀行（ADB）信託基金への拠出によるプロジェクトや国際協力銀行（JBIC）と一般の金融機関からの協調融資を受けたプロジェクトが実施されている。 対策評価指標及び排出削減量について、見込みと実績の差はあるが、2030 年度目標水準達成に向けて、今後も JCM のスケールアップを図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準		地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、令和 4 年 1 月 11 日に JCM 実施担当省において「JCM 推進・活用会議」を設置。
補助	（環境省） ①JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）（2013 年度～） ・ 8,100 百万円（2019 年度予算） ・ 9,687 百万円（2020 年度予算） ②JCM 資金支援事業（ADB 拠出金）（2014 年度～）	（環境省） ①JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）（2013 年度～） ・ 10,387 百万円（2021 年度予算） ・ 12,500 百万円（2022 年度予算案） ②JCM 資金支援事業（ADB 拠出金）（2014 年度～）

	～) 導入コスト高から、ADB のプロジェクトで採用が進んでいない優れた脱炭素技術がプロジェクトで採用されるように、ADB の信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。 ・ 1,000 百万円 (2019 年度予算) ・ 1,000 百万円 (2020 年度予算) ③二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業 (2018 年度～) 使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊活動を行うとともに、温室効果ガス排出削減効果の測定・報告・検証を行う事業に資金支援を行う。 ・ 40 百万円 (2019 年度予算) ・ 60 百万円 (2020 年度予算) ・ 60 百万円 (2021 年度予算案) ④REDD+型 JCM プロジェクト補助事業 (2015 年度～) 森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強 (REDD+) に向けた活動に資金支援を行う。 ・ 80 百万円 (2017 年度実績)	(2014 年度～) ・ 1,000 百万円 (2021 年度予算) ・ 1,000 百万円 (2022 年度予算案) ③二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業 (2018 年度～) ・ 60 百万円 (2021 年度予算) ・ 60 百万円 (2022 年度予算案)
--	--	--

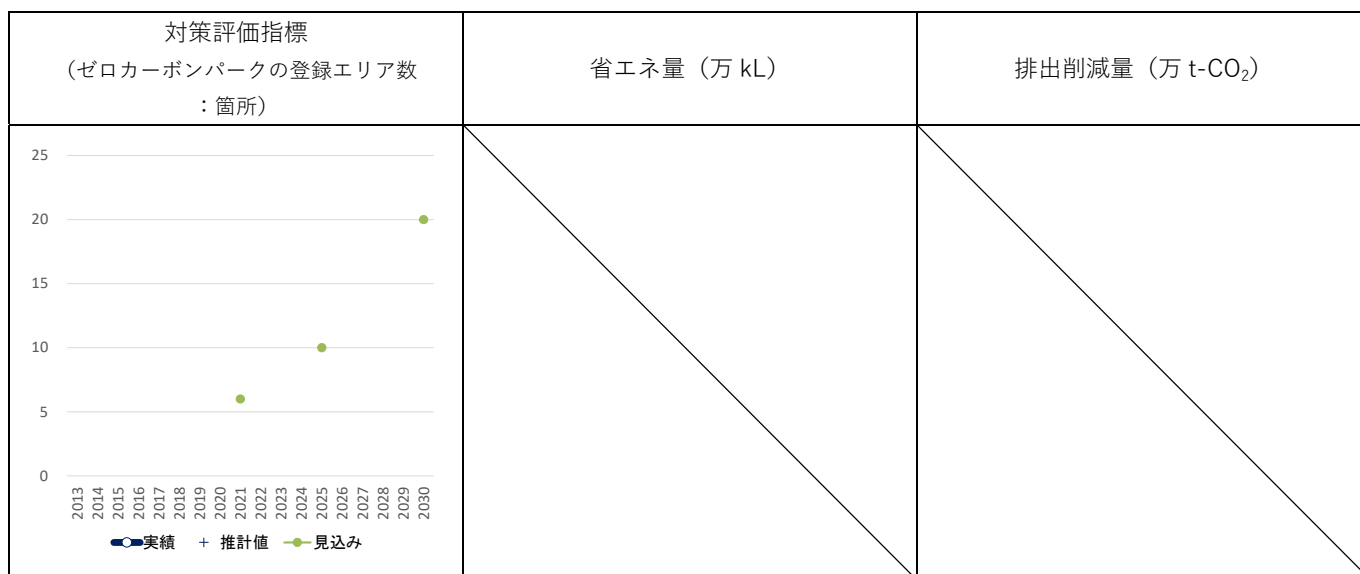
対策名：	64. 国立公園における脱炭素化の取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	国立公園において先行して電気自動車等の活用、再生可能エネルギーの活用等の脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録し、その取り組みを推進する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 国立公園における脱炭素化の取組【ゼロカーボンパーク】の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ゼロカーボンパークの登録エリア数	箇所	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み													10					20
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み													-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み													-					-



定義・ 算出方法	<対策評価指標> ゼロカーボンパークの登録エリア数
	<省エネ量> <排出削減量> —

出典	http://www.env.go.jp/nature/post_134.html
備考	本取組は、2021 年度より開始されたものであるため、2020 年度までの実績等は記載なし。また、ゼロカーボンシティ表明を行っているもしくはその予定があることが登録の要件となっており、基本的には市町村単位での排出削減を目指す一部として国立公園内での排出削減等を目指している。このことから、国立公園内のみでの排出削減量の算出等を行わない。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補 足および 理由	ゼロカーボンシティの表明と合わせて、ゼロカーボンパークに取り組みたいと希望する市町村が年々増加傾向にあるため。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助		建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業 （事業終了予定年度：2023 年度） 60 億円の内数（2021 年度予算） 55 億円の内数（2022 年度予算案） 等の国立公園のカーボンニュートラル実現支援事業等

対策名：	定性-07. 温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組
具体的内容：	地球温暖化対策推進法第 23 条及び第 24 条において、事業者に対して「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等」及び「日常生活における排出削減への寄与」という 2 つの努力義務が定められている。温室効果ガス排出削減等指針は、これら 2 つの努力義務について、事業者が講ずべき措置を具体的に示したガイドライン（告示）として、地球温暖化対策推進法第 25 条に基づき国が策定したものである。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

本指針は産業（製造業・非製造業）、業務、上水道・工業用水道、下水道、廃棄物処理、エネルギー転換、運輸部門、日常生活部門の計 9 部門から構成されている。2008 年 12 月に業務部門及び日常生活部門、2012 年 2 月に廃棄物処理部門、2013 年 4 月に産業（製造業）部門、2016 年 3 月に上水道・工業用水道部門及び下水道部門の指針を策定した。全 9 部門中 6 部門策定済みであり、着実に進んでいる。

今後は、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報を網羅的に整理し、本指針の見直し・拡充に向けた検討を各省庁連携して進める。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月） 地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図る。 最終改正：平成 28 年 5 月	我が国は 2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」等を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正し、「温室効果ガス排出抑制等指針」を「温室効果ガス排出削減等指針」に変更
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成 20 年 12 月） 最終改正：平成 28 年 5 月	今後、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報を網羅的に整理し、本指針の拡充見直し・拡充に向けた検討を進める予定

普及啓発	ホームページを通じた指針に関する情報発信 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/	
------	---	--

対策名：	定性-08. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
具体的内容：	温室効果ガスを一定量以上排出する者に、排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

制度に基づいて、2021年3月に、対象となる事業者（※1）の2017年度分の排出量情報の集計・公表を実施した。

また、2020年度の当該制度に基づく集計・公表に係る取組を改善するため、報告書を電子的に受け付ける「省エネ法・温対法電子報告システム」（※2）の利用率の向上に向け、事業者への周知徹底や円滑なシステム運用を行う等した。その結果、省エネ法・温対法電子報告システムを利用した事業者数は、2020年度は4,464者に増加している（2015年度実績：38者、2016年度実績：703者、2017年度実績：1,058者、2018年度：1,904者、2019年度：2,485者）。さらに、温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理を可能とする、新しい省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの構築に向けて、設計・検討等を実施した。

※1 2017年度排出量の報告事業者数：特定事業所排出者 12,341者、特定輸送排出者 1,319者

※2 集計結果の迅速な公表のため、2015年5月から運用開始。

2. 施策の全体像

	実績（2020年度まで）	今後の予定（2021年度以降）
法律・基準	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号） ・地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を導入（平成18年4月1日施行）	・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、本制度のデジタル化・オープンデータ化を進める。
普及啓発	・省エネ法・温対法電子報告システムを周知するために、全国説明会での説明を実施し、利用者数は順調に増加している。 - 利用者数：38事業者（2015年度） - 利用者数：703事業者（2016年度） - 利用者数：1,058事業者（2017年度） - 利用者数：1,904事業者（2018年度） - 利用者数：2,485事業者（2019年度） ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	・次期電子報告システムの運用開始に向け、説明会の実施や、マニュアル等のウェブサイトへの掲載等を実施し、利用者数の増加に取り組む。

	で全国説明会が行えなくなったことに鑑み、本制度の説明動画を配信した。	
その他	・2017 年度排出量の集計結果(2020 年度公表分) (特定事業所排出者 12,341 事業者、特定輸送排出者 1,319 事業者分の結果)について、公表及び開示請求への対応を実施した。 ・2016 年度排出量の集計結果(2019 年度公表分) より、これまで事業所管省庁が行っていた排出量データの入力作業の一部を、環境省に一元化している。	

対策名：	定性-09. 事業活動における環境への配慮の促進
具体的内容：	・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）や環境報告ガイドラインの策定等により、環境報告書等の公表を推進し、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図る。 ・ サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量を把握・管理するための基盤整備を行う。 ・ ライフサイクル全体での温室効果ガス排出に配慮した事業活動を促進する。 ・ 我が国におけるライフサイクルアセスメント（LCA）の手法やその基礎となっているデータベースを国際的に発信するとともに、海外の制度等へ適切に反映させることにより、日本企業が製造・販売する環境配慮製品が海外から適切に評価される環境を整備・維持する。 ・ エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入を中小事業者へ働きかけることで、中小事業者のCO₂削減の実効性を高める。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（環境省）

【環境報告の推進】

環境報告ガイドラインの策定等により、環境報告の促進を図ってきた。環境報告ガイドライン2018年版の公表、同解説書を活用した環境報告の一環として、環境デュー・ディリジェンスのための入門書を2020年に公表しその普及をはかっている。

（環境省）

【サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の把握・管理の推進】

サプライチェーン（原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ全体）における温室効果ガスの把握・管理を推進するため、サプライチェーン排出量算定のためのガイドライン及び排出原単位データベースの更新等を実施している。また、サプライチェーン全体で企業の中長期の削減目標を設定する国際イニシアティブのSBTに関して、勉強会や情報発信を行い、2016年末まで5社だったSBT認定企業を、2021年12月31日時点で148社まで増加させた。今後も、サプライチェーン全体での削減取り組みが求められると予想されるところ、設定された削減目標の達成支援を中心に、取組を推進していく。加えて、SBT等の目標を設定している中小企業を対象に、2025～2030年頃の削減目標に向けた削減計画の策定支援を行っていく。この他、気候変動に関して、企業が抱えるリスク・機会について、TCFDの提言に沿ったシナリオ分析の支援を事業者等を対象として実施しており、TCFD賛同表明機関は、2021年12月31日時点までに670機関と、世界一の水準となっている。

(経済産業省)

【ライフサイクル全体での温室効果ガス排出に配慮した事業活動の促進】

地球規模で温室効果ガス排出の大幅削減を実現するには、ライフサイクル全体を通じて温室効果ガス削減に繋がる製品・サービスを国内外に展開していくことが重要である。このような問題意識から、我が国ではこれまで、他国に先駆けて算定手法のガイドラインの整備や、事例の積み上げを実施してきた。2020 年は、国際イニシアティブで GVC を通じた削減貢献の見える化や活用方法の検討が行われているため、こうした国際動向の調査を行うとともに、低炭素社会実行計画に参画する業界団体及び企業、機関投資家・金融機関へのヒアリング等、国内でのさらなる GVC を通じた削減貢献への取組を促進するための政策検討を行った。

さらに、各業界における削減貢献の取組について、低炭素社会実行計画の「他部門への貢献」「海外貢献」にも記載することとしており、政府の審議会等でフォローアップを行っている。

このような取組を通じて、今後も製品のライフサイクルや企業のバリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減を促進していく。

(経済産業省)

【我が国の LCA 手法・データベース等の国際的な発信、海外制度等への適切な反映】

我が国のデータベースも接続する LCA データベースの国際的なネットワーク (GLAD) について、2018 年 4 月より試用版が公開され、2020 年 6 月に正式版が公開された。これにより、日本企業が製造・販売する環境配慮製品が、海外において、より適切に評価されるようになると見込まれる。また、欧州委員会が実施している環境フットプリントの試行事業に、初期段階から日本企業のコンソーシアムが参画し、欧州委員会へのフィードバック等を実施した。2018 年 4 月で試行事業は完了し、その後は 2021 年まで政策移行期間となっている。将来の導入が検討されている環境フットプリント制度が、我が国の製品を適切に評価する仕組みとなることが期待される。

(環境省)

【エコアクション 2.1 等の環境マネジメントシステムの導入支援】

大手企業のバリューチェーンや自治体・地域金融機関等での活用を通じて、中小企業での環境マネジメントシステムのさらなる導入が見込まれる。

2. 施策の全体像

	実績 (2020 年度まで)	今後の予定 (2021 年度以降)
法律・基準	(環境省) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法) の施行 (2005 年 4 月) 国等に対しては、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策等を推進するものとする。	(環境省) 環境情報の公表義務の対象となる国や特定事業者の公表状況の確認を行う。

その他	(環境省) ①パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業 ・SBT や RE100、TCFD といった脱炭素経営に舵を切る日本企業の取組を支援するとともに、企業が環境情報を開示するための情報開示の基盤を活用することで投資家や金融機関との対話を促進し、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を中小企業や地域（地方自治体）にも広げていった。 224 百万円（2016 年度予算額） 414 百万円（2017 年度予算額） 540 百万円（2018 年度予算額） 540 百万円（2019 年度予算額） 821 百万円（2020 年度予算額） 640 百万円（2021 年度予算額）	(環境省) 引き続き、本事業を通じて、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を中小企業や地域（地方自治体）にも広げていく。 企業の脱炭素経営実践促進事業 640 百万円（2021 年度予算額） 601 百万円（2022 年度予算案）
	②中小企業による環境経営の普及促進事業 中小企業における環境経営の導入を支援するため、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの運営や、制度の認知向上を図る。 17.5 百万円（2015 年度予算額） 20.6 百万円（2016 年度予算額） 19.1 百万円（2017 年度予算額） 19.0 百万円（2018 年度予算額） 19.1 百万円（2019 年度予算額） 18.5 百万円（2020 年度予算額）	中小企業の脱炭素に資するエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの運営や、制度の認知向上を図る。 11.1 百万円（2021 年度予算額） 9.4 百万円（2022 年度予算案）
	(経済産業省) 環境負荷削減及び削減貢献量の見える化に関する調査事業 LCA の国際的な動向調査と対応方針の検討及びグローバルバリューチェーン (GVC) を通じた削減貢献の評価に関する動向調査と対応方針の検討を行う。 20.6 百万円（2020 年度予算額）	(経済産業省) 環境負荷削減及び削減貢献量の見える化に関する調査事業 LCA/CFP の国際的な動向調査と対応方針の検討及びグローバルバリューチェーン (GVC) を通じた削減貢献の評価に関する動向調査と対応方針の検討、を行う。 18.9 百万円（2021 年度予算額）

対策名：	定性-10. 成長に資するカーボンプライシング
具体的内容：	・カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

・カーボンプライシングについては、2020 年 12 月に菅前総理から、梶山前経済産業大臣と小泉前環境大臣に対し、連携して検討するよう指示があったところ。 ・総理指示に基づき、環境省は中央環境審議会「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」を 2021 年 2 月に再開した。再開後、2 回の小委員会を開催し、炭素税やクレジット取引等についてご議論いただいたところ。また、経済産業省では新たに「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を設置し、2021 年 2 月に第 1 回研究会を開催し、「成長に資するカーボンプライシング」とは、いかなる制度設計が考えられるか、議論を開始した。
--

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
税制		（環境省） 2021 年 8 月に令和 4 年度税制改正要望として「カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進」を提出
その他	（環境省） ○カーボンプライシング導入調査事業 カーボンプライシングを導入する場合に成長に資する制度を速やかに導入・実施できるよう、小委員会の議論動向等に応じて、制度案の検討に資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。 250 百万円（2017 年度予算額） 250 百万円（2018 年度予算額） 250 百万円（2019 年度予算額） 250 百万円（2020 年度予算額）	（環境省） 本事業に基づき、引き続き、成長に資するカーボンプライシングの検討を進めていく。 ※カーボンプライシング導入調査事業 250 百万円（2021 年度予算額） 250 百万円（2022 年度予算案）

	(経済産業省) ○温室効果ガス排出削減のためのカーボンプライシング等の政策手法に関する調査 各国のカーボンプライシング施策の最新の動向等及び施策を講じる際の背景等の調査等を行い、日本において追加的なカーボンプライシング施策を講じる場合の影響分析等を実施した。 27 百万円 (2020 年度予算額)	(経済産業省) 本事業等を行い、引き続き、成長に資するカーボンプライシングの検討を進めていく。 ※世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する等調査事業 約 30 百万円 (2021 年度予算額)
		○GX リーグ整備事業 野心的な CO₂ 削減目標を掲げ、自主的に、炭素クレジット取引を行う企業が参加する新たな枠組み「GX リーグ」と、企業が国際的に通用するクレジットを国内で調達できる市場（カーボン・クレジット市場）の創設について検討を進める。 1,000 百万円 (2021 年度補正予算)

対策名：	定性-11. 税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用
具体的内容：	・環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うことにより、脱炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策に取り組む。 ・2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用することで、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

【税制全体のグリーン化推進検討業務】

地球温暖化対策のための税を含む、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行っている。また、「税制全体のグリーン化推進検討会」を開催し、これらの調査結果につき有識者の意見を聴取してきたところであり、これらの調査結果を元に、環境関連税制等のグリーン化を推進してきている。今後も引き続き環境面からの我が国の税制のあるべき姿及びその推進方策について、総合的かつ体系的な検討を行っていく。

- ・税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を実施。特に、炭素税や車体課税に係る諸外国における検討・導入状況等について調査・分析を実施。有識者の意見を聴取するため、税制全体のグリーン化推進検討会を開催（2021年度は第1回：8月11日、第2回：3月4日）。

【地球温暖化対策税の有効活用】

地球温暖化対策のための税の税収を有効活用し、再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入促進に向けて、工場等の省エネ設備導入の補助や省エネ性能に優れた住宅・ビルの支援等により民間投資を促進するとともに、再エネ発電の系統接続の増加に伴う課題に対応する技術や再エネ発電のコストを低減するための技術等の研究開発や普及に必要な支援、国民運動などによる社会システムの変革のための施策等を適切に展開しており、2020年度の温室効果ガス排出量（速報値）は2013年度比18.4%減（2005年度比16.8%減）となっている。今後も、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、日本の2030年度目標の達成に向けて適切な施策を行っていくこととしている。

2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるため、地球温暖化対策のための税の税収を利用し、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進をはじめとするエネルギー起源CO₂排出抑制対策を着実に実施。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
税制	地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（2012 年 10 月） 地球温暖化対策を推進する観点から、石油石炭税の特例として、全化石燃料に対して CO₂ 排出量に応じた税率（289 円/CO₂ トン）を上乗せする税。 2012 年 10 月、2014 年 4 月、2016 年 4 月と 3 段階に分けて石油石炭税の税率の引き上げを実施。 ※エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の歳出予算額 5,241 億円（2016 年度） 4,966 億円（2017 年度） 4,987 億円（2018 年度） 4,996 億円（2019 年度） 4,965 億円（2020 年度）	引き続き、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源 CO₂ 排出削減対策を着実に実施していく。 ※エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の歳出予算額 4,758 億円（2021 年度）
その他	税制全体のグリーン化推進検討業務 環境関連税制等が与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行う。 約 26 百万円（2016 年度予算額） 約 26 百万円（2017 年度予算額） 約 35 百万円（2018 年度予算額） 約 35 百万円（2019 年度予算額） 約 32 百万円（2020 年度予算額）	引き続き、本業務に基づき調査を進め、我が国の税制のグリーン化を推進していく。 ※税制全体のグリーン化推進検討業務 約 32 百万円（2021 年度予算額） 約 32 百万円（2022 年度予算案）

対策名：	定性-12. サステナブルファイナンスの推進
具体的内容：	・「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」（令和 2 年 9 月 16 日経済産業省策定）を踏まえ、関係府省庁の連携の下、再生可能エネルギー等（グリーン）に加えて、省エネルギー等の着実な低炭素化の取組などの脱炭素への移行（トランジション）、脱炭素化に向けた革新的技術（イノベーション）へのファイナンスを一体的に進めていく。 ・グリーンに関しては、発行体制の構築促進や市場整備などを通じて、グリーンボンドをはじめとするグリーンファイナンスの推進を進めていく。 ・脱炭素社会の実現に向け、長期的な戦略にのっとった温室効果ガス排出削減の取組に対して資金供給するトランジション・ファイナンスに関し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（令和 3 年 5 月 7 日金融庁、経済産業省、環境省策定）に基づき、一足飛びには脱炭素化できない多排出産業向けの分野別ロードマップの策定等を通じて、脱炭素への移行（トランジション）やイノベーションに取り組む企業に対する投資を促進するとともに、世界のカーボンニュートラル実現に向け、アジアのトランジションを支援していく。 ・イノベーションの推進に向けては、2020 年 9 月に脱炭素社会の実現に向けたイノベーションに果敢に挑戦する企業を「ゼロエミ・チャレンジ企業」と位置付けて国内外に発信しているが、これを拡充するほか、これら企業と投資家等の対話によりイノベーションへの市場の理解が深まるような取組を実施する。 ・2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、プライム市場上場企業に対して、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。 ・国際会計基準（IFRS）財団等におけるサステナビリティに関する開示の枠組みを策定する国際的な議論に対し、我が国としても積極的に参画する。 ・TCFD ガイダンスやグリーン投資ガイダンス、シナリオ分析ガイドの策定・改訂・普及、企業や金融機関によるシナリオ分析の支援等を通じ、開示及び対話の促進や質の向上を図る。 ・地域の脱炭素化を地域における経済と環境の好循環の創出につなげるため、国としての明確なビジョンを示すとともに、地方公共団体等と連携する先進的な地域金融機関による、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決のモデルづくりを推進することで、環境・経済・社会へのインパクトを重視した ESG 地域金融の取組を促進す

る。

- ・民間資金が十分に供給されていない脱炭素化プロジェクトへの出資等による支援や、リース手法を活用した先端的な設備への投資促進など、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための取組を推進する。
- ・金融・投資分野の各業界トップが一堂に会する「ESG 金融ハイレベル・パネル」の開催を通じ、ESG 金融へのモメンタムの醸成を行い、金融を通じて環境や社会にポジティブなインパクトを生み出すための議論を進める。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

【地域脱炭素投資促進ファンド事業】

2013 年度の事業開始以来、本事業からの出資（出資決定額約 180 億円）が呼び水となり、約 10 倍の民間資金（総事業費約 1,840 億円）が様々な地域・種別の脱炭素化プロジェクト（出資決定件数 36 件）へ集まる見込みであり、脱炭素化プロジェクトの導入が促進されたと評価できる。引き続き、プロジェクトの組成を通じた温室効果ガスの抑制・削減及び地域活性化の促進が見込まれる。

【脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業】

脱炭素機器に係るリース料の一部を補助することにより、2014 年度以降、リース総額約 2,449 億円の脱炭素機器の導入を支援しており、脱炭素機器の普及を促進できたと評価できる。引き続き補助率、補助対象機器の見直し等により効率的な実施を図りつつ取組を実施していく。

【金融のグリーン化推進事業】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を通じ、金融機関等へのヒアリングにより環境金融の実態を把握、また、セミナーの開催を通じて、環境金融の拡大に向けた情報発信を行っており、2020 年度は 4 件のヒアリング、12 件のセミナーを開催し、金融・経済のグリーン化促進に向けて広く働きかけを行ったと評価できる。今後も、セミナー等による情報発信や ESG 金融リテラシーの向上に向けたカリキュラムの構築等による人材育成支援を通じ、我が国金融機関全体における環境配慮の取組促進の後押しを行っていく。グリーンファイナンスモデル事例創出事業では、特に環境面においてモデル性を有すると考えられるサステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、インパクトファイナンス（以下「グリーンファイナンス」という。）のモデル事例を創出している。2020 年度 3 件、2021 年度 5 件をモデル事例として選定し、各種国際原則及び国内ガイドライン等との適合性の確認を行って情報発信を実施してきた。今後も、必要に応じた見直しを行いつつグリーンファイナンスの取組促進を図っていく。

【グリーンボンド等促進体制整備支援事業】

2018 年度に事業開始し、2018 年度に 38 件・121 百万円、2019 年度に 74 件・146 百万円、2020 年度では 100 件・146 百万円の交付決定を行うことによりグリーンボンド等の促進を行うことで、脱炭素化に資するグリーンプロジェクトへの資金導入が促進されたと評価できる。今後も、補助率

の見直し等により効率的な実施を図りつつ、グリーンボンド等の促進を図っていく。

【環境金融の拡大に向けた利子補給事業】

(環境配慮型融資促進利子補給事業及び環境リスク調査融資促進利子補給事業)

事業開始以降、環境配慮型融資及び環境リスク調査融資のうち一定の条件を満たす融資について利子補給を実施することで、地球温暖化対策のための設備投資における資金調達の円滑化が図られたと見られる。

(地域 ESG 融資促進利子補給事業)

2019 年度に事業開始し、2019 年度に 22 件・7 百万円、2020 年度に 48 件・43 百万円の交付決定を行うことにより地域循環共生圏の創出に資する ESG 融資と地域金融機関の融資行動の変革が促され、民間資金による地球温暖化対策の促進が図られた。

【ESG 金融ステップアップ・プログラム推進事業】

脱炭素社会への移行を踏まえた金融機関の戦略策定の基礎とするため、銀行セクターの TCFD シナリオ分析支援を 2020 年度に 3 行実施し、「TCFD 提言に沿った気候変動リスク・機会のシナリオ分析実践ガイド（銀行セクター向け）」を 2021 年 3 月に取りまとめた。また、2019 年 9 月に設立された PRB について国内金融機関の理解の深化・取組の促進を目的とし、金融機関関係者を対象としたセミナーを開催し、2021 年 3 月には銀行による PRB 署名・取組促進に寄与する「PRB の署名・取組ガイド」を取りまとめた。さらに、世界的に ESG 投資が拡大している中で、国内年金基金における ESG 投資の促進及び PRI 署名促進に資することを目的とし、国内外動向調査やアンケート調査を通じて年金基金における ESG 投資の課題を示唆した。

ESG 金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」選定委員会及び表彰式を通じてその取組を評価・表彰し、また、その内容を広く情報発信することにより、国内における ESG 金融への取組拡大の後押しを行ったと評価できる。引き続き、部門構成や審査基準見直し等の検討を重ね、ESG 金融の裾野拡大に向けたベストプラクティスの発信を行う。

2019 年 2 月に設置された「ESG 金融ハイレベル・パネル」の第二回会合が 2020 年 3 月に開催され、その中で、ポジティブインパクトを生む金融の普及に向けた基本的考え方、グリーンインパクト評価ガイドなどインパクト評価のあり方を議論するタスクフォース「ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース」および、持続可能な社会に向けた金融機関の地域における役割、ESG 地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョンを議論する「ESG 地域金融タスクフォース」が発足した。さらに、2020 年 10 月の第三回ではタスクフォースの報告をもとにポジティブインパクトを軸とした議論が展開され、我が国の社会課題やそこに与えるべきインパクト、金融主体の役割等が議論された。また、参加者により「ESG 金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言」が採択され、参加者間の共通認識が示された。

【気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査検討及び普及活動】

気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向、各国における情報開示の実態、日本企業の取組状況・課題等を調査・分析した上で、中長期的に日本企業の価値を高め、国際的な競争力を向上させていくために政府や企業が講ずべき施策について調査検討を行うとともに、2019 年 5 月に

産業界と金融機関の対話の場（TCFD コンソーシアム）を設立し、2018 年度に策定した気候関連の情報開示に関するガイダンス（TCFD ガイダンス）を基に、企業の具体的な情報開示について検討を行った。また、TCFD コンソーシアムにける活動を通じて、2020 年 7 月に TCFD ガイダンスの改訂版である TCFD ガイダンス 2.0 の公表を行った。

【TCFD・開示に関する国際会合の開催】

世界で中心的な役割を担っている産業界、金融界のメンバーや、開示関連団体等が一堂に会する国際会合「TCFD サミット」を 2019 年 9 月、2020 年 10 月に東京にて開催し、開示情報の評価の在り方等の今後の方向性について議論を行うとともに、関連動向調査や情報発信等を行った。

TCFD サミットの開催を一つの契機に、TCFD 提言に対する国内賛同企業は 336 社に達し、日本は世界最多の賛同数を誇っている。今後も、サミットの開催を通じ、TCFD 提言の賛同拡大・開示充実に向けて議論を深め、成果を広く発信していく。

【環境イノベーションに向けたファイナンスの調査検討】

気候変動対策の着実な移行やイノベーションに向けた取組に対して資金供給が促進されるための方策を議論するために、「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」を 2020 年 2 月から 5 回開催し、同年 9 月には、その中間とりまとめとして「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」を策定、公表した。

また、中間とりまとめの主要テーマであるトランジション・ファイナンスについて、基本指針の策定を進めている。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助	（環境省） ①脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業（2011 年度） 脱炭素社会の実現に向け、脱炭素機器の普及を図る必要があるが、導入時に多額の初期投資費用（頭金）が必要となる点が障壁となっている。そのため、頭金が特に負担となる家庭や中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用し、脱炭素機器の普及を促進する。 交付決定実績 1,569 件、1,690 百万円（2016 年度） 1,800 件、1,647 百万円（2017 年度） 2,032 件、1,820 百万円（2018 年度） 1,673 件、1,455 百万円（2019 年度） 1,127 件、 770 百万円（2020 年度）	2021 年度から新たに EV を機器追加し、2022 年度から新たに射出成形機、医療機器、分析機器を機器追加 予定で EV については小型 EV の用件を緩和。また、一定の普及が進んだ高効率照明と化石燃料を燃料とする熱源設備を削除するなど、ニーズと脱炭素社会に資する機器を反映することで CN に向けた事業体制を整備。

	②環境金融の拡大に向けた利子補給事業（2013年度） 利子補給を行い、環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。 （環境配慮型融資促進利子補給事業）※2018年度で新規採択終了 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資が対象。 （環境リスク調査融資促進利子補給事業）※2018年度で新規採択終了 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資が対象。 （地域 ESG 融資促進利子補給事業）（2019年度）※2021年度で新規採択終了 地域循環共生圏の創出に資する ESG 融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資が対象。 交付決定実績 （環境配慮型融資促進利子補給事業） 53 件、648 百万円（2016 年度） 115 件、428 百万円（2017 年度） 45 件、307 百万円（2018 年度） 33 件、256 百万円（2019 年度） 23 件、142 百万円（2020 年度） （環境リスク調査融資促進利子補給事業） 55 件、744 百万円（2016 年度） 71 件、826 百万円（2017 年度） 78 件、802 百万円（2018 年度） 63 件、722 百万円（2019 年度） 46 件、539 百万円（2020 年度） （地域 ESG 融資促進利子補給事業） 22 件、7 百万円（2019 年度） 48 件、43 百万円（2020 年度）	2022 年度から、投融資を通じた地域の脱炭素化に積極的に取組む金融機関が行う、地球温暖化対策のための設備投資への融資を対象とした地域脱炭素融資促進利子補給事業を開始予定。
--	---	---

	③グリーンボンド等促進体制整備支援事業 (2018 年度) グリーンボンド等より資金調達しようとする者(企業・自治体)に発行等支援(外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等)を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。 交付決定実績 38 件、121 百万円(2018 年度) 74 件、146 百万円(2019 年度) 100 件、146 百万円(2020 年度)	2021 年度についても、引き続き、グリーンボンド等の市場拡大に向けた促進をしていく。
		(経産省) ①カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業 カーボンニュートラル実現に向けた、事業者の長期にわたるトランジションの取組を推進すべく、改正産業競争力強化法において利子補給制度を措置予定。具体的には、事業者が「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に適合する 10 年以上の長期的な事業計画を策定し、産業競争力強化法に基づく認定を受けた場合に、その計画実現のために指定金融機関が行う融資に対して利子補給金を交付する。 予算額 2 億円(2021 年度) 6.4 億円(2022 年度)
その他	(環境省) ①地域脱炭素投資促進ファンド事業(2013 年度) 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに地域の資金を含む民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資等により	2021 年度についても、引き続き、出資等により脱炭素化プロジェクトを支援していく。

	支援する。 出資決定実績 6 件、約 43 億円（2016 年度） 6 件、 13 億円（2017 年度） 3 件、約 37 億円（2018 年度） 5 件、約 32 億円（2019 年度） 1 件、 20 億円（2020 年度）	
	②幅広い投資家によるグリーン投資促進検討業務 環境金融の実態調査、分析及び検討等を実施し、幅広い投資家による環境関連の事業への投資を促進する。 約 2 千万円（2016 年度予算額）	
	③金融のグリーン化推進事業 グリーンファイナンスによる取組をしようとしている具体事例をモデル事例として選定し、各種原則及びガイドラインへの準拠性を確認するとともに、準拠したスキームにするためのアドバイスや、モデル事例の情報発信等を行う。 発行事例選定件数 2 件（2017 年度） 3 件（2018 年度） 1 件（2019 年度） 3 件（2020 年度）	2021 年度についても、引き続き、モデル事例を創出し、普及展開のための情報発信を行っていく。
	④ESG 投資等の促進に向けた調査検討業務（2015 年度）、ESG 金融ステップアップ・プログラム推進事業（2019 年度） ESG 課題を考慮した資金の流れを一段と広げていくため、金融業界の主要なプレイヤーをメンバーとして、ESG 金融懇談会を 2017 年度に 3 回、2018 年度に 4 回開催。国民の資金を「気候変動問題と経済・社会的課題との同時解決」、「新たな成長」へとつなげる未来に向けた強い意思を共有し、それぞれが今後果たすべき役割について闊達な議論の上、2018 年 7 月に提言を取りまとめた。 2019 年 2 月には、金融・投資分野の各業界ト	2021 年度についても、引き続き、「ESG 金融ハイレベル・パネル」を開催する。

	ップと国が連携し、ESG 金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG 金融ハイレベル・パネル」を設置。ポジティブインパクトを軸とした議論が展開され、我が国の社会課題やそこに与えるべきインパクト、金融主体の役割等が議論された。また、参加者により「ESG 金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言」が採択され、参加者間の共通認識が示された。 また、環境情報と企業価値に関する価値関連性に対する投資家の理解向上を促すことにより、投資家による環境情報に関する自律的な実務・実践面の実力向上を支援することを目的とした「環境情報と企業価値に関する検討会」を 2017 年度に 9 回開催し、2018 年度にも 3 回開催。 約 2 千万円（2016 年度予算額） 約 2 千万円（2017 年度予算額） 約 4 千万円（2018 年度予算額） 3 億円の内数（2019 年度予算額） 3 億円の内数（2020 年度予算額）	
		（金融庁） ① 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立及び運営に係る IFRS 財団への拠出金 IFRS 財団におけるサステナビリティ開示の枠組みの策定に日本として積極的に参画するため、IFRS 財団が新設した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に関して、ISSB の設立及び運営に係る費用として、IFRS 財団に対する資金拠出を行う。 約 1.1 億円（2021 年度見込）
		② サステナビリティ報告の諸制度の調査及び意見発信業務 ISSB における国際サステナビリティ基準の作成・改訂等に関する議論の動向等を調査分析し、国

		際サステナビリティ基準についての我が国の考え方の発信を支援する業務を、サステナビリティ報告に関する専門能力の高い民間法人に委託する。 2000 万円（2022 年度見込）
	（経済産業省） ①気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動【新規】 気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向、各国における情報開示の実態、日本企業の取組状況・課題等を調査・分析した上で、中長期的に日本企業の価値を高め、国際的な競争力を向上させていくために政府や企業が講ずべき施策について調査検討を行う。 また、産業界と金融機関の対話の場（TCFD コンソーシアム）を設け、気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向や各国における情報開示の実態を踏まえながら、企業の具体的な情報開示について検討を行い、開示の質と量の向上を目指す。 約 4 千万円（2019 年度実績） 約 5 千万円（2020 年度実績）	昨今の気候変動をめぐる動きがますます加速していることを踏まえ、引き続き、気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動を行う。また、TCFD コンソーシアムの活動を通じて更なる開示の質と量の充実を実現させていく。 予算額 約 5 千万円（2021 年度）
	②TCFD・開示に関する国際会合の開催 世界で中心的な役割を担っている産業界、金融界のメンバーや、開示関連団体等が一堂に会する国際会合「TCFD サミット」を開催し、開示情報の評価の在り方等の今後の方向性について議論を行うとともに、関連動向調査や情報発信等を行う。 約 9 千万円（2019 年度実績） 約 1 億 1 千万円（2020 年度実績）	引き続き TCFD サミットを開催し、産業界・金融界のリーダーによる更なる TCFD 提言の活用に向けた議論を行うことで、適切な投資判断の基盤となる開示の拡充を促していく。 予算額 約 1 億 2 千万円（2021 年度）
	③環境イノベーションに向けたファイナンスの調査検討 気候変動対策の着実な移行やイノベーションに向けた取組に対して資金供給が促進されるための方策を議論するために、「環境イノベーション	引き続き、トランジション・ファイナンスについて、基本指針の策定を進める。また、CO₂ 多排出産業の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を

	に向けたファイナンスのあり方研究会」を 2020 年 2 月から 5 回開催し、同年 9 月には、その中間とりまとめとして「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」を策定、公表した。また、中間とりまとめの主要テーマであるトランジション・ファイナンスについて、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を立ち上げ、基本指針の策定のための議論を開始した。	示すため、ロードマップの策定に取り組むとともに、黎明期にあるトランジション・ファイナンスの市場形成につなげることを目的に、モデル事業の募集・公表にも取り組んでいく。 予算額 3 億円（2021 年度）
		④アジア版トランジションファイナンスの考え方の提示・普及【新規】アジア各国の多様かつ現実的なエネルギー転換の加速化を支援するため、国際会議等の場を通じて、アジア版トランジションファイナンスの考え方の提示・普及を図っていく。 予算額 5 億円の内数（2021 年度）

対策名：	定性-13. 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備
具体的内容：	・気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき温室効果ガス排出量を算定し、排出・吸収目録（インベントリ）を作成、国連気候変動枠組条約事務局に提出する。 ・「家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査（家庭 CO₂ 統計）」を整備する。 ・COP17 決定等を踏まえて定期的に求められる隔年報告書を提出、国際的評価・審査等の対応を行う。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（インベントリ）

・温室効果ガス排出量算定方法検討会において、温室効果ガスの算定方法の改善を継続的に図っており、同検討会において確認された算定方法を用いてインベントリを作成し、2021 年 4 月に条約事務局に提出した。

・2021 年度以降も引き続き、これまでのインベントリ審査による指摘事項や、我が国の温暖化対策の政策・措置及び最新の科学的知見等を踏まえ、課題解決や精度向上のための検討を行うとともに、品質保証・品質管理(QA/QC)を行う。

・2016 年 4 月に開催された第 42 回 IPCC 総会にて、2006 年 IPCC ガイドラインについて 2019 年に最新の科学的知見を踏まえた改良(Refinement)がなされることとなり、我が国の知見が適切に反映されるよう本改良作業に積極的に関与していくため、日本政府から専門家の推薦を行い、我が国からは計 14 名が執筆者として選出された。当改良版については、2019 年 5 月に京都で開催された第 49 回 IPCC 総会にて採択・受諾された。

・当改良版について、国際的なインベントリへの適用時期は未定であるが、今後のパリ協定下での当改良版の適用も見据えて、2020 年度から自主適用に向けた検討を開始した。

（家庭 CO₂ 統計）

・2012、2013 年度に行った北海道及び関東地方での試験調査の結果を踏まえて、2014 年 10 月から 2015 年 9 月に全国規模での試験調査を行い、2014、2015 年度にそれぞれ計 3 回、8 名の有識者による検討会において、本格調査に向けた標本設計や調査項目等の見直しの検討がされた。（全国試験調査 2016 年 6 月結果公表：調査世帯 16,402 世帯（集計世帯 11,632 世帯））

・2016 年 11 月に政府の一般統計調査として総務省承認を受け、2017 年度から全国 13,000 世帯を対象に本格調査を開始し、2020 年 9 月には 2019 年度調査結果の速報値を、2021 年 3 月には同確報値を公表した。（2019 年度本格調査：集計世帯 9,660 世帯）また、2021 年 10 月には 2020 年度調査結果の速報値を公表した。（2020 年度本格調査：集計世帯 10,015 世帯）

・2021 年度以降も引き続き、本格調査を実施する。

（隔年報告書・国別報告書）

・我が国の 2020 年目標の達成に向けた進捗状況等については、国際的評価・審査（IAR）が行われ

ることとなっており、2013 年 12 月に条約事務局に提出した第 1 回隔年報告書（BR1）及び第 6 回国別報告書（NC6）について、2014 年 10 月に専門家審査チーム（ERT）による訪問審査、2015 年 6 月に多国間評価（MA）を受け、我が国はそれぞれ適切に対応した。

・2015 年 12 月には第 2 回隔年報告書（BR2）を条約事務局に提出し、2016 年 6 月に BR2 の集中審査、2017 年 5 月に MA を受けた。

・BR1、BR2 及び NC6 における審査と MA の結果を踏まえ、第 3 回隔年報告書（BR3）及び第 7 回国別報告書（NC7）を作成し、2017 年 12 月に条約事務局に提出した。2018 年 5～6 月に BR3 及び NC7 について訪問審査、2019 年 6 月に MA を受け、我が国はそれぞれ適切に対応した。

・その結果を踏まえ、第 4 回隔年報告書（BR4）を作成し、2019 年 12 月に条約事務局に提出した。2020 年 10 月には BR4 に対する集中審査を受け、我が国は適切に対応した。

・2021 年 6 月には、BR4 の MA を受けた。その結果を踏まえて第 5 回隔年報告書（BR5）及び第 8 回国別報告書（NC8）を作成し、2022 年に提出する予定。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	①地球温暖化対策の推進に関する法律（1998 年度） ・インベントリ作成のため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、官報に掲載することにより公表する。 ・インベントリの作成及び公表状況（※） 2013 年度分国内公表（2015 年 4 月 14 日） 2014 年度分国内公表（2016 年 4 月 15 日） 2015 年度分国内公表（2017 年 4 月 13 日） 2016 年度分国内公表（2018 年 4 月 24 日） 2017 年度分国内公表（2019 年 4 月 16 日） 2018 年度分国内公表（2020 年 4 月 14 日）	①地球温暖化対策の推進に関する法律（1998 年度） ・引き続き、インベントリ作成のため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、官報に掲載することにより公表する。 ・インベントリの作成及び公表の予定（※） 2019 年度分国内公表（2021 年 4 月 13 日） 2020 年度分国内公表（2022 年 4 月上旬予定） ※ 官報には後日掲載
その他	①温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備 ・精度の高いインベントリを迅速に作成し、国内対策推進の基礎情報を整備するとともに、京都議定書第一約束期間終了後も温室効果ガス排出削減に取り組む姿勢を示し、国際的な MRV の強化を牽引する。 ・透明性の高い隔年報告書及び国別報告書を作成するとともに、報告書に位置付けられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実	①温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備 ・引き続き、精度の高いインベントリを迅速に作成し、国内対策推進の基礎情報を整備するとともに、国際的な MRV の強化を牽引する。 ・引き続き、透明性の高い隔年報告書及び国別報告書を作成すると

	性を高める。また、提出した報告書については、審査・評価プロセスを適切に対応する。 ・予算額 389 百万円（2014 年度） 393 百万円（2015 年度） 459 百万円（2016 年度） 436 百万円（2017 年度） 436 百万円（2018 年度） 444 百万円（2019 年度） 444 百万円（2020 年度）	ともに、報告書に位置付けられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実性を高める。また、提出した報告書については、審査・評価プロセスを適切に対応する。 ・予算額 444 百万円（2021 年度） 444 百万円（2022 年度予算案）
	②森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討 ・インベントリ等の作成責任機関として、土地利用・土地利用変化及び林業分野について、IPCC ガイドラインに則った吸収量・排出量の報告・検証の品質管理を行い、吸収源活動が国際的に認められ、吸収量目標の達成に資するものとする。 ・予算額 33 百万円（2014 年度） 34 百万円（2015 年度） 27 百万円（2016 年度） 33 百万円（2017 年度） 33 百万円（2018 年度） 33 百万円（2019 年度） 33 百万円（2020 年度） 33 百万円（2021 年度予算案）	②森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討 ・引き続き、インベントリ等の作成責任機関として、土地利用・土地利用変化及び林業分野について、IPCC ガイドラインに則った吸収量・排出量の報告・検証の品質管理を行い、吸収源活動が国際的に認められ、吸収量目標の達成に資するものとする。 ・予算額 33 百万円（2021 年度） 33 百万円（2022 年度予算案）
	③家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査事業（2016 年度より「家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務」から名称変更） ・各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計調査を実施し、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備する。 ・予算額 199 百万円（2015 年度） 199 百万円（2016 年度） 300 百万円（2017 年度）	③家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査事業 ・引き続き、各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計調査を実施し、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備する。 ・予算額 295 百万円（2021 年度） 295 百万円（2022 年度予算案）

	300 百万円（2018 年度） 300 百万円（2019 年度） 295 百万円（2020 年度）	
--	--	--

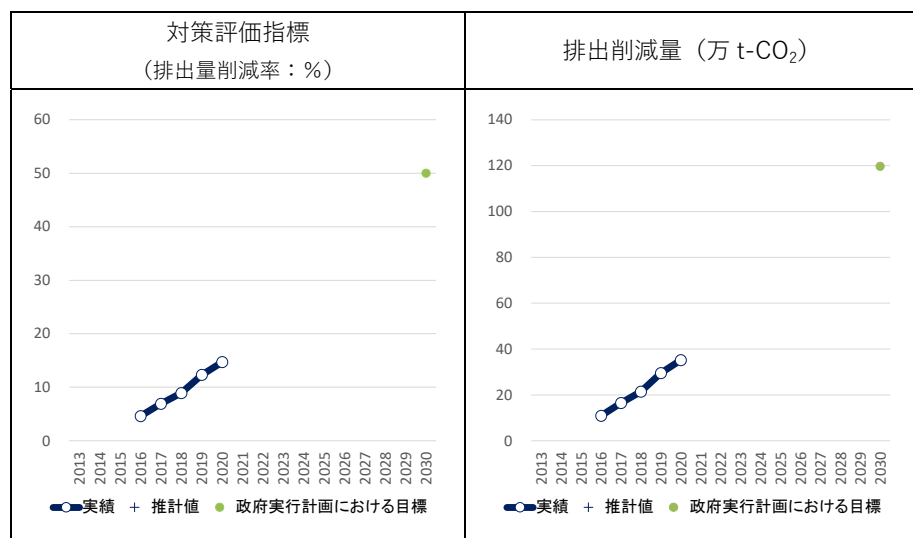
対策名：	65. 国の率優先的取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	・政府実行計画の実施・点検 ・各府省庁の実施計画の実施・点検・

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 国の率優先的取組

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 排出量削減率	%	実績	-	-	-	4.6	6.9	8.9	12.3	14.7										
		見込み																		50
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	10.9	16.5	21.4	29.5	35.2										
		見込み																		119.7



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 対 2013 年度削減率
	< 排出削減量 > 対 2013 年度の排出削減量を記載。 政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガス排出量について各府省へ調査を依頼し、集計。
出典	2020 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の

	実施状況について（2022 年 2 月 28 日「2021 年度 中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会（第 1 回）」）
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	○ 2020 年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出の推計は、【2,041,387tCO₂】となった。これは、政府実行計画の基準年度である 2013 年度における総排出量の推計（2,393,181tCO₂）に比べ 14.7%減少している。内訳を見ると、公用車の燃料使用量が 35.6%減、施設の電気使用が 23.9%減、施設のエネルギー供給設備等における燃料使用が 2.0%増、その他が 42.5%増である。 ○ 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標については、次世代自動車の割合、LED 照明の導入割合については基準年度からの割合上昇が確認されている。事務所の単位面積当たり電気使用量、用紙使用量、公用車の燃料使用量も基準年度から減少している。エネルギー供給設備等における燃料使用量、事務所の単位面積当たり上水使用量については基準年度から増加している。 ○ 2020 年度における独立行政法人等の地球温暖化対策に関する計画の策定率は 65.2%であった。 ※数値は暫定値であり、今後精査の結果変更があり得る。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号） （「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定））	○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に掲げられた取組の推進（2021 年度）
その他	○「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）	○今後の予定：独立行政法人等の地球温暖化対策に関する計画の取組状況の把握（2021 年度）

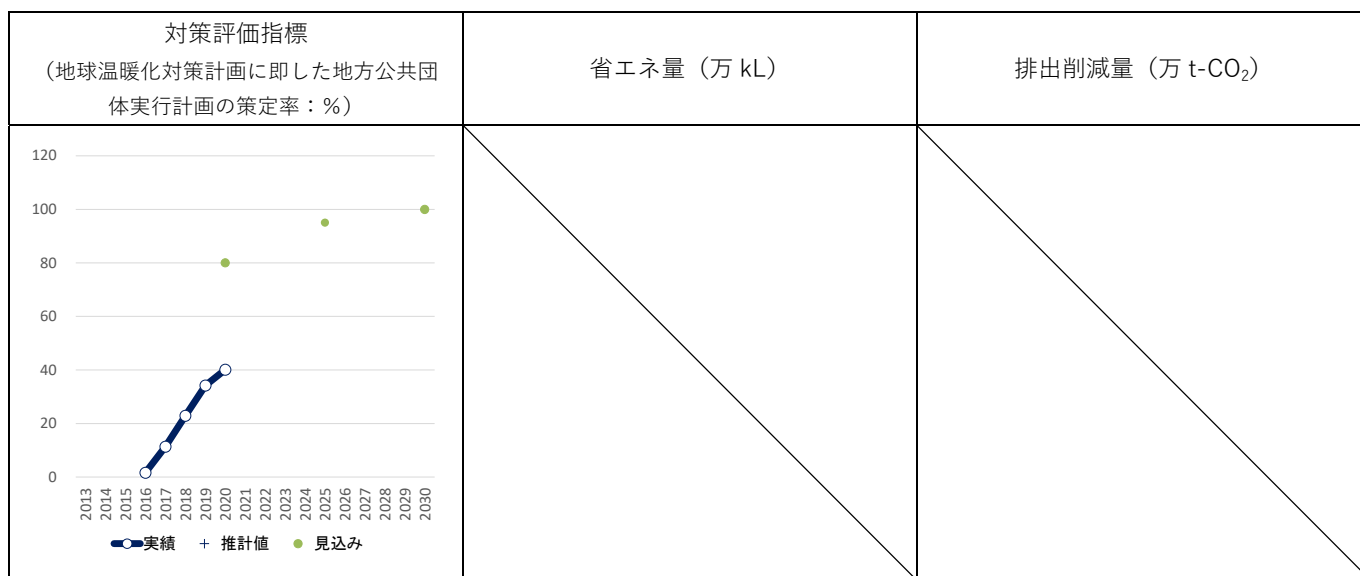
対策名：	66. 地方公共団体の率的取組と国による促進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、見直しと同実行計画に基づく対策・施策の取組促進を図ることで、温室効果ガス排出量を削減する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）地方公共団体の率的取組と国による促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定率	%	実績	-	-	-	1.6	11.4	22.9	34.2	40.1										
		見込み								80.0					95					100
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定率（%）：法律上の策定義務を有する都道府県及び市区町村における地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率で、毎年度実施の地球温暖化対策推進法施行状況調査（環境省大臣官房環境計画課実施）より抽出。
---------	--

	<省エネ量> <排出削減量> 定量的な数値の記載が困難。 ※ 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）等による支援等を通じて、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定、見直しや対策・施策の実施を促す。
出典	地球温暖化対策推進法施行状況調査
備考	2021 年度の策定率は、地球温暖化対策推進法施行状況調査（2021 年 10 月時点）の結果を 2022 年 3 月にとりまとめる予定である。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補足および理由	地球温暖化対策推進法施行状況調査（2021 年 10 月時点）の結果はとりまとめ中である。また、2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画、政府実行計画を受け、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル、簡易版マニュアル等の改定を実施し、地方公共団体実行計画の策定・実行・評価・支援に係る業務を効率化・高度化するための情報システム（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）を開発・運用することにより、地球温暖化対策計画に即した事務事業編の策定・改定が進むものと考えている。 なお、地球温暖化対策計画、政府実行計画の 2021 年 10 月 22 日の閣議決定前の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定率は 2020 年度で 90.1%である。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・国・地方公共団体および民間の連携による普及啓発、地方公共団体実行計画の共同策定等を導入（2016 年度） 2016 年 5 月 27 日 公布・施行	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 2021 年 6 月 2 日公布・一部施行 2022 年 4 月 1 日施行
	② 「地球温暖化対策計画」 2016 年 5 月 13 日 閣議決定	② 「地球温暖化対策計画」 2021 年 10 月 22 日閣議決定

		③ 「政府実行計画」 2021 年 10 月 22 日閣議決定
補助	① 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（2016 年度～2020 年度） ・地方公共団体のカーボン・マネジメント体制の強化を支援（1 号事業） （2018 年度で終了、2019 年度から 2020 年度は継続分のみ） ・公共施設への省エネ効果の高い設備導入を支援（2 号事業） 72 件支援（1 号 66 件、2 号 6 件）963,3 百万円（2016 年度） 118 件支援（1 号 94 件、2 号 24 件）2,153 百万円（2017 年度） 167 件支援（1 号 134 件、2 号 33 件）3,848 百万円（2018 年度） 46 件支援 5,159 百万円（2019 年度） 41 件支援 4,590 百万円（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）
教育	① マニュアル説明会等の開催（2016 年度～2019 年度） ・全国ブロック説明会の開催、応募のあった都道府県で開催する地域版低炭素塾の支援によりマニュアルや補助事業の説明・周知を行った。 33 箇所（全国：7 箇所、地域：15 道府県計 26 回）、110 百万円の内数（2016 年度） 37 箇所（全国：7 箇所、地域：23 道府県計 30 回）、332 百万円の内数（2017 年度） 34 箇所（全国：7 箇所、地域：27 回）、580 百万円の内数(2018 年度) 17 箇所（全国：7 箇所、地域：10 回）、452 百万円の内数(2019 年度)	① ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（2021 年度～） ・地球温暖化対策計画、政府実行計画の改定を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定 ・改定マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（全 9 回）の開催：予算 800 百万円の内数（2021 年度）、800 百万円の内数（2022 年度予算案） （事業終了予定年度：2025 年度）
	② 動画コンテンツの作成・配信（2020 年度） 6 本、452 百万円の内数（2020 年度）	

その他	① 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの開発(2017 年度～) ・地方公共団体実行計画の策定・実行・評価・支援に係る業務を効率化・高度化するための情報システムを開発。 プロトタイプ開発・実証 332 百万円の内数 (2017 年度) システム開発 580 百万円の内数 (2018 年度) システム運用・改善 452 百万円の内数 (2019 年度) システム運用・改善 452 百万円の内数 (2020 年度)	① ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 (2021 年度～) ・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS) のシステム開発、改善、運用 800 百万円の内数 (2021 年度)、800 百万円の内数 (2022 年度予算案) (事業終了予定年度：2025 年度)
-----	--	--

対策名：	67. 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の促進を図ることで、地域の地球温暖化対策に関する施策を促し、温室効果ガス排出量を削減する。

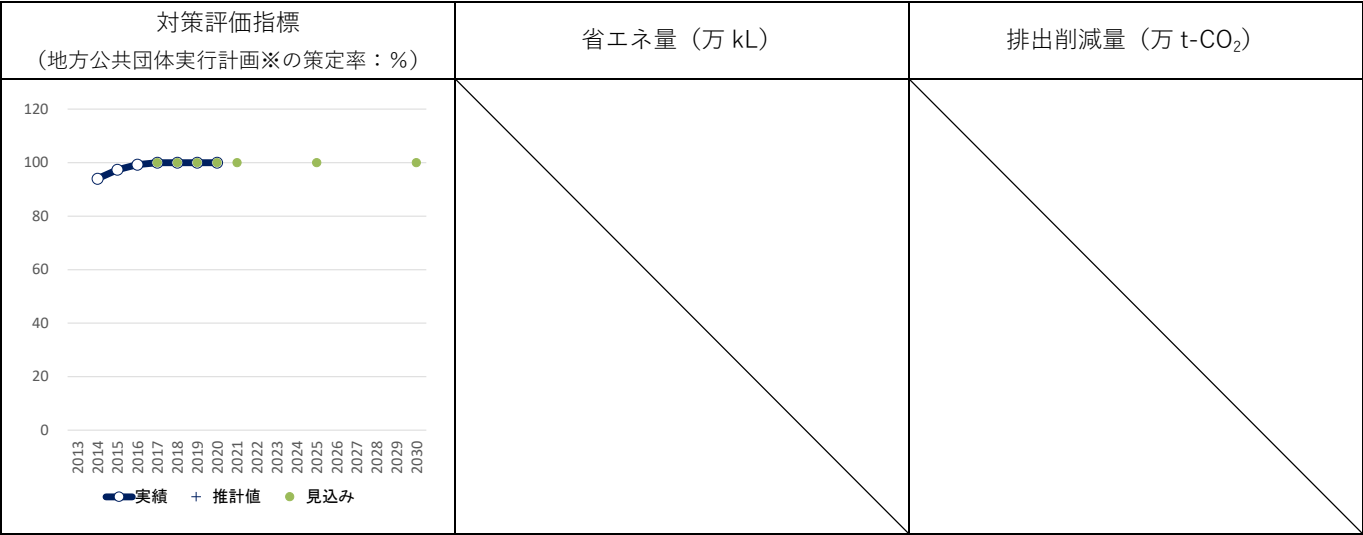
1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 地方公共団体実行計画※の策定率	%	実績	-	94	97.4	99.3	100	100	100	100										
		見込み					100	100	100	100	100				100					100
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								-					-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-										
		見込み								-					-					-

※ 法律上の策定義務を有する都道府県、指定都市および中核市（施行時特例市含む）



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率（%）：法律上の策定義務を有する都道府県及、指定都市、中核市及び施行時特例市における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率で、毎年度実施の地球温暖化対策推進法施行状況調査（環境省大臣官房環境計画課実施）より抽出。
-------------	--

	<省エネ量> <排出削減量> 定量的な数値の記載が困難。 ※ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの周知や地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツールの整備などの支援等を通じて、地方公共団体実行計画の策定、見直しや対策・施策の実施を促す。
出典	地球温暖化対策推進法施行状況調査
備考	2021 年度の策定率は、地球温暖化対策推進法施行状況調査（2021 年 10 月時点）の結果を 2022 年 3 月にとりまとめる予定である。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 A. 2030 年度目標水準を上回ると考えられ、2020 年度実績値が既に 2030 年度目標水準を上回る 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補足および理由	・対策評価指標は 2017 年度に 100%を達成。今後は法律上策定義務のない自治体での策定率の向上及び策定団体の見直し、実施を支援していく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ・国・地方公共団体および民間の連携による普及啓発、地方公共団体実行計画の共同策定等を導入（2016 年度） 2016 年 5 月 27 日 公布・施行	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 2021 年 6 月 2 日公布・一部施行 2022 年 4 月 1 日施行
	② 「地球温暖化対策計画」 2016 年 5 月 13 日 閣議決定	「地球温暖化対策計画」 2021 年 10 月 22 日 閣議決定
		ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（2021 年度） ・地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定：予算 800 百万円の内数（2021 年度）、

		800 百万円の内数（2022 年度予算案） （事業終了予定年度：2025 年度）
補助	① 地域低炭素化案件形成支援事業（2018 年度） ・専門人材の助言により地域の低炭素化に係る案件形成を支援 7 件支援 20 百万円（2018 年度）	（本事業は 2018 年度で終了）
	② 地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業（2017 年度） ・都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 2 団体へ委託し、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援：予算 100 百万円（2017 年度）	（本事業は 2017 年度で終了）
	③ 地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業（2018 年度） ・都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組や、地域資源である再エネを活用しながら地域活性化や生物多様性保全等の地域課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 12 団体をモデル地域として選定し、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援：予算 200 百万円（2018 年度）	（本事業は 2018 年度で終了）
	④ 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2019 年度） ・再エネ等の地域資源を活用しながら、地域の環境・経済・社会の課題に応える脱炭素型地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 49 団体を選定し、実現可能性の調査や地域関	（本事業は 2020 年度で終了）

	係者との合意形成を行う協議会の運営等を支援：予算 600 百万円（2019 年度）	
	⑤ 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2020 年度） ・再エネ等の地域資源を活用しながら、地域の環境・経済・社会の課題に応える脱炭素型地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 43 団体を選定し、実現可能性の調査や地域関係者との合意形成を行う協議会の運営等を支援：予算 450 百万円（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）
	⑥	再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 （2021 年度） ・地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築を支援：予算 1,200 百万円の内数（2021 年度）、800 百万円の内数（2022 年度予算案）（事業終了予定年度：2023 年度）
教育	① マニュアル説明会等の開催（2016 年度～2019 年度） ・全国ブロック説明会の開催、応募のあった都道府県で開催する地域版低炭素塾の支援によりマニュアルや補助事業の説明・周知を行った。 33 箇所（全国：7 箇所、地域：15 道府県計 26 回）、110 百万円の内数（2016 年度） 37 箇所（全国：7 箇所、地域：23 道府県計 30 回）、332 百万円の内数（2017 年度） 34 箇所（全国：7 箇所、地域：27 回）、580 百万円の内数(2018 年度)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（2021 年度） ・改定マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（全 9 回）の開催：予算 800 百万円の内数（2021 年度）、800 百万円の内数（2022 年度予算案）（事業終了予定年度：2025 年度）

	17 箇所（全国：7 箇所,地域：10 回）、452 百万円の内数(2019 年度)	
	② 動画コンテンツの作成・配信（2020 年度）	

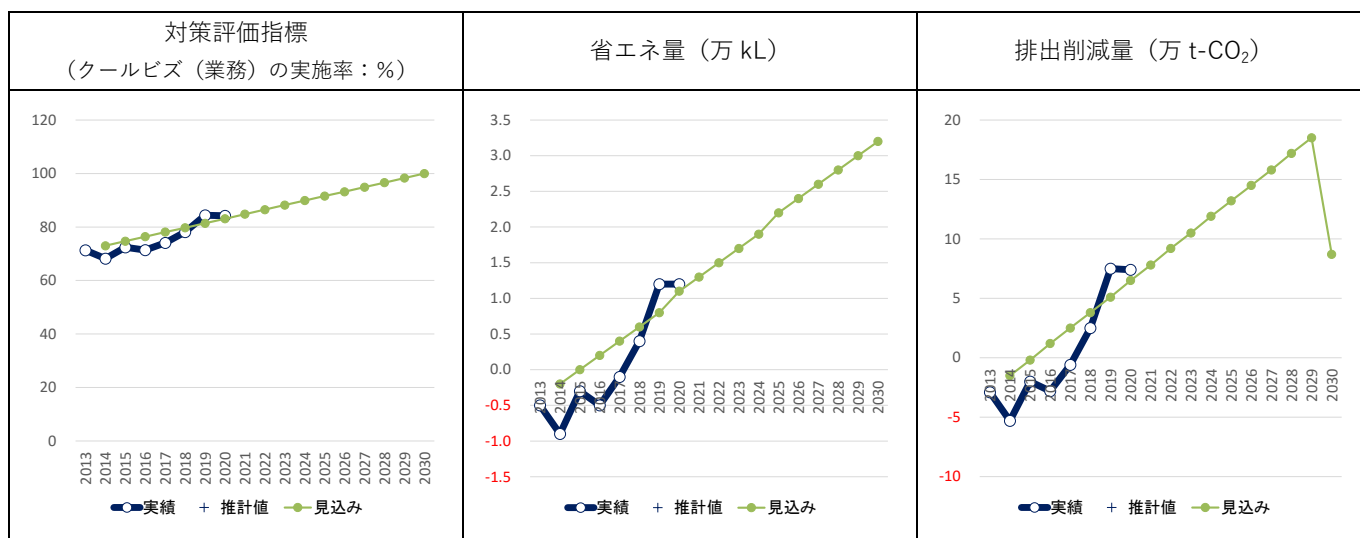
対策名：	68. 脱炭素型ライフスタイルへの転換
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促すとともに、クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断を推進する。また、環境負荷の軽減に配慮したエコドライブやカーシェアリングの実施、脱炭素社会実現に向けた食品ロス対策を促進する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

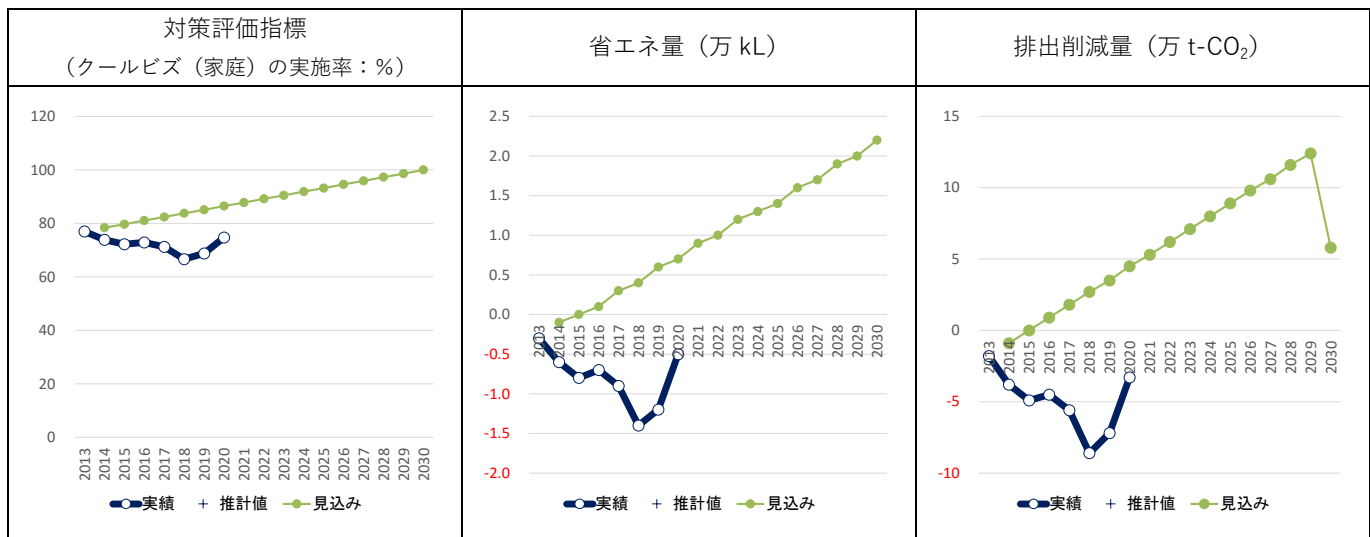
(1) クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

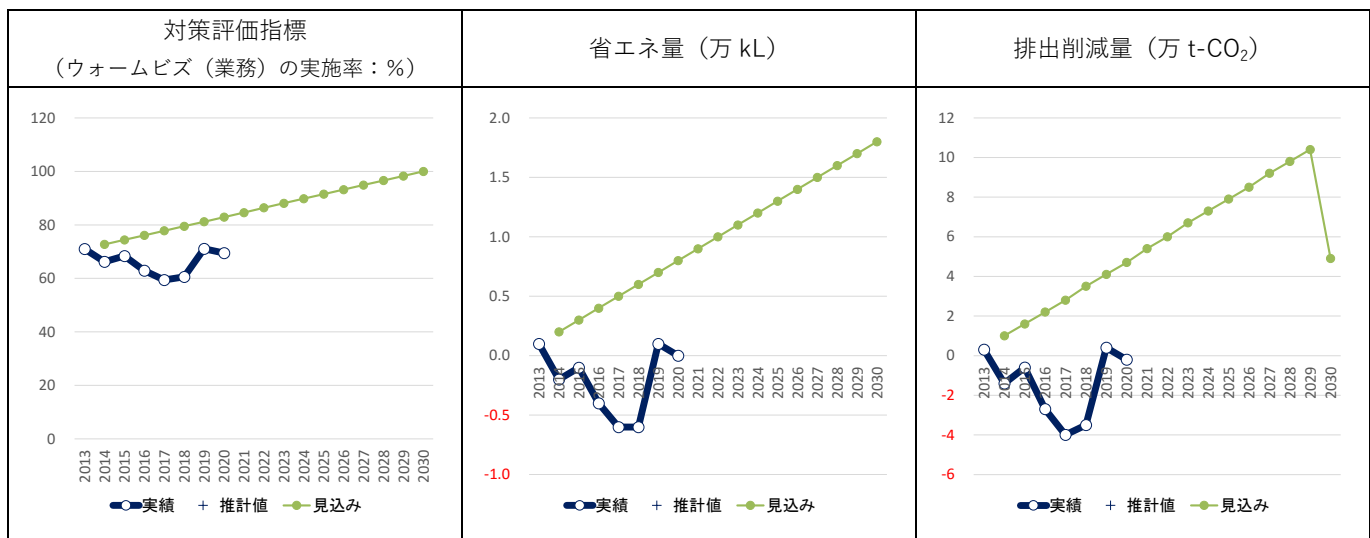
	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 クールビズ（業務）の実施率	%	実績	71.3	68.2	72.4	71.4	74.1	78.1	84.4	84.2										
		見込み		73.0	74.7	76.4	78.1	79.7	81.4	83.1	84.8	86.5	88.2	89.9	91.6	93.2	94.9	96.6	98.3	100
省エネ量	万 kL	実績	-0.5	-0.9	-0.3	-0.5	-0.1	0.4	1.2	1.2										
		見込み		-0.2	0.0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-2.9	-5.3	-2.0	-2.8	-0.6	2.5	7.5	7.4										
		見込み		-1.5	-0.2	1.2	2.5	3.8	5.1	6.5	7.8	9.2	10.5	11.9	13.2	14.5	15.8	17.2	18.5	8.7



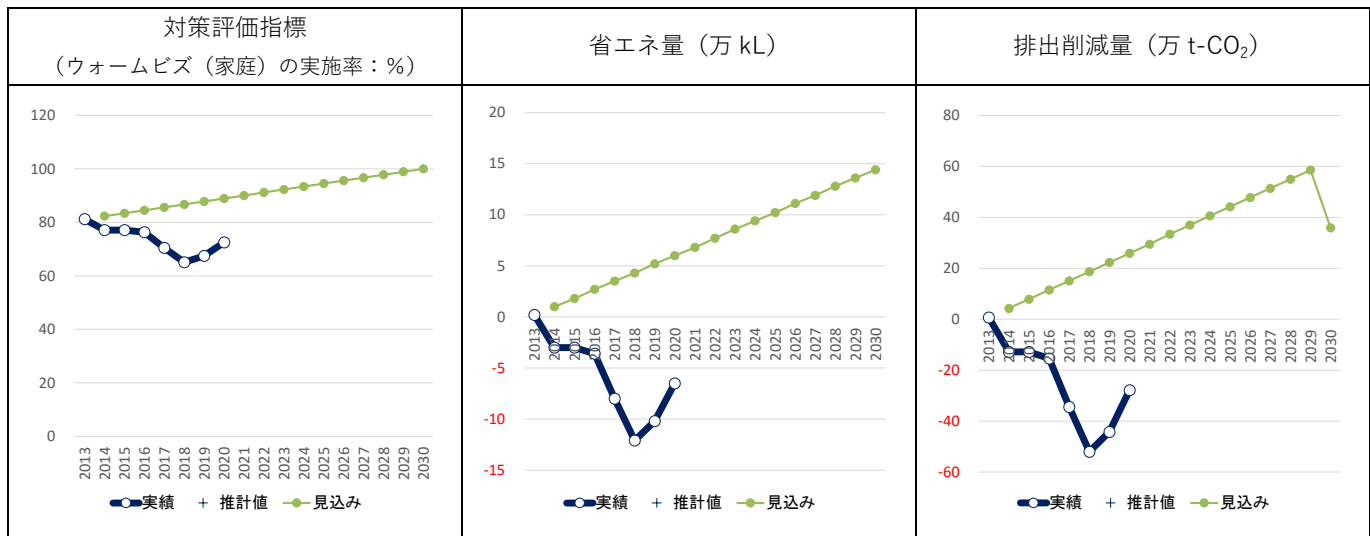
	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 クールビズ（家庭）の実施率	%	実績	77.0	73.9	72.2	72.9	71.2	66.6	68.8	74.7										
		見込み		78.4	79.7	81.1	82.4	83.8	85.1	86.5	87.8	89.2	90.5	91.9	93.2	94.6	95.9	97.3	98.6	100
省エネ量	万 kL	実績	-0.3	-0.6	-0.8	-0.7	-0.9	-1.4	-1.2	-0.5										
		見込み		-0.1	0.0	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-1.8	-3.8	-4.9	-4.5	-5.6	-8.6	-7.2	-3.3										
		見込み		-0.9	0.0	0.9	1.8	2.7	3.5	4.5	5.3	6.2	7.1	8.0	8.9	9.8	10.6	11.6	12.4	5.8



	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ウォームビズ（業務）の実施率	%	実績	71.0	66.2	68.4	62.9	59.4	60.6	71.1	69.5										
		見込み		72.7	74.4	76.1	77.8	79.5	81.2	82.9	84.6	86.4	88.1	89.8	91.5	93.2	94.9	96.6	98.3	100
省エネ量	万 kL	実績	0.1	-0.2	-0.1	-0.4	-0.6	-0.6	0.1	0.0										
		見込み		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.3	-1.4	-0.6	-2.7	-4.0	-3.5	0.4	-0.2										
		見込み		1.0	1.6	2.2	2.8	3.5	4.1	4.7	5.4	6.0	6.7	7.3	7.9	8.5	9.2	9.8	10.4	4.9



	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ウォームビズ（家庭）の実施率	%	実績	81.2	77.1	77.1	76.3	70.5	65.1	67.5	72.5										
		見込み		82.3	83.4	84.5	85.6	86.7	87.8	88.9	90.0	91.2	92.3	93.4	94.5	95.6	96.7	97.8	98.9	100
省エネ量	万 kL	実績	0.2	-3.0	-3.0	-3.6	-8.0	-12.1	-10.2	-6.5										
		見込み		1.0	1.8	2.7	3.5	4.3	5.2	6.0	6.8	7.7	8.6	9.4	10.2	11.1	11.9	12.8	13.6	14.4
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.7	-12.8	-12.8	-15.4	-34.4	-52.0	-44.2	-27.8										
		見込み		4.3	7.9	11.5	15.1	18.7	22.3	25.9	29.5	33.4	37.0	40.6	44.2	47.8	51.4	55.0	58.6	35.9



定義・算出方法	< 対策評価指標 > ・ クールビズ・ウォームビズ実施率 ・ 実績値（2013 年度）：毎年のアンケート調査によるクールビズ（28℃）又はウォームビズ（20℃設定）の実施率 ・ 将来の実施率の見込み量：2030 年度実施率 100%を目指し、現状から線形に推移すると仮定 ・ 対策による電力および燃料消費削減 下記のケースを想定 削減率を更新したケース（出典：経済産業省資源エネルギー庁（2020）「平成 30 年度電力需給対策広報調査事業」） ● 業務部門 ○ クールビズ 設定温度 2℃上昇による削減率：2.9% ○ ウォームビズ 設定温度 3℃低下による削減率：4.0% ● 家庭部門 ○ クールビズ 設定温度 1℃上昇による削減率：7.0%
---------	---

	○ウォームビズ 設定温度 1℃低下による削減率：8.0%（エアコン） 設定温度 1℃低下による削減率：5.6%（石油、ガスファンヒーター） <省エネ量> ●業務部門 省エネ量はクールビズ、ウォームビズともに以下の式で推計した。ただし、設定温度はクールビズは 2℃上昇、ウォームビズは 3℃低下の削減率となっている。 省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × 設定温度変化（2℃上昇：クールビズ、3℃低下：ウォームビズ）による削減率 × 他対策後の消費量（2030年） ●家庭部門 省エネ量はクールビズ、ウォームビズともに以下の式で推計した。 省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × 設定温度 1℃変化による削減率 × 他対策後の消費量(2030年) <排出削減量> ●業務部門 排出削減量 = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数 ●家庭部門 クールビズ、ウォームビズ（エアコン）の場合は以下で排出削減量を推計した。 排出削減量 = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数（クールビズ、ウォームビズ（エアコン）） 一方、ウォームビズ（石油・ガスファンヒータ）は以下で推計した。 排出削減量 = 省エネ量 × 燃料排出係数（石油・ガスファンヒータ）
出典	環境省が実施するアンケート調査
備考	※1 省エネ量は、2012 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある 2030 年度を除き、2013 年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度（2030 年度）以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※4 2014～2019 年度の省エネ量（実績）及び排出削減量（実績）について、削減率及び他対策後の消費量を最新の情報に更新し、数値を修正した。

対策・施策の進捗状況に関する評価

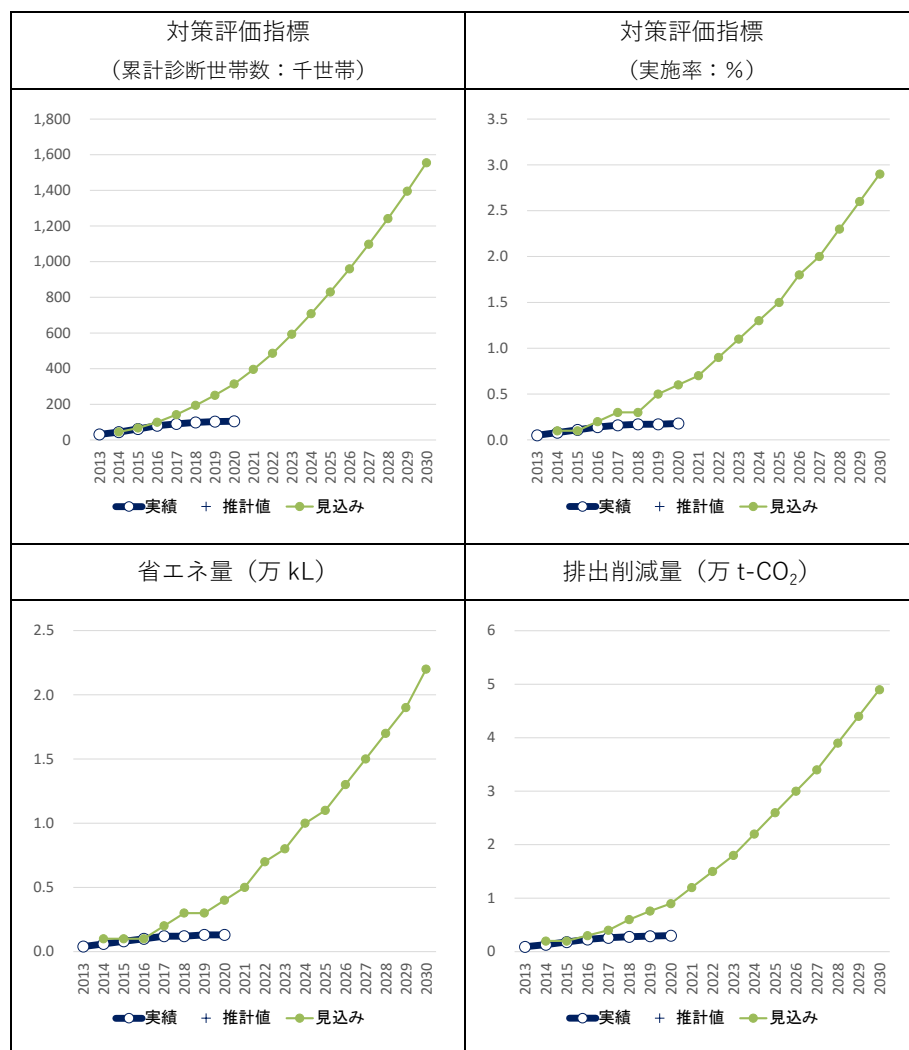
対 策 評 価 指 標 等 の 進 捗 状 況	クールビズ（業務部門） 対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる クールビズ（家庭部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる ウォームビズ（業務部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる ウォームビズ（家庭部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評 価 の 補 足 お よ び 理 由	クールビズの認知率は定着してきており、業務部門については、近年上昇傾向にあり、見込と同程度で推移している。ただし、家庭部門の実施率は60～70%台で推移しており、省エネ量及び排出削減量についても見込みを下回っている状況である。 クールビズについては、2005 年から一定程度取組が進捗し、継続実施している取組であるが、2013 年度時点から更に取組を加速していくことは、オフィス・就業先で冷房使用時に冷房設備の温度を変更／設定できる立場にない場合など、取組を認知していても実施できない、やむを得ない状況が一定数ある。また、家庭部門における冷房使用時の温度を基に計算した実施率については一定数から伸びない状況となっているが、クールビズで推奨している各種取組（夏期における軽装、通気性のよい素材や吸湿性・速乾性のある高機能素材等を使った衣服の着用等）については一定の広がりが進んでいるところであり、今後も引き続き啓発を行っていく。 ウォームビズの認知率はクールビズに比べると低いこともあり、業務部門及び家庭部門ともに実施率は見込みを下回っており、省エネ量及び排出削減量についても見込みを下回っている状況である。 ウォームビズについては、2005年から一定程度取組が進捗し、継続実施している取組であるが、2013年度時点から更に取組を加速していくことは、オフィス・就業先で暖房使用時に暖房設備の温度を変更／設定できる立場にない場合など、取組を認知していても実施できない、やむを得ない状況が一定数あるため、実施率が一定数から伸びない状況となっている。また、家庭部門における暖房使用時の温度を基に計算した実施率については一定数から伸びない状況となっているが、ウォームビズで推奨して

	いる各種取組（ひざ掛けやストールの活用、機能性素材を使った衣服の着用等）については一定の広がりが進んでいるところであり、今後も引き続き啓発を行っていく。
--	--

（２）家庭エコ診断

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 累計診断世帯数	千世帯	実績	31	44.6	61.8	80.4	90.4	98.7	103.3	105.5										
		見込み		45	67	100	142	194	251	314	396	486	593	708	830	960	1098	1242	1395	1555
対策評価指標 実施率	%	実績	0.1	0.08	0.11	0.14	0.16	0.17	0.17	0.18										
		見込み		0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.3	2.6	2.9
省エネ量	万 kL	実績	0.0	0.06	0.08	0.10	0.12	0.12	0.13	0.13										
		見込み		0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.1	0.13	0.18	0.23	0.26	0.28	0.29	0.30										
		見込み		0.2	0.2	0.3	0.4	0.6	0.76	0.9	1.2	1.5	1.8	2.2	2.6	3.0	3.4	3.9	4.4	4.9



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・ 累計診断世帯数（出典：家庭エコ診断制度の実績（環境省））および実施率（累計診断世帯数／世帯数） ・ 実績値（2013年度）：累積診断世帯数は31千世帯、実施率は0.1% ・ 将来の家庭エコ診断件数の見込み量：2030年度実施件数155.5万世帯(実施率2.9% (=155.5万世帯／5348万世帯))を想定。 ・ 対策による電力消費削減：電力消費の削減効果はHEMSと重複するとみなし、その他の燃料について、各種省エネ対策後の消費量を5%削減と仮定
	< 省エネ量 > $\text{省エネ量} = (\text{実施率(各年)} - \text{実施率(2012年)}) \times \text{対策による削減率 (5\%)} \times \text{他対策後の消費量(2030年)}$
	< 排出削減量 > $\text{排出削減量} = \text{省エネ量} \times \text{燃料排出係数}$
出典	家庭エコ診断制度の実績（環境省）
備考	※1 省エネ量は、2012 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある 2030 年度を除き、2013 年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度（2030 年度）以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※4 2019 年度の対策評価指標実施率（見込み）と排出削減量（見込み）について、計算内容を精査し、数値を訂正した。 ※5 2014～2019 年度の省エネ量（実績）及び排出削減量（実績）について、他対策後の消費量を最新の情報に更新し、数値を修正した。

対策・施策の進捗状況に関する評価

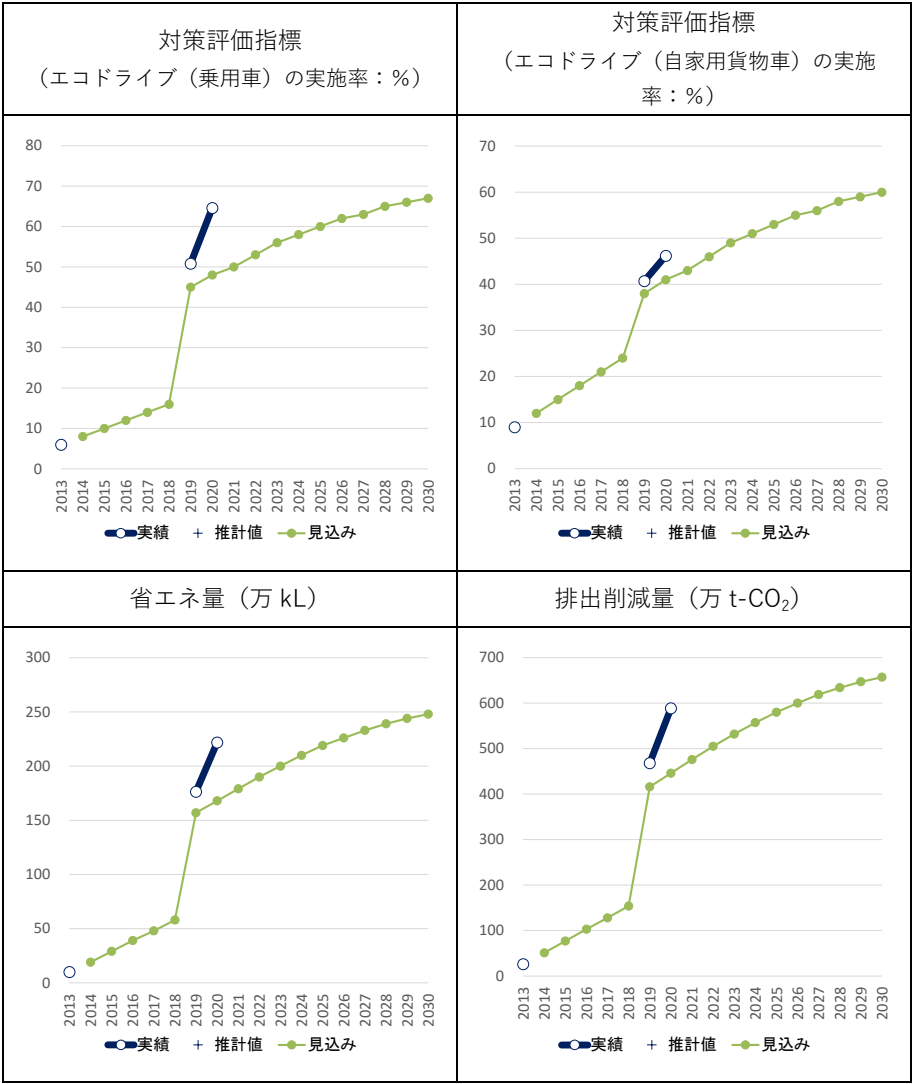
対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標（累計診断世帯数） D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 対策評価指標（実施率） D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補 足および 理由	・ 対策評価指標は、家庭エコ診断の累計診断世帯数及び実施率としている。診断件数、省エネ量、排出削減量は見込みよりも低く推移している。 ・ 2021年度においては、地球温暖化対策計画の改訂に合わせ、実績を踏まえ毎年計画的に普及を進めるために数値を設定した。 ・ 引き続き、オンライン診断や、様々なイベント等での情報発信の他、今後はゼロカ

	ーボンシティ宣言自治体や民間事業者等による受診勧奨の拡大を目指すなど、診断世帯数の拡大を図っていく。
--	--

(3) エコドライブ

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 エコドライブ（乗用車）の実施率	%	実績	6	—	—	—	—	—	50.8	64.6										
		見込み		8	10	12	14	16	45	48	50	53	56	58	60	62	63	65	66	67
対策評価指標 エコドライブ（自家用貨物車）の実施率	%	実績	9	—	—	—	—	—	40.7	46.2										
		見込み		12	15	18	21	24	38	41	43	46	49	51	53	55	56	58	59	60
省エネ量	万 kL	実績	10	—	—	—	—	—	176.4	221.8										
		見込み		19	29	39	48	58	157	168	179	190	200	210	219	226	233	239	244	248
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	26	—	—	—	—	—	468.0	588.4										
		見込み		51	77	103	128	154	416	446	476	505	532	557	580	600	619	634	647	657



定義・ 算出方法	<対策評価指標> ・エコドライブ実施率 ・実績値（2013年度）：乗用車は6%、自家用貨物は9%と仮定 ・将来の実施率の見込み量： 2030年度実施率について乗用車67%、自家用貨物60%と仮定 ・エコドライブによる省エネ効果：10%削減
	<省エネ量> $\text{省エネ量} = (\text{実施率(各年)} - \text{実施率(2012年)}) \times \text{対策による削減率(10\%)} \\ \times \text{他対策後の消費量(2030年)}$
	<排出削減量> $\text{排出削減量} = \text{省エネ量} \times \text{ガソリン等排出係数}$
出典	環境省が実施するアンケート調査
備考	※1 エコドライブの実施率推計方法等は2019年3月に確立し、2019年度より集計。 ※2 省エネ量は、2012年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※3 目標年度（2030年度）以外の数字は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※4 2013年度の省エネ量（実績）及び排出削減見込量（実績）、2014～2030年度の省エネ量（見込み）及び排出削減見込量（見込み）について、計算内容を精査し、数値を修正した。 ※5 2019年度の省エネ量（実績）及び排出削減量（実績）について、他対策後の消費量を最新の情報に更新し、数値を修正した。

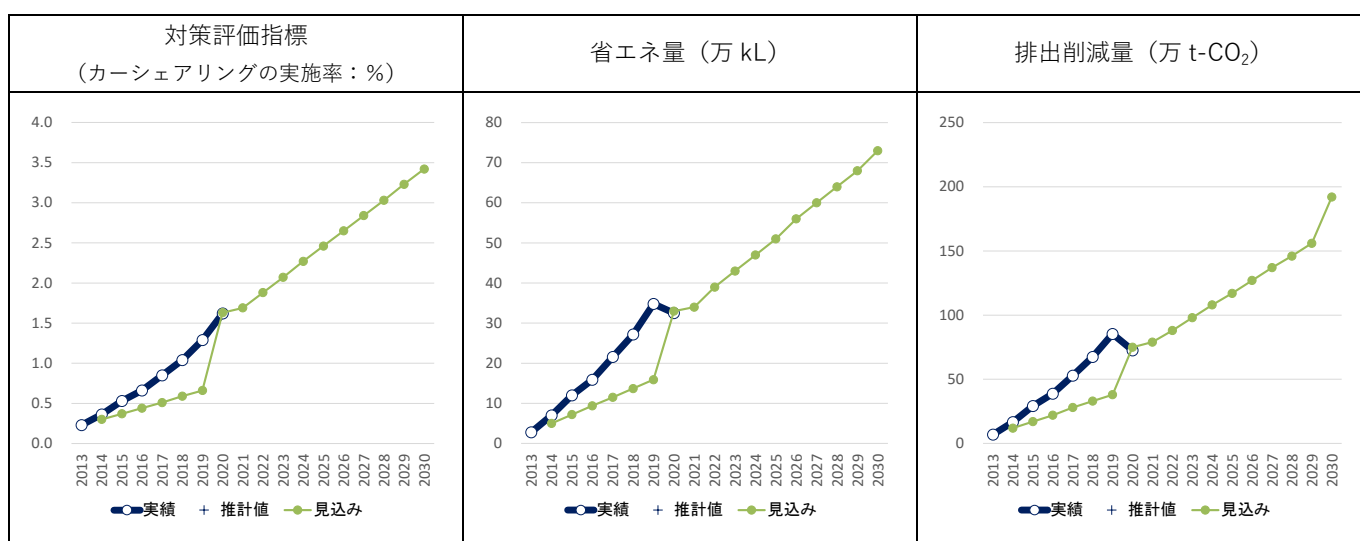
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標（エコドライブ（乗用車）の実施率） B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 対策評価指標（エコドライブ（自家用貨物車）の実施率） B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補 足および 理由	実態に即したエコドライブ実施率の推計方法を確立したことで、計画策定時の見込みより、エコドライブの多様な行動形態を把握することができるようになり、高い実施率となっている。 2021年度も引き続き、エコドライブ実施に関する呼びかけを継続していく。

(4) カーシェアリング

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 カーシェアリング の実施率	%	実績	0.23	0.36	0.53	0.66	0.85	1.04	1.29	1.62										
		見込み		0.30	0.37	0.44	0.51	0.59	0.66	1.63	1.69	1.88	2.07	2.27	2.46	2.65	2.84	3.03	3.23	3.42
省エネ量	万 kL	実績	2.8	7.0	12.0	15.9	21.6	27.2	34.8	32.5										
		見込み		5.0	7.2	9.4	11.5	13.7	15.9	33	34	39	43	47	51	56	60	64	68	73
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	7	16.7	29.2	38.8	52.9	67.4	85.3	72.6										
		見込み		12	17	22	28	33	38	75	79	88	98	108	117	127	137	146	156	192



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・カーシェアリング実施率 ・実績値（2013年度）：カーシェアリング会員数と人口との比率で軽乗用車、乗用車ともに0.23%と設定（会員数の出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（http://www.ecomo.or.jp/environment/carshare/carshare_graph2014.2.html）） ・将来の実施率の見込み量： 下記のシナリオを想定 低位シナリオ：現行成長率の伸長 2013～2020年度のカーシェアリング実施率実績値の近似直線から2030年度の実施率を推計（同3.42%） （出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（2020年6月）「わが国のカーシェアリング車両台数と会員数の推移」から推計）
	< 省エネ量 > 各年の省エネ量は、2012年度における実施率、2030年度における実施率および他対策後の輸送量等を用いて、各年の実施率を変数として推計した。また、排出削減量は軽を含む乗用車（電気自動車）の場合、省エネ量にガソリン等排出係数（原油1L

	あたりの電力量と電力排出係数) を乗じた。 ○乗用車・電気自動車(軽を含む) (1) 省エネ量 省エネ量 = 乗用車の走行距離削減による省エネ量 - 電気自動車の走行距離増加による 増エネ量 乗用車の走行距離削減による省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × {対策による削減率(37%) + (1 - 対策による削減率(37%)) × EV比率(50%)} × 他対策後の輸送量(2030年) ÷ 乗用車の燃費 電気自動車の走行距離増加による増エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × (1 - 対策による削減率(37%)) × EV比率(50%) × 他対策後の輸送量(2030年) ÷ 電気自動車の電費 × 原油換算原単位
	<排出削減量> 排出削減量(乗用車) = 省エネ量 × ガソリン等排出係数 排出増加量(電気自動車) = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数
出典	実施人数：交通エコロジー・モビリティ財団 人口：住民基本台帳
備考	※1 省エネ量は、2012 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある 2030 年度を除き、2013 年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度(2030 年度)以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

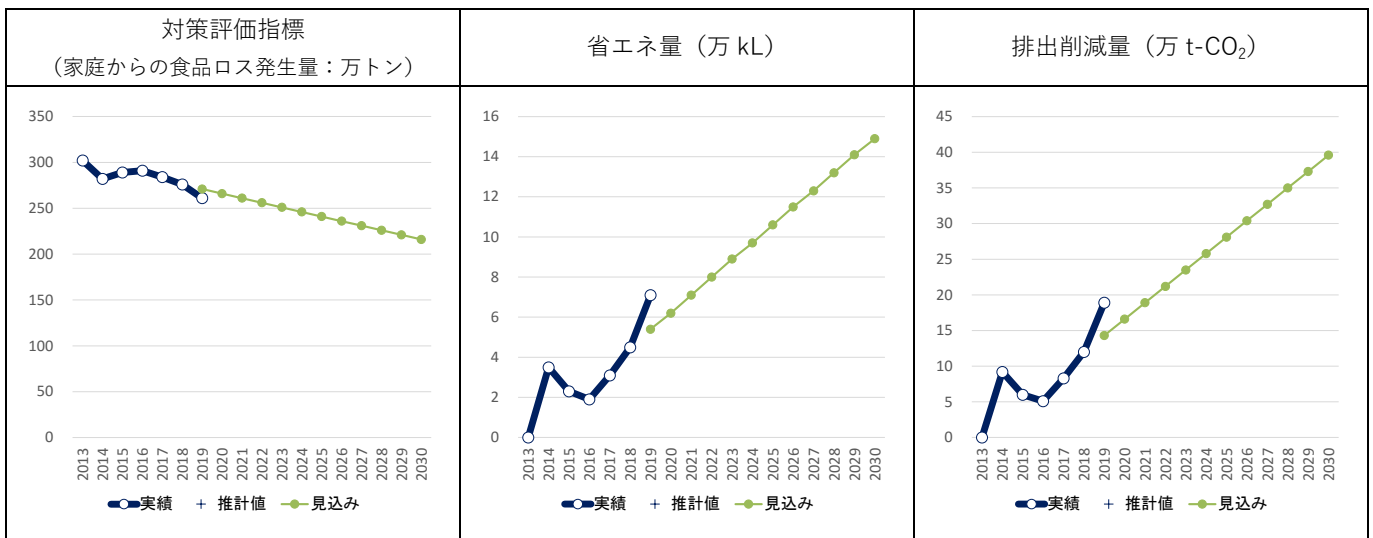
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	カーシェアリング会員数が急速な伸びを示しているため、排出削減量が見込みを大幅に上回る実施率で推移している。これについては、社会的なニーズの増加及び企業・業界団体による努力が主たる要因と考えられるが、2021年度も引き続き、環境省としても1つのモノをシェアするという新しいライフスタイルの定着に向け、より一層効果的な啓発に注力していく。

（５）家庭における食品ロスの削減

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 家庭からの食品ロス発生量	万トン	実績	302	282	289	291	284	276	261											
		見込み							271	266	261	256	251	246	241	236	231	226	221	216
省エネ量	万 kL	実績	0	3.5	2.3	1.9	3.1	4.5	7.1											
		見込み							5.4	6.2	7.1	8.0	8.9	9.7	10.6	11.5	12.3	13.2	14.1	14.9
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	9.2	6.0	5.1	8.3	12.0	18.9											
		見込み							14.3	16.6	18.9	21.2	23.5	25.8	28.1	30.4	32.7	35.0	37.3	39.6



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・家庭からの食品ロス発生量 環境省「食品廃棄物等の利用状況等」により測定 ・実績値（2013年度）：302万トン （出典：「食品廃棄物等の利用状況等（平成25年度推計）」） ・将来の食品ロスの見込み量：2030年度216万トンと仮定 （食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2020年3月閣議決定）及び第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）において、2030年度までに家庭から発生する食品ロスを2000年度比で半減することを目標としていることを踏まえ設定） ・2025年度の発生量は、2030年度の半減目標を踏まえた発生量（216万トン）と2018年度の実績値（276万トン）を踏まえた推計
	< 省エネ量 > 食品ロス削減量 = 食品ロス量（各年） - 食品ロス量（2013年）

	<排出削減量> $\text{排出削減量} = \text{食品ロス削減量} \times \text{食品ロスによるエネルギー起源CO}_2\text{の排出原単位}$
出典	環境省「食品廃棄物等の利用状況等」
備考	※1 省エネ量は、2013 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算 ※2 目標年度（2030 年度）以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※3 2020 年度家庭系食品ロス量実績については現在集計中のため、集計次第公表予定

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	2019年度における家庭からの食品ロスの削減は目標を上回る結果となった。引き続き、2019年に施行された食品ロス削減推進法に基づき、フードドライブの推進など、国民運動としての食品ロスの削減に関係省庁と連携して取り組んでいく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	2016 年 5 月には、国民一人一人の自発的な行動を促進するため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改正温対法案が成立。	2021 年 6 月には、パリ協定に定める目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定した改正温対法案が成立。
補助	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業（2014 年度～2017 年度） 家庭向け診断事業に対し補助金による支援を実施 2014 年度：36 件（39 百万円） 2015 年度：46 件（56 百万円） 2016 年度：50 件（170 百万円） 2017 年度：64 件（170 百万円）	

普及啓発	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 (1) 「COOL CHOICE」推進のための行動変容推進事業 脱炭素型の製品・サービス等の賢い選択を促す「COOL CHOICE」をより効果的に展開するため、環境大臣がチーム長となり、経済界、地方公共団体、消費者団体、メディア、NPO、関係省庁等による「COOL CHOICE 推進チーム」を設置(2016年5月31日)。普及啓発の進め方や基本方針、ライフスタイル転換のための取組について提言・助言。推進チームの下に分野別の作業グループ(省エネ家電、省エネ住宅、エコカー、低炭素物流、ライフスタイル)を設置し、活動。 (2) 若年層・次世代の危機意識の醸成及び脱炭素社会に向けた理解・合意形成事業 (3) 企業連携等によるライフスタイルの変革促進事業 (4) 地域版「COOL CHOICE」推進チームの設置等による地域独自施策の推進事業 16.5 億円(2017 年度) 15 億円(2018 年度) 10 億円(2019 年度) 10 億円(2020 年度)	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 (1) 危機意識醸成及び脱炭素社会に向けた理解・合意形成事業 (2) 家庭における脱炭素ライフスタイル構築促進事業 (3) ノンステートアクターとの連携による行動変容促進事業 7 億円(2021 年度)
------	--	--

対策名：	定性-16. 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
具体的内容：	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（以下「環境教育等促進法」という。）等に基づき、国民が、幼少期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育の取組を総合的に推進。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

環境教育は、学校において学習指導要領に基づき実践されているところであるが、学校に加え、職場、家庭、地域のあらゆる場において更に効果的に実践されるよう、地域で推進役となる者の育成や体験活動への参加促進等を着実に実施する。施策の性格上、直ちに CO₂排出量の削減に寄与するものではないが、企業が教育の主体として参画し始め、組織や地域の実情に応じた創意工夫のある環境教育の取組が生まれている。例えば、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定数の増加により、多くの国民が体験活動に参加できているなど、様々な取組を通じて対策が進んでいるものと評価できる。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助	○新たな森林空間利用創出事業のうち全国規模の緑化運動の促進（2019 年度） ・全国規模の緑化行事の開催を通じて、緑化や森林・林業に対する国民理解の醸成を図る。 32 百万円（2019 年度当初予算）	
	○ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成（2019 年度） ・消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進する取組等を支援 91 百万円の内数（2019 年度当初予算） 201 百万円の内数（2020 年度当初予算）	○ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成 の今後の予算措置 150 百万円の内数（2021 年度当初予算） ○カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち「木づかい運動」の促進【新規】 212 百万円の内数（2022 年度当初予算案）

	○新たな森林空間利用創出対策のうち全国規模の緑化運動の促進（2020 年度） ・全国規模の緑化行事の開催を通じて、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図る。 32 百万円（2020 年度当初予算）	○新たな森林空間利用創出対策のうち全国規模の緑化運動の促進（2021 年度） ・全国規模の緑化行事の開催を通じて、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図る。 32 百万円（2021 年度当初予算） ○2022 年度からは、カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策において実施【新規】 ・全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施を支援。 212 百万円の内数（2022 年度当初予算案）
普及啓発	○美しい森林づくり推進国民運動 幅広い国民の理解と協力のもと、木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、企業や NPO 等の森林づくりへの幅広い参画を促進 ・国民運動の認知度を高めるため、新聞広告の掲載やテレビ、ラジオ番組の放送、企業の協力によるキャンペーンの実施、各地方での緑化行事の参加者に対する国民運動の主旨の説明等を実施。また、企業、NPO 等に対して、国民運動、森林づくりへの参画の呼びかけ等を実施。各界の代表が参加して国民運動を推進する「美しい森林づくり全国推進会議」の開催や「フォレスト・サポーターズ」への登録を通じた幅広い情報提供等、国民運動の展開や民間における推進組織の支援等を実施	○美しい森林づくり推進国民運動 各界の代表が参加して国民運動を推進する「美しい森林づくり全国推進会議」の開催や「フォレスト・サポーターズ」への登録を通じた幅広い情報提供等、国民運動の展開や民間における推進組織の支援等を実施（2021 年度）
	○木づかい運動 広く一般消費者を対象に、木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を推進	○林福連携で行う優れた地域材製品開発等への支援を追加。 （予算額は[補助]の項に前掲）

	・木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で表彰する「ウッドデザイン賞」の実施を支援。 ・消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進するため、各種コンテンツによる広報・普及活動や木づかいの普及啓発を行う実践者を養成するセミナーの実施、各種展示会への出展等を支援。 ・木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践活動や団体間連携、木育授業の実施等を支援。 (予算額は[補助]の項に前掲)	
	○エシカル消費の推進 消費者庁において、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の意義や必要性などについて、広く国民に情報提供を行うとともに、地方公共団体による主体的な普及・啓発活動の促進を目指すことを目的としたシンポジウム「エシカル・ラボ」を2015年度～2019年度にかけて、全国で開催した。2017年度は鳥取と徳島、2018年度は秋田、山口、京都、2019年度は、石川、兵庫、静岡において開催した。その際、環境省、林野庁などと連携し、環境教育に資する会場内展示などを行った。また、小中学生を対象とした啓発ワークショップも実施した。2020年度はエシカル消費の普及・啓発のために、動画やポスター、パンフレット等の啓発資材を作成するとともに、エシカル消費をテーマとしたライブシンポジウムを愛知、大阪で開催した。また、「エシカル消費特設サイト」を開設し、情報発信の充実強化に向けて、取組事例の収集・発信等を行った。 ・開催回数：シンポジウム 10 回(2017 年度：鳥取、徳島、2018 年度：秋田、山口、京都、2019 年度：石川、兵庫、静岡、2020 年度：愛知、大阪)、小中学生向けワークショップ 7 回 (2017 年度：東京、2018 年度：東京、京都、2019 年度：東京、石川、兵庫、2020 年度：千葉)	サステナブルファッション等のエシカル消費の推進に向けた取組を引き続き進める。

	○食品ロス削減に関する消費者への普及啓発（2012 年度～） ・食品ロスの現状や削減に効果的な取組を消費者に広く周知、継続 - チラシ 4 万 8 千枚印刷（2014 年度） - チラシ 32 万 2 千枚印刷（2015 年度） - チラシ 28 万枚、ポスター 200 枚印刷（2016 年度） - チラシ 20 万枚、ポスター 200 枚印刷（2017 年度） - チラシ 20 万枚、ポスター 4 千枚印刷（2018 年度） - チラシ 25 万枚、冊子 8 万部印刷（2019 年度） - ポスター約 1 万枚、冊子 5 万部印刷（2020 年度） ・食品ロス削減シンポジウムの開催（消費者庁、農林水産省、環境省主催）（2016 年度） - 参加者：197 人 ・食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムの開催（内閣府、消費者庁主催、農林水産省、環境省共催）（2020 年度）（神奈川県、福島県、愛媛県、鹿児島県、北海道、京都府、鳥取県） ・食品ロス削減全国大会の開催、継続（開催地自治体、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、環境省、農林水産省、消費者庁共催）（2017 年度～） - 第 1 回食品ロス削減全国大会（松本市）（2017 年度） - 参加者数：約 800 人、参加自治体数：約 100 自治体 - 第 2 回食品ロス削減全国大会（京都市）（2018 年度） - 参加者数：約 500 人、参加自治体数：約 100 自治体 - 第 3 回食品ロス削減全国大会（徳島県・徳島市）（2019 年度） - 参加者数：約 600 人、参加自治体数：約 80 自治体	教材の作成等を通じて、食品ロス削減の普及啓発を引き続き進める。
--	---	--

	第4回食品ロス削減全国大会（富山県（会場参加と併せてWEB配信））（2020年度） 会場参加者数：約200人、参加自治体数：約90自治体、WEB視聴：約600人 ・「食品ロス削減推進大賞」の実施（2020年度～）【新規】 令和2年度食品ロス削減推進大賞（応募総数：106件）	
教育	○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく人材認定等事業登録制度等（2004年度～） 民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を国が登録し、公示する制度。近年、本制度の登録事業及び登録事業利用者数が共に増加傾向にある。登録認定資格が国や地方公共団体が発注する公共事業等の入札要件となるなど、雇用の確保に寄与している例も認められるところ。 登録事業数：48（2018年度） 49（2019年度） 50（2020年度） 利用者数：約6,600人（2017年度） 約6,400人（2018年度） 約13,000人（2019年度） 約12,000人（2020年度）	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく人材認定等事業登録制度等に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：無し） 60百万円の内数（2021年度予算） 58百万円の内数（2022年度予算案）
	○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく体験の機会の場の充実・拡大（2011年度～） 土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることができる制度。認定を受けた事業者等は、その提供する体験活動を通じて、学校や地域社会との連携を図ることが可能となり、企業価値の向上にもつながっている。2018年度に環境教育等促進法基本方針が変更され、体験の機会の場の積極的な活用、認定の促進を図ることとされた	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく体験の機会の場に関する助言等に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：無し） 60百万円の内数（2021年度予算） 58百万円の内数（2022年度予算案）

	ため、国において取組を強化している。 場の認定数：15（2017 年度） 17（2018 年度） 18（2019 年度） 25（2020 年度） 体験者数：約 26,000 人（2017 年度） 約 27,000 人（2018 年度） 約 26,000 人（2019 年度）	
	○環境教育・学習を地域で推進する教師等の育成（2012 年度～） 学校や地域における質の高い環境教育・ESD を実践・推進するリーダーとなる人材を育成していくことを目的とする研修。 本研修では、学校におけるカリキュラム・マネジメント等の実践力向上を目指すカリキュラム・デザイン・コースと、環境教育における体験活動の実践力向上を目指すプログラム・デザイン・コースを実施している。 研修参加者数：220 名（2017 年度） 515 名（2018 年度） 795 名（2019 年度） 301 名（2020 年度）	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修事業に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：無し） 16 百万円（2021 年度予算） 15 百万円（2022 年度予算案）
	○「環境 人づくり企業大賞」の運用（2013 年度～） 本表彰は企業が行う自社社員への環境教育等の優良取組を審査対象とするものであるが、応募自体が取組の振り返りとなり、受賞者から審査員のフィードバックが取組の改善につながったとの声も寄せられた。 61 件（2017 年度） 58 件（2018 年度） 81 件（2019 年度） 61 件（2020 年度） 併せて受賞企業の取組事例を共有するセミナーを実施しているところ、定員を超える申し込みがあるなど、企業における人材育成の機運が高まり	・「環境人づくり企業大賞」は、令和 3 年度以降、「環境省グッドライフアワード」に統合して実施。

	つつあることがうかがわれる。 120 名（2017 年度） 104 名（2018 年度） 34 名（2019 年度） 522 名（2020 年度）	
--	--	--

対策名：	定性-17. 脱炭素先行地域づくり
具体的内容：	地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を、2025 年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030 年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による 住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げていく。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

令和 3 年度からの施策のため記載なし。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助		・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 （事業終了予定年度：2030 年度） 200 億円（2022 年度予算）
普及啓発		・脱炭素先行地域や重点対策の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信。 （2022 年度以降）
その他		・脱炭素先行地域の選定・公表（2022 年度～2025 年度） ・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「脱炭素先行地域づくりガイドブック」及びその参考資料として「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」の公表。（2021 年度）

対策名：	定性-18. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）
具体的内容：	地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、2030 年 46%削減目標に向けて、地方公共団体が目標を掲げ、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行う。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

令和3年度からの施策のため記載なし。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助		・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (事業終了予定年度：2030 年度) 200 億円（2022 年度予算）
普及啓発		・脱炭素先行地域や重点対策の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信。 (2022 年度以降)
その他		・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」の公表。(2021 年度)

対策名：	定性-19. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
具体的内容：	地域の脱炭素を実現するために、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、特に今後5年間で集中期間として、あらゆる分野において脱炭素への移行に繋がる取組を加速化する必要がある、このような地域脱炭素の取組に対し、①人材派遣・研修、②情報・ノウハウ、③資金の観点から、国が継続的かつ包括的に支援するスキームを構築し、地方支分部局も連携しつつ、積極的に支援する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

令和3年度からの施策のため記載なし。

2. 施策の全体像

	実績（2020年度まで）	今後の予定（2021年度以降）
補助		・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (事業終了予定年度：2030年度) 200億円（2022年度予算）
普及啓発		・脱炭素先行地域や重点対策の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信。 (2022年度以降)
教育		・再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 (事業終了年度：2021年度) 1,200百万円の内数（2021年度） ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 (事業終了予定年度：2023年度) 800百万円の内数（2022年度予算）

		・自治大学校において、地方公共団体の職員を対象とした地域脱炭素初任者研修を実施。（2022 年度）
その他		・脱炭素化に資する事業の加速のため、民間資金を呼び込む出資制度を創設予定。（2022 年度） ・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの公表。（2021 年度） ・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS 利用者増加に向けた説明会等を実施。（2021 年度）
		・ESG 金融については『定性-12_サステナブルファイナンスの推進』を参照
		・地方創生人材支援制度にグリーン分野を新設し、再生可能エネルギーの導入などの脱炭素の取組を通じて地域課題の解決を図ることができる専門人材の地方公共団体への派遣を強化。（2021 年度）
		・地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、地域に不足している専門家を紹介するとともに、専門家を招へいする際の費用の 1/2 を補助。（2022 年度）

対策名：	定性-20. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション
具体的内容：	・製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の算定・表示を支援することにより、事業者の排出削減の取組を促進するとともに、各製品・サービスの排出量情報の表示を通じて消費者の行動変容を促進する。 ・ナッジ等の行動科学の知見を活用した行動変容モデルを実施し、ランダム化比較試験等の頑健な効果検証を行う。 ・ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電された再生可能エネルギー電気を取り扱うに際し、必要な条件について明確化し、地方公共団体の取組を応援する。 ・インフルエンサーや脱炭素への関心の高い学生が脱炭素アンバサダーとなって、脱炭素行動を実施、発信してもらい、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、国民の行動変容を促進する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

(1) 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化 2020年度は、製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の見える化について検討を開始した。
(2) 二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大 ナッジ等を活用し実証した地域数は2020年度において、11地域であり、当初の見込み数より多く、年々実績は増加している。 今後は、2030年度に向けて、過年度で一定の効果が実証されたナッジ手法の社会実装を拡大させるとともに、引き続きナッジ等を活用し実証を行う地域数を増やし、国民一人ひとりの行動変容を促し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を推進していく。
(3) 脱炭素の意識と行動変容の発信・展開 様々な分野で影響力のあるインフルエンサーや脱炭素への関心の高い若者等が自ら脱炭素行動を実践するとともに積極的に発信してもらえるよう、今後、脱炭素アンバサダーの仕組みの検討を行っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2020年度まで）	今後の予定（2021年度以降）
補助		食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業（事業終了予定年度：2022年度）

		101 億円（2021 年度第 1 次補正予算）
普及啓発		ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 600 百万円（2022 年度予算）
その他	低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（2017 年度） ・国民一人ひとりの自発的な行動喚起の促進を通じて、社会システムやライフスタイルの変革を実現する。 4 件、20 億円（2017 年度） 7 件、30 億円（2018 年度） 10 件、30 億円（2019 年度） 10 件、30 億円（2020 年度）	①低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（2017 年度） 7 件、27 億円（2021 年度） ②企業の脱炭素経営実践促進事業のうち、製品・サービスの温室効果ガス排出量見える化等促進事業 601 百万円の内数（2022 年度） ③ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業（事業終了予定年度：2026 年度年度） ・国民一人ひとりの自主的な意識変革・行動変容の促進を通じて、脱炭素型のライフスタイルへの転換を実現する。 18 億円（2022 年度予算）
		・ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電された再生可能エネルギー電気を取り扱うに際し、必要な条件について明確化。（2021 年度）

対策名：	定性-21. 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション
具体的内容：	導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、①地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進、②風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進、③地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化、④住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応といった制度改革等により、実効性を確保する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

令和3年度からの施策のため記載なし。

2. 施策の全体像

	実績（2020年度まで）	今後の予定（2021年度以降）
法律・基準		地球温暖化対策推進法の一部改正 ・地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設 2021年6月2日公布・一部施行 2022年4月1日施行
		地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定（2021年度以降）
		自然公園法及び温泉法の運用見直し（2021年度） 2021年9月30日国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改正
		脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用

		の促進に関する法律（2021 年度） ・基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。 国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を実施。 政府における推進体制として、農林水産省に木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を実施。 令和 3 年 6 月 公布 令和 3 年 10 月 施行
補助		・再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 （事業終了年度：2021 年度） 1,200 百万円の内数（2021 年度） ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ・地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築等を支援 （事業終了予定年度：2023 年度） 800 百万円の内数（2022 年度予算）
		木材産業・木造建築活性化対策 （2022 年度から建築用木材供給・利用強化対策に移行） ・新たな木材需要を創出するため、木材利用が低位な都市部の建築物等における木造化・木質化を推進するための製品・技術の開発・普及や、

		木質バイオマス、更には、消費者等の理解の醸成のための幅広い普及啓発など様々な分野での地域材利用の拡大に対する支援を実施。 木材産業・木造建築活性化対策（2022年度からは建築用木材供給・利用強化対策）の今後の予算措置 18億円（2021年度） 19億円（2022年度予算）
技術開発		木材産業・木造建築活性化対策（2022年度から建築用木材供給・利用強化対策に移行） ・中大規模建築物の木造化に資するCLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及への支援を実施。 木材産業・木造建築活性化対策（2022年度からは建築用木材供給・利用強化対策）の今後の予算措置 18億円（2021年度） 17億円（2022年度予算）
普及啓発		・木づかい運動 広く消費者を対象に、木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を推進 ・木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で表彰する「ウッドデザイン賞」の実施を支援。 ・デジタル技術を活用した情報発信等による広報活動やシンポジウムの開催、各種展示会への出展等を支援。 ・木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践活動や木育の実施を促す取組等を支援。

教育		改定マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（全9回）の開催（2021年度以降）
その他		・都道府県、市区町村のCO₂排出量等を「見える化」した自治体排出量カルテの提供 ・地域の経済循環を「見える化」した「地域経済循環分析ツール」の提供 ・再エネ導入に向けたゾーニング等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進に資する地域の自然環境・社会環境の情報を提供するWeb-GIS「EADAS」（2021年度以降）
		・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS 利用者増加に向けた説明会等を実施。（2021年度）
		洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業（2021年度） ・今後洋上風力発電の導入が見込まれる海域において環境調査を実施し、海域特有の環境情報を整備・提供 ・洋上風力発電の特性を踏まえ、施設の稼働に伴う環境影響をモニタリングし、順応的に管理する手法等を実証し、環境保全手法を最適化（事業終了予定年度：2024年度） 450 百万円の内数（2022 年度予算）

		・温泉モニタリングなどの科学的データの収集・調査、円滑な地域調整による地域共生型の地熱開発の加速化 (事業終了予定年度：2024 年度) 250 百万円 (2022 年度予算)
		・脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネルギー対策等のあり方検討会の検討を踏まえて、住宅を含む省エネルギー基準適合義務付け等の規制措置の強化、ZEH・ZEB の普及拡大、既存ストック対策の充実等の対策強化に関するロードマップを策定。(2021 年度)

対策名：	定性-23. 相手国の政策・制度構築
具体的内容：	・ 二国間の環境政策対話の実施 ・ アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 二国間の環境政策対話の実施 新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善を目的として、包括的な環境協力の覚書等に基づき、環境政策対話等を実施した。 2. アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援 日本の国立環境研究所や京都大学などが共同開発している大規模シミュレーションモデルである AIM を用いて、政策オプションを評価し、様々な将来シナリオの定量化を行うことを通じて政策検討、NDC 更新及び長期戦略策定につなげていく支援を、ベトナム、タイ、インドネシア等に対して行った。
--

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
その他	1. 二国間環境政策対話 2020 年度は、インドネシア、シンガポール、モンゴル、ミャンマー、ベトナムと環境政策対話を実施。また、サウジアラビアと新たな協力覚書を署名し、ベトナムとは覚書の更新を行った。 <予算額> 189 百万円の内数（2018 年度） 326 百万円の内数（2019 年度） 458 百万円の内数（2020 年度）	新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善を目的として、環境政策対話等を実施していく。 <予算額> 467 百万円の内数（2021 年度予算） 497 百万円の内数（2022 年度予算案）
	2. 長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援 日本の国立環境研究所や京都大学などが共同開発している大規模シミュレーションモデルである AIM を用いて、政策オプションを評価し、様々な将来シナリオの定量化を行うことを通じて政策検討、NDC 更新及び長期戦略策定につなげていく支援を、ベトナム、タイ、インドネシア等に対して行った。 <予算額>	1.5 度目標を含むパリ協定の目標達成に向けた脱炭素移行支援の一環として、AIM を活用したシナリオ策定や長期戦略策定に向けた支援を、対象国を広げながら引き続き実施していく。 <予算額>

	74 百万円の内数（2018 年度） 74 百万円の内数（2019 年度） 201 百万円の内数（2020 年度）	221 百万円の内数（2021 年度予算） 221 百万円の内数（2022 年度予算案）
--	---	---

対策名：	定性-24. 国際ルール作りの主導
具体的内容：	・各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備 ・鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 ・グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ・一般的な温室効果ガス排出測定などの評価方法の国際標準化 ・市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施 ・国際海事機関（IMO）における国際的な枠組みの策定の主導 ・国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備 日本が主導する官民協働イニシアティブである Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN (CEFIA) を通じ、入同地域におけるエネルギー効率改善及び再エネ導入等による脱炭素化への貢献及びその効果の「見える化」を念頭に、具体的なプロジェクトの組成に取り組んだ。 2. 鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 2020 年度には、製鉄所からの CO₂ 排出量・原単位の計算方法に係る国際規格（ISO14404 シリーズ）を導入する際のガイダンスとなる国際規格（ISO 14404-4）を発行した。 2021 年度以降は、製鉄所における総合的な省エネルギー対策のガイドラインに関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める予定。 3. グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 2020 年度には、2018 年に国際標準化提案した木材・プラスチック再生複合材（WPRC）に係る国際規格（ISO 20819-1）が発効するとともに、その物性試験方法に関する新規提案を行った。また、遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準案を検討した。 2021 年度以降は、WPRC の物性試験方法に関する国際規格発行を目指すとともに、遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める予定。 4. 一般的な温室効果ガス排出測定などの評価方法の国際標準化 東南アジアの企業等の温室効果ガス排出量の把握を促進するため、ASEAN 地域の能力構築等に加え、「ASEAN 地域における事業所レベルの GHG 算定・報告ガイドライン構築に向けたロードマップ」を策定（2020 年）し、2021 年度以降における同地域全体のガイドライン作成に向けた基礎固めをした。 5. 市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施 パリ協定 6 条（市場メカニズム）の実施指針について、2020 年 11 月に開催予定であった国連気
--

候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）での合意に向けて、COP25 で合意に至らなかった論点に対するデータや数値を用いた定量的な分析等を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により COP26 は 2021 年に延期となったが、国連気候変動枠組条約事務局により 2020 年 6 月に開催された June momentum 及び 11 月末から 12 月初めに開催された Climate Dialogues にて、COP26 での合意に向けて必要な技術的事項の整理等の作業や意見交換を行った。

6. 国際海事機関（IMO）における国際的な枠組みの策定の主導

国際海運からの温室効果ガス排出削減及び優れた省エネ・省 CO₂ 技術を有する我が国海事産業の国際競争力向上のため、新造船への燃費規制の強化のための条約改正にかかる議論の国際的枠組み作りを主導した。2020 年 11 月には、IMO へ日本主導による 19 か国の共同提案をベースとした、既存船に対する新たな CO₂ 削減の国際ルールを導入するための条約改正案が承認された。

7. 国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導

国際航空分野において設定されていない長期目標について、2019 年の ICAO 総会で長期目標の実現可能性調査を行うことが決議されたことを踏まえ、我が国から検討グループの設置を提案し、当該グループにおいて我が国が議長となった。日本の議長のもと、国際的に調和が図られた野心的な目標設定を目指し議論を牽引しているところ。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
法律・基準	5. パリ協定 6 条（市場メカニズム）の実施指針について 2021 年 11 月に予定されている COP26 での合意に向け、COP25 で合意に至らなかった論点に関するデータや数値を用いた定量的分析を行った。 6. 国際海運における燃料油消費量実績報告制度の導入（2017 年度） 船舶が使用する燃料の消費を見える化し、省エネ運航を更に促進するため、運航データ（燃料油消費量、航海距離及び航海時間等）を IMO に報告する制度が 2016 年 10 月の海洋汚染防止条約付属書 VI の改正により創設された。当該制度を国内法制化すべく、国土交通省令等を改正した。 （平成 30 年 3 月公布・施行）	2021 年 11 月に開催された COP26 において、市場メカニズムに関する実施指針について合意が得られた。特に、我が国が提案した政府承認に基づく二重計上防止策が決定文書に反映される等、合意に大きく貢献した。

	6. 国際海運における新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の基準引き上げ 2019 年度には、海洋汚染防止条約附属書VIに基づく、新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の2020 年 1 月からの強化を国内法制化するため、国土交通省令を改正した。（令和元年 12 月公布・令和 2 年 1 月施行） また、2020 年度には、当初 2025 年から予定されていた EEDI 規制値強化（フェーズ 3 規制）について、CO₂排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、規制値の更なる強化や適用時期の 2022 年 4 月への前倒し等を盛り込んだ MARPOL 条約附属書 VI の改正案が IMO において正式採択された。	IMO において正式採択された EEDI 規制値に関する海洋汚染防止条約附属書VIの改正を国内法制化するため、国土交通省令等を改正する。
その他	1. CEFIA を通じた脱炭素技術の普及・促進 CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）は、ASEAN の脱炭素化及びエネルギーランジションを進めるため、脱炭素技術の普及、そのための政策・制度構築及び資金動員を官民連携で進めることを目的として日本政府が提案したイニシアティブであり、2019 年 9 月より取組を開始している。ASEAN におけるエネルギー協力行動計画（APAEC）に貢献することを、活動の基本方針としている。 上記目的実現のため、IoT を活用した工場最適操業（RENKEI）、実質的にエネルギーを消費しない建物（ZEB）の構築、強風に強い風車を使った風力発電付きマイクログリッドの 3 つの具体的プロジェクトを進めるとともに、国際金融機関や ASEAN 地場銀行と協力して脱炭素技術に資金動員するためのファイナンスのあり方について検討を進めている。また、APAEC への貢献の道筋を定めるため、協力ロードマップを策定中。 これらの活動の進捗は、2021 年 2 月 2 日に開催された第二回 CEFIA 官民フォーラムにおいて紹介された。 2. 鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 製鉄所からの CO₂ 排出量・原単位の計算方法に係る国際規格（ISO14404 シリーズ）を導入する際のガイダンスとなる国際規格（ISO 14404-4）を発行。（2020 年度）	第三回 CEFIA 官民フォーラムを 2022 年 2 月 21 日に開催し、ASEAN の官民の関係者が参加し、CEFIA のこれまでのフラグシップなどの活動状況が紹介されたほか、脱炭素技術への資金動員のあり方等について議論を行った。 CEFIA 協力ロードマップを本年春頃にリリース予定。今後は本ロードマップに沿って、脱炭素プロジェクトの遂行等を通じ、APAEC へ貢献していくとともに、その貢献を「見える化」していく。 製鉄所における総合的な省エネルギー対策のガイドラインに関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。

	3. グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ・2018 年に日本から国際標準化提案した木材・プラスチック再生複合材に係る国際規格（ISO 20819-1）を発行。 ・木材・プラスチック再生複合材の物性試験方法に関する国際標準化提案を実施。 ・遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案に向け、国際規格案を検討。（2020 年度） 4. 東南アジア企業等の排出量把握を促進する透明性パートナーシップ 東南アジアの企業等の温室効果ガス排出量の把握を促進するため、透明性パートナーシップ（PaSTI: Partnership to Strengthen Transparency Initiative）を立ち上げ、ASEAN 地域の能力構築を支援するとともに、今後の同地域全体のガイドライン作成を見据え、「ASEAN 地域における事業所レベルの GHG 算定・報告ガイドライン構築に向けたロードマップ」を策定した。 <予算額> 74 百万円の内数（2018 年度） 74 百万円の内数（2019 年度） 201 百万円の内数（2020 年度） 6. IMO を通じた国際交通からの排出削減への貢献 国際海運からの温室効果ガス排出削減対策を議論する IMO の海洋環境保護委員会の議長に日本人が選出され、2018 年 4 月に、日本提案をベースとした短中長期目標を含む「IMO GHG 削減戦略」の合意を実現した。 上記戦略の達成に向けて 2018 年 8 月に産学官公の連携で「国際海運 GHG ゼロエミッションプロジェクト」を立ち上げ、2020 年 3 月には「国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ」を取りまとめた。 また、2020 年 11 月には、IMO へ日本主導による 19 か国の共同提案をベースとした、既存船に対する新たな CO₂ 削減の国際ルールを導入するための条約改正案が承認された。本ルールは燃	・木材・プラスチック再生複合材の物性試験方法に関する国際規格発行に向け、国際標準化機構における議論を進める。 ・遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。 2021 年度は、ASEAN 地域全体のガイドライン作成に向けて、各国と協議を進め、COP26 のジャパンパビリオンで実施した PaSTI に関するセミナーにおいて、ガイドライン骨子に関する討議をした。2022 年度内にガイドライン本体を作成し、ASEAN 各国における制度構築に寄与していく。 <予算額> 221 百万円の内数（2021 年度予算） 221 百万円の内数（2022 年度予算案） 2021 年 6 月に、IMO において、既存船に対する新たな CO₂ 削減の国際ルールを採択し、2023 年から開始することが決定された。 引き続き、本ルールの円滑な実施に向けて、国内法制化を行う。 また、IMO に対し、2023 年の「GHG 削減戦略」の改訂に際して、「2050 年までに GHG 排出を全体としてゼロ（2050 年カーボンニュートラル）」を新たな目標として掲げ、米、英等と共同提案した。
--	--	--

	費性能が悪い船にエンジン出力制限等を課すほか、極めて燃費性能が悪い船舶には国際海運市場からの撤退及び新造船代替の促進を促すことで2030年までに輸送量あたり40%以上のCO₂削減が見込まれる。 7. 国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導 国際航空分野において設定されていない長期目標について、2019年のICAO総会で長期目標の実現可能性調査を行うことが決議されたことを踏まえ、我が国から検討グループの設置を提案し、当該グループにおいて我が国が議長となった。日本の議長のもと、国際的に調和が図られた野心的な目標設定を目指し議論を牽引しているところ。	国際航空分野のCO₂排出削減の長期目標について、我が国が提案し設立したICAOにおけるタスクグループにおいて、議長国として議論をリードし、2022年秋の国際民間航空機関（ICAO）総会において、検討結果を踏まえた国際的に調和が図られた野心的な長期目標が決議されるよう、引き続き議論を主導する。
--	---	--

対策名：	定性-25. 都市の取組の推進
具体的内容：	・途上国における脱炭素化を推進するための国際的な都市間連携の推進 ・「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた都市の先進的な取組を世界に広げて「脱炭素ドミノ」を加速させるための国際フォーラムの開催

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 国際的な都市間連携の推進

我が国の都市が有する経験・ノウハウ等を活用して途上国における脱炭素化を推進する都市間連携事業について、2020年度は途上国10カ国20都市と日本の10都市との間で都市間連携事業を実施した。

東京都とクアラルンプール市との間では、東京都の協力によりグリーンビルディング認証制度の導入等が実現し、クアラルンプール市のゼロカーボン宣言に至った。

大阪市とホーチミン市との間では、脱炭素・環境インフラの実装化を目的に大阪市内企業を中心とした企業群が現地で調査を行い、ホーチミン市内の民間施設でJCM設備補助を活用した省エネルギー導入事業2件の実施に至った。

2030年度に向けて、海外都市との協力関係を拡大・深化させ、国内において地域脱炭素ロードマップに基づき創出していく脱炭素ドミノを海外にも普及させていく。

2. 国際フォーラムの開催

2020年度は、UNFCCCの協力の下、第1回となる脱炭素都市国際フォーラムを開催した。フォーラムでは、コミュニティに直結する都市の脱炭素政策と中央政府・国際機関による後押しの重要性を確認し、今後、都市の先進的な取組を世界に広げて、世界で「脱炭素ドミノ」の輪を広げていくことを確認した。

2030年度に向けて、米国、イクレイ等の関係国・機関と連携しながら、国内外の都市の取組を共有・議論する場を主導していく。

2. 施策の全体像

	実績（2020年度まで）	今後の予定（2021年度以降）
その他	国際的な都市間連携の推進及び国際フォーラムの推進 2020年度は途上国10カ国20都市と日本の10都市との間で都市間連携事業を実施するとともに、「脱炭素ドミノ」の輪を広げるための第1回国際フォーラムを開催した。 <予算額> 350百万円の内数（2016年度） 400百万円の内数（2017年度） 399百万円の内数（2018年度）	世界全体での脱炭素社会の実現に向け、国際的な都市間連携等を通じて世界の都市の脱炭素化を推進していく。 <予算額> 419百万円の内数（2021年度予算） 439百万円の内数（2022年度予算案）

	399 百万円の内数 (2019 年度)	
	469 百万円の内数 (2020 年度)	

対策名：	定性-27. グリーン冷媒技術・製品等の国際展開
具体的内容：	・フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）の活動を通じてフロン管理の重要性に関して国際的に普及啓発を実施し、途上国の行政官に対する研修等を実施する。 ・二国間クレジット制度（JCM）を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業による途上国における代替フロンの回収・破壊の実施による温室効果ガス排出量の削減及び途上国における制度構築への支援を実施する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）は、2019 年 COP25 において設立され、14 の国・国際機関、16 の国内企業・団体が賛同している取組である（2022 年 3 月時点）。2020 年度はフロン管理に関してモントリオール議定書関連会議で二度のサイドイベント開催、国内関係者との会合も実施した。また、気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）との協働での活動により連携を深めた。2021 年度以降も引き続きサイドイベント等の実施により、フロンのライフサイクル管理の重要性について国際的な啓発を図る。

二国間クレジット制度（JCM）を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業においては、2018～2020 年度においてタイ及びベトナムにおいて事業実施、2021 年度はフィリピン及びベトナムで新規事業を行っていく 2022 年度以降も補助事業の継続に加えて新規補助事業の案件発掘を図る。

また、2020 年度から途上国における制度整備等の支援事業を開始し、東南アジアを中心とした途上国の法整備状況等の調査に加え、政府関係者ユーザーなどフロン処理に係る関係者のキャパシティビルディングを実施した。今後も事業を継続し、途上国におけるフロンの適正処理に関する制度整備等に寄与していく。

2. 施策の全体像

	実績（2020 年度まで）	今後の予定（2021 年度以降）
補助	二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業 途上国における使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊及びモニタリングを実施するとともに、二国間クレジット制度（JCM）を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業に対して資金支援を行う。 ・2018 年度～2020 年度は、タイ及びベトナムでの事業に対して補助を実施。 52 百万円の内数（2018 年度）	二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業 ・2021 年度はフィリピン及びベトナムでの事業に対して補助を実施。 72 百万円の内数（2021 年度） 71 百万円の内数（2022 年度予算案）

	52 百万円の内数 (2019 年度) 72 百万円の内数 (2020 年度)	
普及啓発	フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ (IFL) の活動 IFL の活動を通じてフロン管理の重要性に関して国際的に普及啓発を実施する。 賛同機関:14 カ国・地域、16 国内企業・団体(2021 年 3 月時点) 2020 年度 ・モントリオール議定書公開作業部会 (OEWG) サイドイベント開催 ・モントリオール議定書第 32 回締約国会議 (MOP32) サイドイベント開催 ・第 1 回フルオロカーボン・イニシアティブ国内関係者会合開催	フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ (IFL) の活動 2021 年度以降もフロン管理の重要性を国際的に訴求するために、サイドイベント等を開催する。
教育	途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援事業 途上国におけるフロン関連制度の調査を実施し、我が国の強みであるフロンのライフサイクル全体にかかる管理制度や冷凍空調技術の国際展開を図るためのフロン排出抑制戦略を策定した。また、戦略に基づき、途上国の政策立案者等を対象にワークショップを実施した。	途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援事業 途上国各国におけるフロン排出抑制戦略の精緻化を実施するとともに、各国の状況及び要望に応じたフロン制度や技術に関するワークショップ等を実施した。